

令和3年度

国の予算編成に対する要請書

令和2年6月

川崎市

川崎市政の推進につきましては、日頃から格別の御高配をいただき厚く御礼申し上げます。

大正13年に人口5万人で誕生した川崎市は、令和2年5月時点で人口が154万人に迫り、現在も伸び続けているとともに、生産年齢人口の割合が約70%を占める若い世代が支える都市です。

また、市内へ研究開発機関が次々に立地し、その数が約400に及ぶなど、近年、川崎の「成長力」が高まってきております。

こうした川崎をさらに、一歩先へ、もっと先へ進めるため、「川崎市総合計画」の第2期実施計画に基づき、「安心のふるさとづくり」と「力強い産業都市づくり」を基本とした「成長と成熟の調和による持続可能な最幸（さいこう）のまち かわさき」の実現をめざした取組を一層推進しているところです。

一方、近年では、令和元年東日本台風での多摩川流域における浸水のように、気候変動による浸水被害の大規模化が進むとともに、新型コロナウイルス感染症対応では、社会・経済全体への大きな影響が生じるなど、人口が集中する本市のような大都市では、市民の安全・安心な暮らしを守るために、迅速かつ適切な対応が必要となっています。

こうした中で、本市においても、近い将来には少子高齢化のさらなる進展と人口減少への転換、生産年齢人口の減少が想定されています。歳入の大幅な増加は見込めない一方、社会情勢の急速な変化と、多様化・増大化していく市民ニーズへのきめ細かな対応のためには、地域経営の視点を持って効果的かつ効率的なサービスの提供に努めていくことが必要であり、国と地方の役割分担を明確にした上で、地方が担うべき分野については国の関与を廃すとともに、財政面においても自立できるよう税源移譲を進めることが不可欠です。

こうした真の分権型社会の実現に向けて、国の制度改善を要請する事項や、本市の事務事業の推進にあたり適切な財政措置が必要な事項を中心として、本市の要請事項を取りまとめましたので、令和3年度国家予算編成において、特段の御配慮をお願いいたします。

令和2年6月

川崎市長 福田紀彦

目 次

重 点 要 請 事 項

要 請 事 項

○ 大都市の役割にふさわしい税財源の充実	
地方税財源の充実確保について・・・・・・・・・・・・・・・・	1
財政力に応じた国庫支出金等の割り落とし及び 嵩上げ制限の廃止について・・・・・・・・・・・・・・	3
ふるさと納税に係る財政措置等について・・・・・・・・	5
○ 安心のふるさとづくり	
「介護サービス制度」の改善について・・・・・・・・・・	7
セーフティネットの更なる充実等について・・・・・・・・	9
待機児童の解消と保育の質の確保に向けた支援及び 子どもの医療費の助成の在り方の検討について・・	11
児童相談所等の体制強化について・・・・・・・・・・・・・	13
安全・安心で良好な教育環境の充実について・・・・・・・・	15
GIGAスクール構想の実現について【新規要請項目】・・	17
多摩川における治水対策等の推進について【新規要請項目】	19
○ 力強い産業都市づくり	
殿町キングスカイフロントの国際戦略拠点形成と イノベーションエコシステムの構築について・・	21
脱炭素社会の実現に向けたエネルギーに関する取組の推進について	23

○ 安心のふるさとづくり	
「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」推進のための財政措置について	27
小児救急医療体制等の拡充について・・・・・・・・・・・・	29
障害者制度改革に係る財政措置等について・・・・・・・・	31
難病に係る医療費の助成事業について【新規要請項目】	33
成人ぜん息患者医療費助成事業について・・・・・・・・	35
予防接種事業の抜本的改革について・・・・・・・・・・・・	37
住宅・建築物等の総合的な耐震対策等による 安全・安心に暮らせるまちづくりの推進について	39
消防施設及び緊急消防援助隊の整備について・・・・・・・・	41
石油コンビナート地域の強靱化について・・・・・・・・・・	43
五反田川放水路整備事業の推進について・・・・・・・・	45
河川管理施設の老朽化等対策の推進について・・・・・・・・	47
高規格堤防の今後の整備区間における着実な整備の推進について	49
全国都市緑化フェアの開催について【新規要請項目】	51
光化学オキシダント等の低減に向けた取組について	53
廃棄物処理施設整備事業の推進について・・・・・・・・	55
緑地保全事業について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	57
公園等整備事業について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	59
等々力緑地再編整備の推進について・・・・・・・・・・・・	61
シェアサイクル導入ガイドライン等の整備について	63
水道管路更新・耐震化の推進について・・・・・・・・	65
下水道整備事業の推進について・・・・・・・・・・・・	67
羽田空港新飛行経路の運用開始に伴う 騒音・振動対策の強化について【新規要請項目】	69
教職員定数の改善等について・・・・・・・・・・・・	71
外国人材の受入れ・共生のための施策の充実について【新規要請項目】	73
○ 力強い産業都市づくり	
道路施設等の計画的な老朽化・防災対策の推進について	75
幹線道路の整備推進について・・・・・・・・・・・・	77
水素社会の実現に向けた取組の推進について・・・・・・・・	79
我が国の成長戦略の一翼を担う重要な地域である 川崎臨海部の交通ネットワーク基盤の整備・充実について	81
京浜急行大師線連続立体交差事業について・・・・・・・・	83
JR南武線連続立体交差事業について・・・・・・・・・・・・	85
川崎縦貫道路の整備推進について・・・・・・・・・・・・	87
首都高速道路等の料金施策に係る措置について	89
広域鉄道ネットワークの機能強化について	91
川崎駅周辺地区の整備推進について・・・・・・・・	93
小杉駅周辺地区の整備推進について・・・・・・・・	95
登戸・向ヶ丘遊園駅周辺地区の整備推進について	97
鷺沼駅周辺地区・柿生駅周辺地区の整備推進について	99
川崎港の機能拡充について・・・・・・・・・・・・	101

※【新規要請項目】とは、今年度要請にて新規に項目立てをしたもの

重 点 要 请 事 项

地方税財源の充実確保について

【内閣府・総務省】

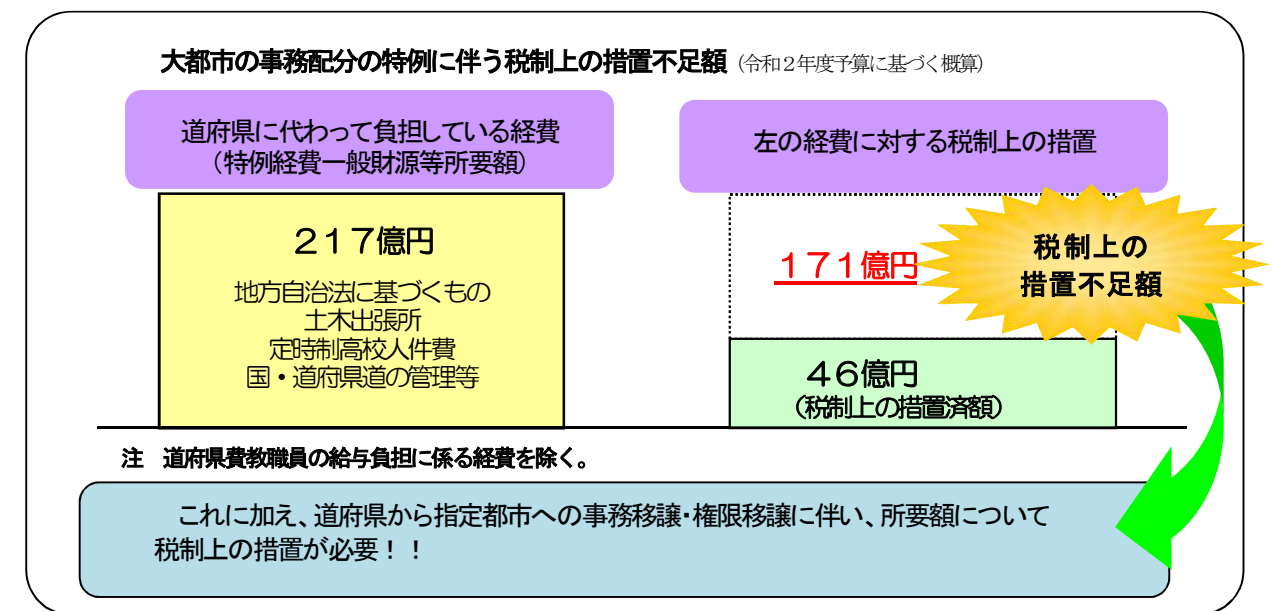
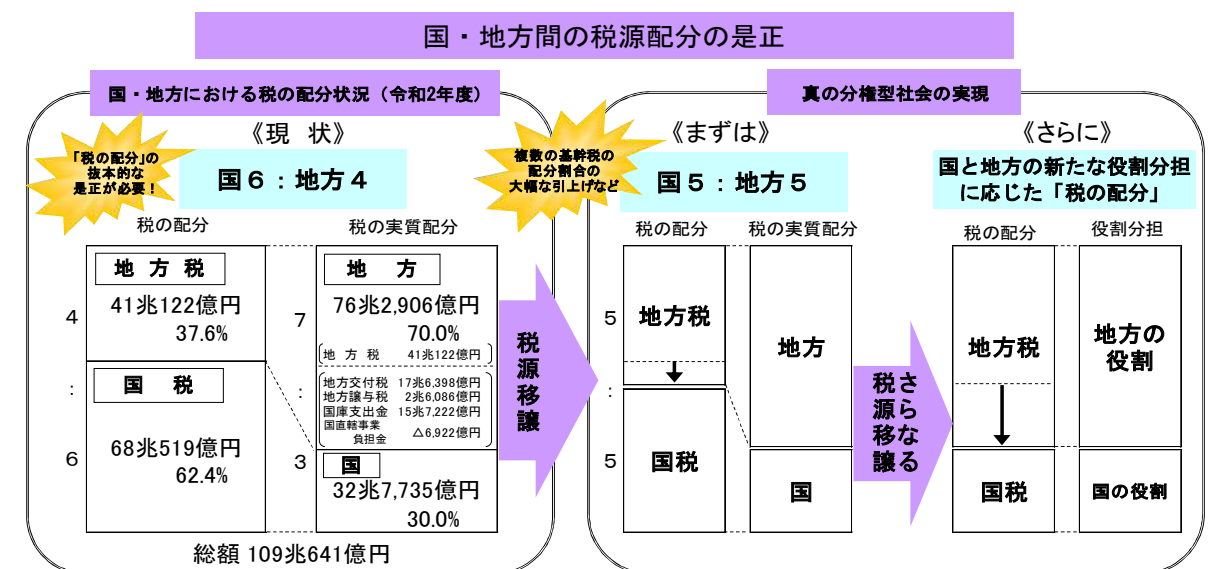
■ 要請事項

- 1 現行6：4となっている国と地方の「税の配分」をまずは5：5とし、さらに地方税の配分割合を高めることにより、国と地方の新たな役割分担に応じた「税の配分」とすること。
また、財政力格差の是正は、法人住民税などの地方税収を減ずることなく、国税からの税源移譲等、地方税財源拡充の中で地方交付税なども含め一体的に行うこと。
- 2 大都市特有の財政需要や事務配分の特例等に対応するため、国・道府県から指定都市への税源移譲を行うこと。
- 3 国庫補助負担金は、国が担うべき分野については必要な経費全額を国が負担するとともに、地方が担うべき分野については、国庫補助負担金を廃止し、所要額を全額税源移譲すること。
- 4 まち・ひと・しごと創生に係る地方創生推進交付金等は、地方が地域の特性を踏まえ、自主性・独自性を最大限に発揮して活用できるよう、より自由度の高い制度とすること。

■ 要請の背景

- 真の分権型社会の実現に向けた改革では、国と地方が分担すべき役割を明確にし、地方の自主性及び自立性を高めるとともに、新たな役割分担に即した国と地方の税源配分への見直しなどを、国と地方が対等な立場で十分な議論を行いながら進めることが重要です。
- 指定都市は、事務配分の特例により道府県の事務・権限が移譲されておりますが、必要な財源について、税制上の措置が不十分となっています。このため、指定都市が大都市特有の財政需要や事務配分の特例に対応した財政運営を行えるよう、個人・法人所得課税及び消費・流通課税に係る国・道府県からの税源移譲により大都市税源の充実強化を図るべきです。
- 指定都市では標準財政規模に対する財政調整基金の割合が小さい傾向があり、台風などの災害や感染症の拡大等の危機に備え、機動的に対応するための財源が不足しています。

- 国庫補助負担金については、地方への税源移譲を中心とした抜本的改革を進めるべきです。
それが実現するまでの間は、地方が必要とする総額を確保するとともに、事業規模や用途に関する要件の緩和、予算の流用への弾力的対応、事務手続きの簡素化等を図るべきです。
- 地方版総合戦略を推進するために地域再生計画を策定し取り組む事業については、交付金の対象となるよう必要額を確保するとともに、地方の意見を聞き、より自由度の高い活用しやすい制度とすべきです。



この要請文の担当課／総務企画局都市政策部企画調整課 TEL.044-200-2164
財政局財政部資金課 TEL.044-200-2183
財政局税務部税制課 TEL.044-200-2192

財政力に応じた国庫支出金等の割り落とし及び嵩上げ制限の廃止について

【総務省・厚生労働省・文部科学省・国土交通省】

■ 要請事項

財政力指数に基づく国庫支出金等の割り落としや嵩上げ制限は行わないこと。

■ 要請の背景

- 本市は、早くから産業政策に取り組んで、世界的企業や約400の研究開発機関を立地させるとともに、社会資本整備等にも注力した結果、令和2年5月時点で人口が154万人に迫り、現在も伸び続けている日本有数の「元気な都市」となっています。
- 本市は、政令市唯一の、普通交付税の「不交付団体」として、「財政が豊か」というイメージを持たれています。本市の市税収入は概ね堅調に推移していますが、臨時財政対策債の発行方式などの地方財政制度の変更に伴い、一般財源の総額が伸び悩んでいる一方で、少子高齢化等により歳出が増加していることから、徐々に収支不足が拡大しつつあります。
- 本市の財政力指数は、平成29年度は1.001、平成30年度は1.009、令和元年度は1.016で、普通交付税の交付・不交付のボーダーライン上にありますが、収支不足に対応するため、平成24年度から、臨時的に減債基金からの借入れを行っており、「財政が豊か」という実態にはありません。
- 財政力格差の是正は地方交付税で行われており、財政力指数に基づいて、更に国庫支出金等の割り落としや嵩上げ制限を行うことは不適切であると考えます。
- さらには、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の算定では、大都市に不利な算定が行われており、大都市の実情に応じたきめ細やかな事業を積極的に実施できるような状況とはなっていません。

■ 本市の財政力指数及び減債基金借入金の推移 (H23～R2年度)

年度	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
財政力指数	1.041	0.999	0.996	0.995	0.995	0.999	1.001	1.009	1.016	1.028
減債基金借入金(億円)	-	67	27	32	-	53	130	133	115	120

※R1年度は決算見込額、R2年度は予算額

■ 国庫支出金等の割り落とし等による主な減収見込額 (令和2年度予算)

名称	交付基準等の考え方	減収見込額(億円)	所管省庁
地方揮発油譲与税	前年度の普通交付税の収入超過額の10分の2と当該団体の譲与額の3分の2のいずれか少ない額を控除	▲ 3.6	総務省
保育対策総合支援事業費補助金 (保育所等改修費等支援事業)	財政力指数が1.0以上の場合 2/3 → 1/2	▲ 2.5	厚生労働省
保育対策総合支援事業費補助金 (保育士宿舍借り上げ支援事業)	財政力指数が1.0以上の場合 1/2 → 3/8	▲ 1.1	厚生労働省
保育所等整備交付金	財政力指数が1.0以上の場合 2/3 → 1/2	▲ 2.9	厚生労働省
学校施設環境改善交付金	財政力指数が1.0を超える場合 1/3 → 2/7	▲ 1.4	文部科学省
社会資本整備総合交付金及び 防災・安全社会資本整備交付金	財政力指数が1.0を超える場合 5.5/10 → 5/10	▲ 4.3	国土交通省

※今後、本市においては▲10億～▲20億円の影響が見込まれております。

※学校施設環境改善交付金については、国の補正予算等に対応して令和2年度当初予算の一部を令和元年度に前倒しています。

※幼稚園就園奨励費補助金については、幼児教育・保育の無償化実施により見直され、廃止されています。

この要請文の担当課/財政局財政部資金課 TEL 044-200-2183

ふるさと納税に係る財政措置等について

【総務省】

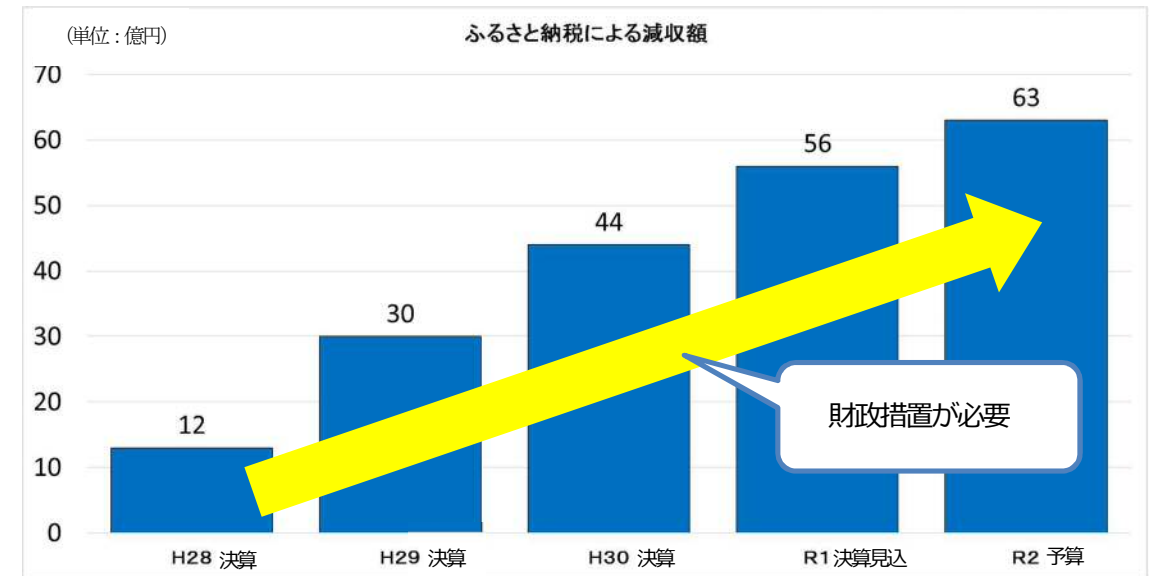
■ 要請事項

「ふるさと納税制度」による減収額が年々大幅に増加しているが、「不交付団体」である本市では減収額が補てんされず、交付団体である他都市と比べても、行政サービスへの影響がより深刻なため、当該減収分について財政措置を講ずること。また、特例控除額の上限等の見直しを行うこと。

■ 要請の背景

- ふるさと納税制度は、都道府県及び市区町村に対する寄附について、所得税及び個人住民税から控除される制度として平成20年度に導入され、平成27年度税制改正により、特例控除額の上限が所得割の10%から20%に引き上げられるとともに、控除申請の簡素化のため「ふるさと納税ワンストップ特例」制度が創設され、本市の減収額が急増しています。
- 令和元年度税制改正において指定制度が創設され、返礼品についてはその調達に要する費用の額を寄附金の額の3割以下とすることとされました。しかし、特例控除額が現行の所得割額の20%という定率の上限のみでは、高所得者ほど寄附金税額控除の上限額が高くなり、返礼品と組み合わせることで結果として節税効果が生ずるなどの課題が依然として残ります。新たに定率の上限を設けるなど、地方団体の財政に与える影響を抑制するための見直しが必要です。また、ふるさと納税ワンストップ特例制度を適用する場合は、所得税控除相当額については個人住民税からではなく、全額所得税から控除する等の見直しが必要です。
- 普通交付税の不交付団体は税金の減がそのまま当該団体の歳入の減につながり、本市においてもその影響は深刻です。行政サービスの安定的供給に支障をきたすことが危惧されることから、当該減収分についての財政措置が必要です。

■ 本市における減収額

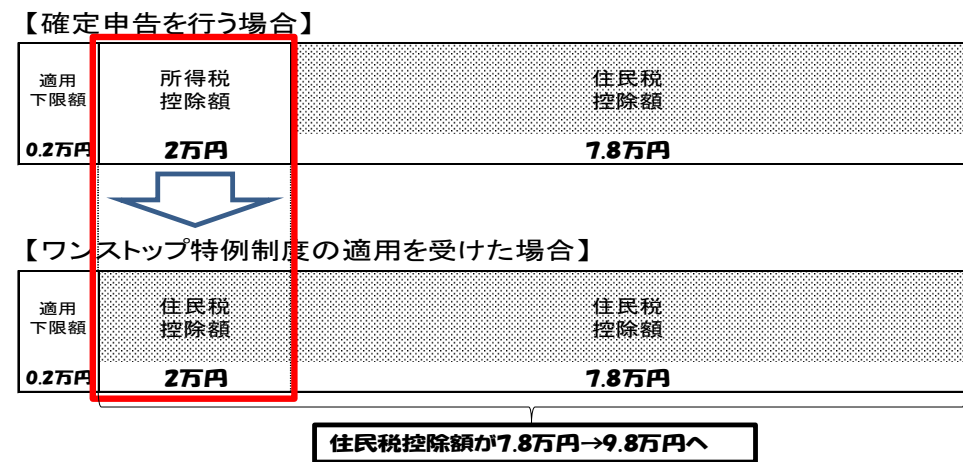


■ ふるさと納税ワンストップ特例制度による影響額

- 令和2年度当初予算ベース

市民税：4.9億円 (県民税：1.2億円)

◆確定申告時とワンストップ特例制度適用時との比較
(例：年収700万円の給与所得者(独身又は共働き)が10万円のふるさと納税をした場合)



この要請文の担当課/財政局財政部資金課 TEL044-200-3592
財政局税務部税制課 TEL044-200-2192

「介護サービス制度」の改善について

【厚生労働省】

■ 要請事項

- 1 要介護度等の改善・維持を図った介護サービス提供事業者に対し、インセンティブを付与するなど、介護報酬制度の更なる充実に向けた取組を進めること。
- 2 自治体が独自に取り組む事業に対する補助制度を創設し、介護報酬制度が充実するまでの間、財政措置を講ずること。

■ 要請の背景

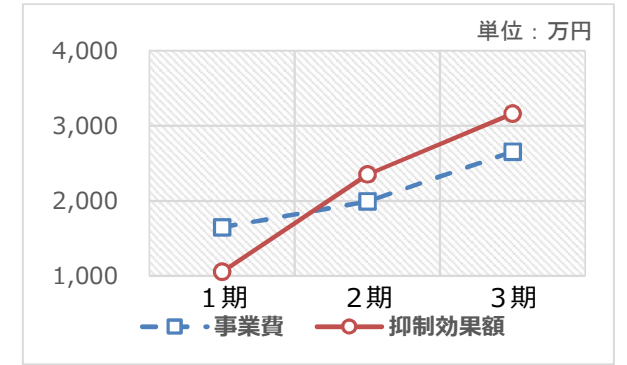
- 高齢者人口、要介護認定者の増に伴い、介護給付費が増加し、介護保険料も上昇しています。
 現行の介護報酬制度は、要介護度が改善すると、報酬が減る仕組みになっていますが、要介護度の改善等を図った場合、介護サービス提供事業者に対し、一定のインセンティブを付与するなど、介護報酬制度の更なる充実を図ることが必要です。
- 本市では、要介護度等の改善・維持の促進を図る仕組みにより、安心して介護サービスを利用でき、いつまでも「元気なお年寄り」でいていただけることを目的として、学識経験者や介護関係団体などの有識者から意見をいただきながら検討を行う「かわさき健幸福寿プロジェクト」を庁内に設置しております。
- このプロジェクトにおいて、介護サービス提供事業者の質の評価を行い、要介護度や日常生活動作の改善・維持について、効果のあった事業者や利用者に対して、一定のインセンティブを付与することで取組意欲の向上を促し、より質の高いケアが提供される好循環の構築を目指していくためには、国の支援も必要と考えています。

■ 効果等

- 平成30年度介護報酬改定において、特定の介護サービスでは、要介護度等の改善・維持が図られた場合、一定のインセンティブを付与され、取組が評価されたところではありますが、この取組の更なる充実により、介護給付費及び介護保険料の上昇の抑制につながります。
- 介護給付費及び介護保険料の上昇の抑制により、超高齢社会にあっても、介護保険制度が維持可能な制度として継続が図られます。
- 実際にサービスを提供している介護現場において、自治体独自の取組により得られた効果等の検証結果を国にフィードバックすることで、介護保険制度の更なる充実に向け、有効な基礎資料として活用することができます。

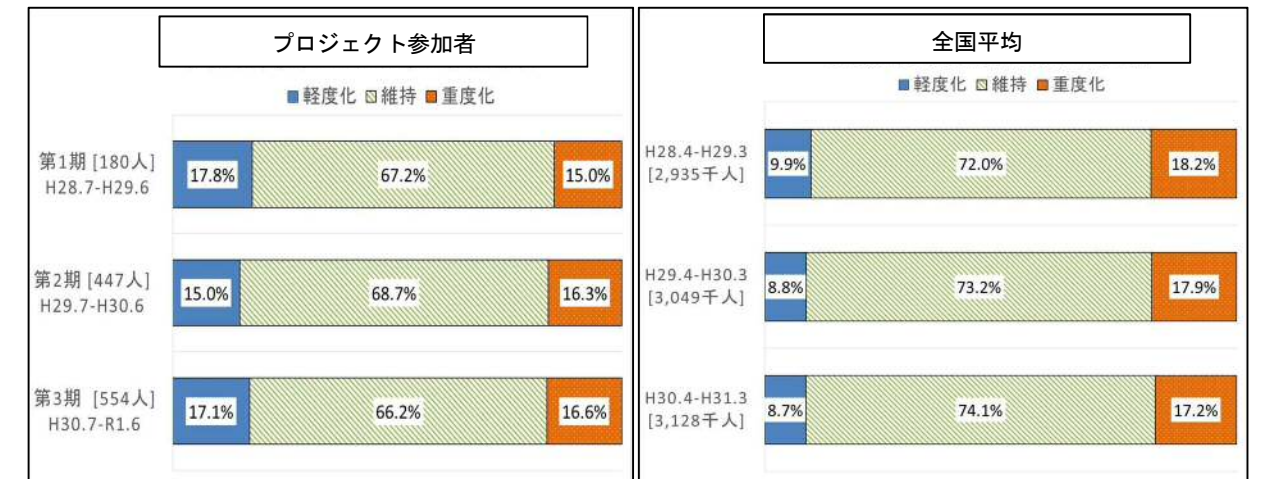
介護給付費抑制効果額の推計について

第2期（平成29年7月から平成30年6月まで）においては、**全体で約2,400万円の介護給付費の抑制効果額**があったものと確認できました。なお、第1期及び第3期においても第2期と同様の効果が得られていると仮定して、試算した結果、第1期に比べ第2期は約2.2倍、第3期は約3.0倍の抑制効果額が得られているものと推計できます。



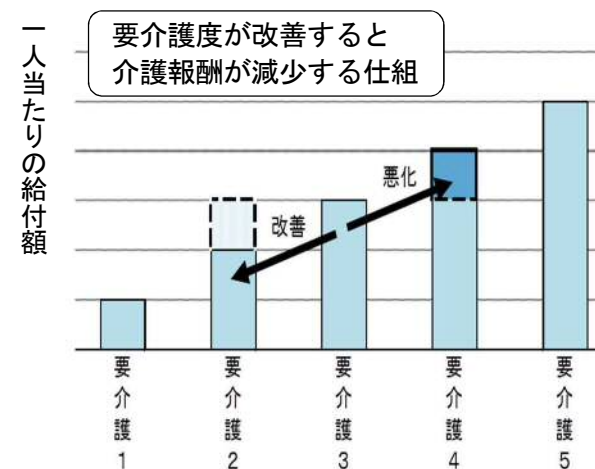
※ 介護給付費抑制効果額については、事業開始から事業終了後1年後までの2年間を対象期間とし、本プロジェクト参加者と不参加者それぞれの平均の介護給付費の変化を測定し、その差を積上げて算出しています。

軽度化率等について全国平均との比較

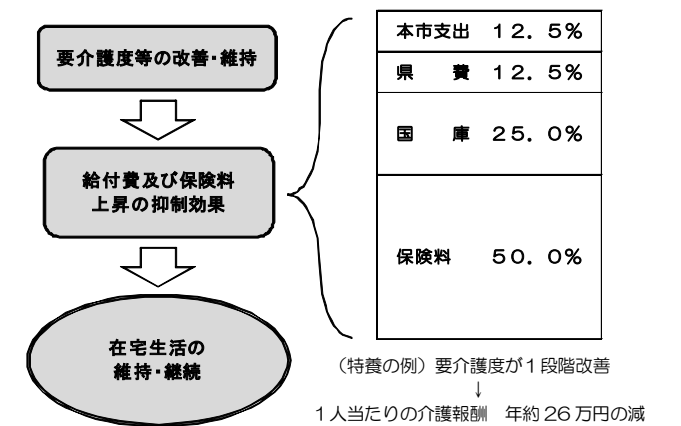


※全国平均は、厚生労働省より公表されている介護給付費実態調査結果を参考としています。

要介護度改善と介護報酬



かわさき健幸福寿プロジェクトイメージ図



この要請文の担当課/健康福祉局長寿社会部高齢者事業推進課 TEL 044-200-2647

セーフティネットの更なる充実等について

【厚生労働省】

■ 要請事項

- 1 生活保護費については、全額国庫負担とすること。
- 2 生活困窮者自立支援法に位置付けられている事業を確実に実施するため、必要な予算措置を行うこと。特に、生活困窮家庭の子どもへの学習支援事業については、緊急性に鑑み、国の補助割合を増額すること。また、ホームレスの自立支援事業については、全額国庫負担とすること。

■ 要請の背景

- 生活保護制度の適正化に向け、指定都市市長会及び全国市長会を通じ、年金制度など社会保障制度全般のあり方の見直しとともに、医療費の一部自己負担など、生活保護制度の抜本的な見直しについて提案してきました。また、超高齢社会の進展に伴い、今後も高齢者世帯は増え続けることが見込まれています。生活保護制度は、憲法第25条の理念に基づき、国の責任において全国一律に実施する制度であり、国がその費用の全額を負担するべきものです。
- 生活困窮者自立支援制度については、対象者が生活保護に至る前に、早期に支援を行う第2のセーフティネットとしての役割を担っているもので、生活保護と同様に、本来はその費用の全額を国が負担するべきものです。

生活困窮者自立支援法に基づき、本市では、「川崎市生活自立・仕事相談センター（だいJOBセンター）」を設置するなど、自立相談支援事業等を実施しておりますが、今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大によっても相談が急増しているところです。多様で複合的な課題を抱える多くの相談者により丁寧な寄り添い型支援を効果的に実施するためには、補助率の引き上げによる適正な財政措置が必要です。

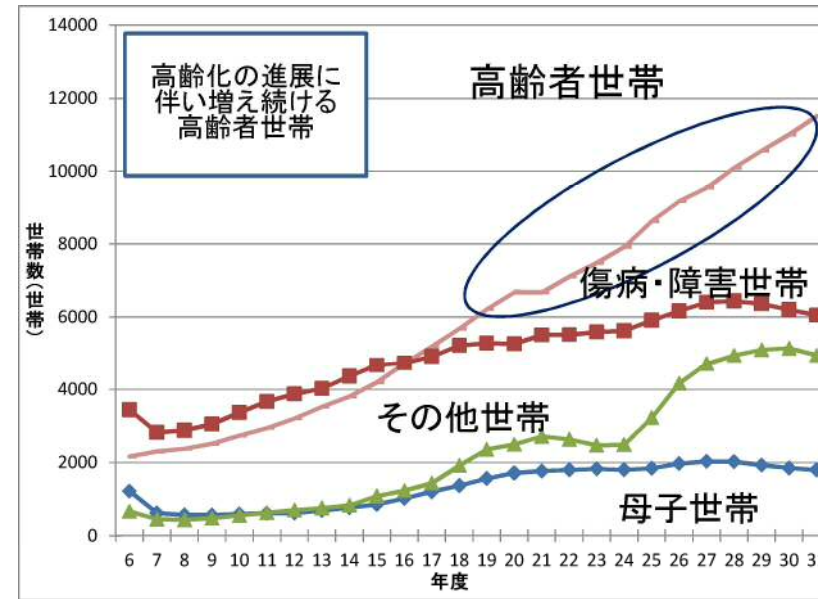
また、学習支援事業は、「貧困の連鎖の防止」に向けて喫緊に取り組むべき重要な課題ですが、他の事業に比べて補助率が低くなっていることから、更なる事業の充実を図るためには補助率の引き上げが必要です。

併せてホームレスの自立支援事業については、現に施策を講じている自治体に財政負担が集中することのないよう、総合的な対策を推進することが必要であり、基準額の加算措置を継続した上で、国がその費用の全額を負担するべきものです。

■ 本市の取組

- 生活保護受給者等で、就労に向けた支援が必要な人に対して、これまで国の補助金を積極的に活用し、多様な就労支援等に取り組んできた結果、保護脱却を含む経済的自立に結びつけてきました。しかしながら、複合的で困難な課題を抱えた就労能力や就労意欲に欠ける対象者が残っており、既存の支援メニューの見直し等による就労支援等の強化を行う必要があります。

1 本市における生活保護受給世帯の現状



本市扶助費の推移 [単位: 億円]

	扶助費総額	うち国負担	うち市負担
H15決算	404	295	109
H20決算	446	330	116
H25決算	586	434	152
H30予算	596	442	154
R2予算	579	428	151

2 生活困窮者自立支援制度にかかる国庫補助額について

- 平成26年度 ⇒ 平成27年度～令和3年度・・・制度化による補助率の削減(3/4、2/3、1/2) (モデル事業(10/10))

(単位: 千円)

市事業名 (国庫補助事業メニュー名)	補助率	生活困窮者自立支援法								
		令和元年度申請額			令和2年度申請予定額			令和3年度見込額 (令和2年度ベース)		
		事業費 (補助基準額)	国庫補助額	市負担額	事業費 (補助基準額)	国庫補助額	市負担額	事業費 (補助基準額)	国庫補助額	市負担額
① 生活自立・仕事相談センター事業(自立相談支援事業)	3/4	145,521	109,140	36,381	148,859	111,644	37,215	148,859	111,644	37,215
② ホームレス巡回相談事業(自立相談支援事業)	3/4	142,341 ※1(142,800)	106,755	35,586	142,710 ※1(142,800)	107,031	35,679	142,710 ※1(142,800)	107,031	35,679
③ ホームレス自立支援センター事業【3センター合計】(自立相談支援事業)										
④ ホームレス自立支援センター事業【3センター合計】(一時生活支援事業)	2/3	212,633 (363,600)	141,754	70,879	213,859 (363,600)	142,571	71,288	213,859 (363,600)	142,571	71,288
⑤ 住居確保給付金事業(住居確保給付金)	3/4	29,713	22,285	7,428	27,116	20,337	6,779	27,116	20,337	6,779
⑥ 生活困窮者就労準備支援事業(就労準備支援事業)	2/3	8,326	5,550	2,776	8,326	5,550	2,776	8,326	5,550	2,776
⑦ 家計改善支援事業(家計改善支援事業)	2/3	12,104	8,069	4,035	12,038	8,025	4,013	12,038	8,025	4,013
⑧ 学習支援事業(学習支援事業)	1/2	98,064 ※2(84,300)	42,150	55,914	143,151 ※2(86,800)	43,400	99,751	143,151 ※2(86,800)	43,400	99,751
合計		648,702	435,703	212,999	696,059	438,558	257,501	696,059	438,558	257,501

※1 ホームレス対策分の自立相談支援事業の補助基準額には、1.2倍の加算を含む。
 ※2 学習支援事業補助基準額は、小学生支援加算、高校世代加算を含む。

待機児童の解消と保育の質の確保に向けた支援及び子どもの医療費の助成の在り方の検討について

【内閣府・文部科学省・厚生労働省】

要請事項

- 1 増大する保育需要に対応するため、保育所・認定こども園・地域型保育事業の新規整備や保育受入枠の拡大に必要な財政措置を継続的に講ずること。また、認可化を目指す認可外保育施設に対しても、更なる財政措置を講ずること。
- 2 幼児教育・保育の無償化については、対象施設等の事務負担軽減に配慮するとともに、各自治体において財政規模や状況に左右されることなく、待機児童対策や保育の質の確保にも支障が生じないよう、国と地方との協議を継続的かつ十分に行い、必要な財政措置を講ずること。また、3歳から5歳までの全ての子どもを対象とするという観点から、幼稚園類似施設に通う子どもへの支援策を講ずること。
- 3 我が国の喫緊の課題である少子化対策として、国の責任において、子どもの医療費の助成について、全国一律の制度として構築すること。
- 4 少子化対策は我が国の喫緊の課題であることから、国と地方が十分に協議を行う場を設けるとともに、地方の意見を聞いた上で財政措置を講ずること。

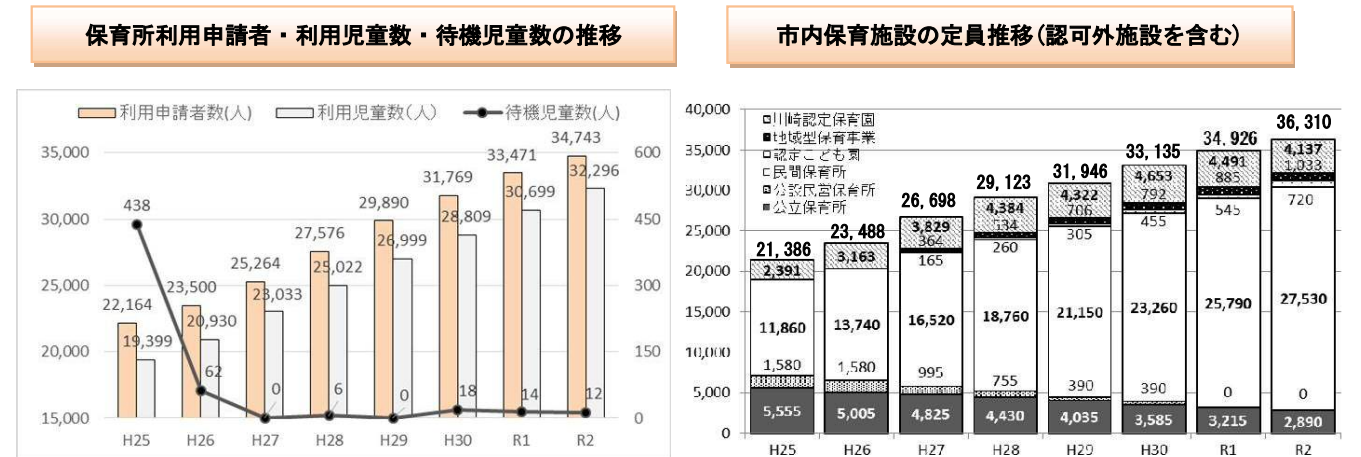
要請の背景

- 本市では、子どもや子育て家庭に寄り添い、支え、子育ての不安感や負担感を軽減し、安心して子どもを育てられる地域社会を構築するための取組を重点的に進めています。
- 本市は、令和元年度において認可保育所・地域型保育事業・認定こども園で1,738人分の保育受入枠を拡大し、令和2年4月現在で32,173人分の受入枠を確保しました。
 これまでも、定員を超過した受入れ、新設保育所における緊急的な一時預かり事業、幼稚園預かり事業の拡大、認可外保育施設の活用など、待機児童の解消のため実施可能なあらゆる手段を講じておりますが、子育てと社会参加の両立を目指す若い世代の増加により、保育所等利用申請者数、利用児童数ともに毎年過去最大を記録し続けており、今後も引き続き、増加傾向が見込まれることから、施設整備や保育受入枠の拡大に必要な財政措置が必要です。
- 認可化を目指す認可外保育施設への支援については、毎年充実が図られているところですが、認可化にあたっては、認可保育所等との給与格差により、保育人材の確保が課題となっています。そのため、給与格差を解消するために、認可外保育施設の保育従事者に対する処遇改善を充実させることが必要です。
- 幼児教育・保育の無償化については、施設型給付の対象となっていない幼稚園や認可外保育施設等に新たな事務負担が生じており、事務手続きの簡略化等による軽

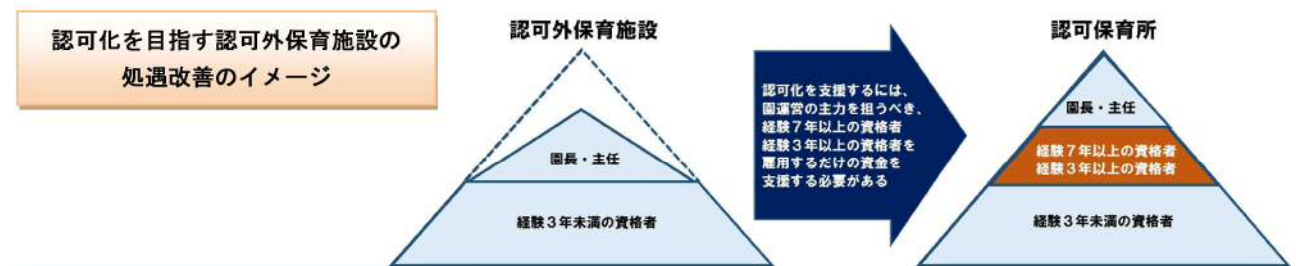
減措置を講ずる必要があります。認可外保育施設に対する指導監督の充実やベビーシッターの指導監督基準の創設など、検討すべき課題が多い状況です。さらに、本制度は、幼稚園類似施設においては保育の必要性がある子ども以外は無償化の対象外となっており、「3歳から5歳までの全ての子ども」を対象とする観点から対象範囲の早急な見直しが必要です。

- 医療保険制度における自己負担割合は、義務教育就学前は2割、義務教育就学後以降は3割とされているところ、全ての地方自治体において地方単独事業により、更に軽減措置を講じていますが、地域間での格差が生じています。

本市でも、子育ての不安を解消し、安心して子どもを産み育てることのできる環境づくりを進めるため、小児医療費助成制度の拡充に取り組んでいますが、拡充による財政の負担が大きくなっています。



保育需要は年々高まっていることから、令和2年度以降も継続的な待機児童対策が必要



本市小児医療費助成費と対象者の推移



この要請文の担当課／

- 1 こども未来局保育事業部保育第2課
 同子育て推進部保育所整備課 TEL044-200-3128
 同子育て推進部保育対策課 TEL044-200-3728
 TEL044-200-3630
- 2 こども未来局子育て推進部幼児教育担当
 TEL044-200-3794
- 3 こども未来局こども支援部こども家庭課
 TEL044-200-2671

児童相談所等の体制強化について

【厚生労働省】

■ 要請事項

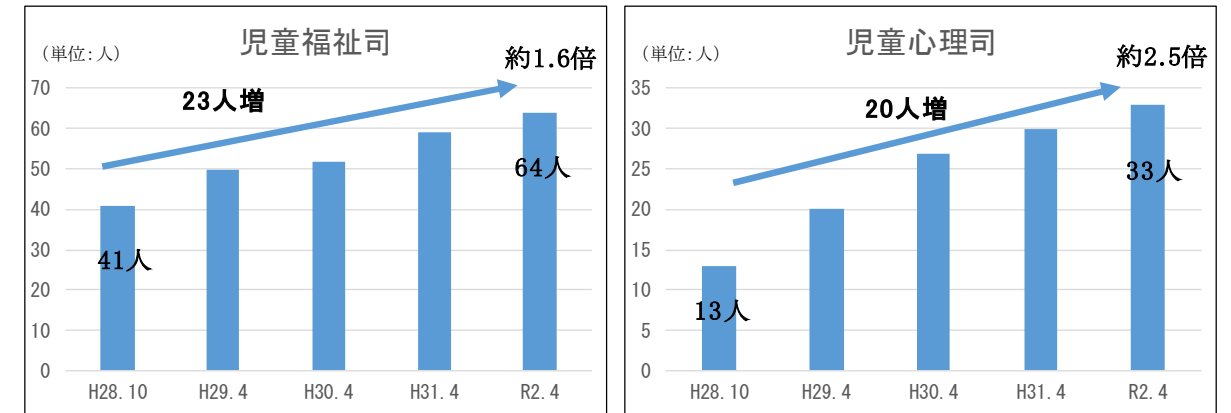
- 1 児童相談所及び区役所の専門職員の配置に対する人材の確保策及び育成対策、並びに財政措置を講ずること。
- 2 児童相談所の体制強化による児童相談所等の施設整備に対する財政措置を講ずること。

■ 要請の背景

- 国において平成30年12月18日に児童相談所や市町村の体制と専門性の強化について「児童虐待防止対策体制総合強化プラン（新プラン）」が策定されました。本市も新プランへの対応に向けた人材確保策等の検討をしていますが、児童虐待対応件数の増加に伴い、児童福祉司及び児童心理司の大幅な増員が必要となる見込みです。さらに今般、新型コロナウイルス感染症対策に伴う外出自粛や学校の休校等から生じる子育て・児童虐待・DV等の課題への対応においても、不要不急の外出自粛や学校の休校等、子どもや保護者等において様々な制限が行われる中、不安やストレスを抱えている家庭もあると想定されたことから、相談窓口を改めて周知するなどの対応を図ったところですが、大都市部における人材確保は非常に困難な状況であり、国の責任において人材の確保策及び育成に関わる対策と併せてさらなる財政支援措置についても講ずることが必要です。
- 児童虐待対応件数の増加に伴い、保護施設の定員が不足している状況です。子どもの権利擁護のため早急に改善する必要があること、増員された職員の執務スペース確保の課題から施設の耐用年数を勘案し、児童相談所の建替等の対応が急務となっています。このような状況から、本市は令和2年度から児童相談所一施設の改築に着手します。しかしながら、現在の次世代育成支援対策施設整備交付金においては、一時保護所のみが補助対象であり令和2年度予算において補助基礎単価が約2

倍に増額されましたが、依然として補助基準額は不十分な状態です。また、児童相談所の建替等については、補助対象外であることから、一般財源によることとなるため、施設整備に係る財政支援についても措置を講ずることが必要です。

【本市における児童福祉司、児童心理司数の増員の状況】

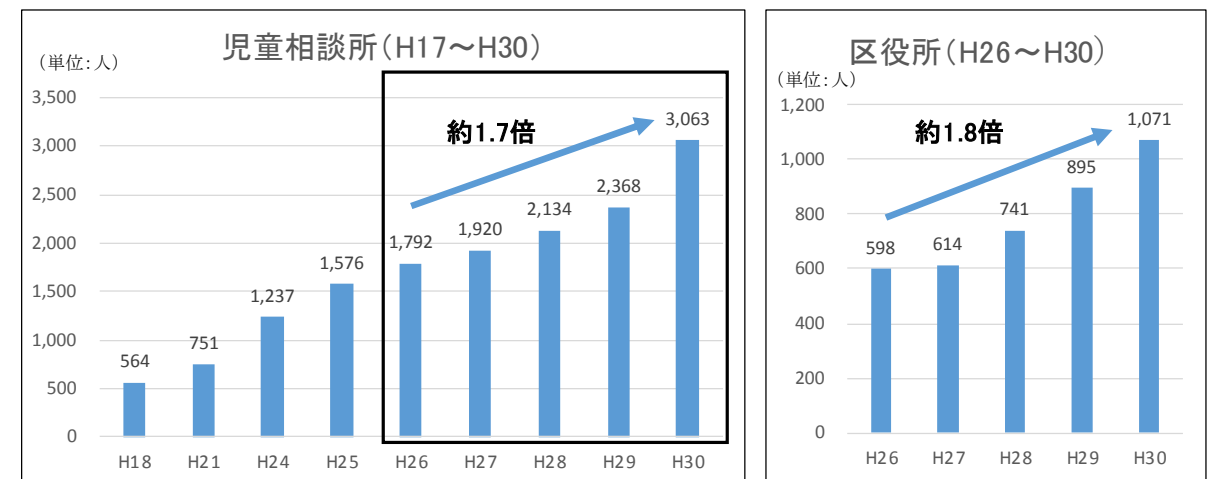


【新プランに示された体制強化を本市に適用した場合の増員見込】

新プランで示された令和4年度までの体制強化を本市に適用した場合
 児童福祉司 ⇒ 22名程度の増員 (現在64人 → 約86人)
 児童心理司 ⇒ 11名程度の増員 (現在33人 → 約44人)

【本市における児童虐待相談・通告件数の推移】

児童相談所全体の児童福祉司一人当たりでは 令和元年度 64件



【本市の児童相談所改築の概要】

中部児童相談所 (築37年)
 令和2年度 基本構想・基本計画策定
 令和3年度 基本設計・実施設計
 令和7年度 運営開始 (開設までの間は仮設で対応)

この要請文の担当課/子ども未来局児童家庭支援・虐待対策室 TEL044-200-0084

安全・安心で良好な教育環境の充実について

【文部科学省】

■ 要請事項

- 1 計画事業量に見合う財政措置を当初予算により講ずること。
- 2 空調設備の整備について、時限的ではない継続的な財政措置を講ずること。また、対象となる整備手法を拡充すること。
- 3 防災・減災、国土強靱化の緊急対策について、事業期間を延長すること。
- 4 負担金の算定について、制度の拡充を図ること。

■ 要請の背景

○ 本市の学校施設は老朽化が進んでおり、改修による老朽化対策、教育環境の質的向上、環境対策を行う再生整備と予防保全を基本とした長寿命化を推進するため、学校施設長期保全計画を策定し、早期により多くの学校の教育環境の改善を図ることとしています。

質的整備については、特に学校現場や保護者のニーズが高い学校トイレの快適化やエレベータ設置について、計画的に取り組んでいます。また、空調設備に関しては、普通教室への設置率は100%であるものの、多くが設置後10年以上経過しており、今後一斉に更新する必要があるほか、特別教室については、約700教室が未設置となっており、継続的に対応する必要があります。

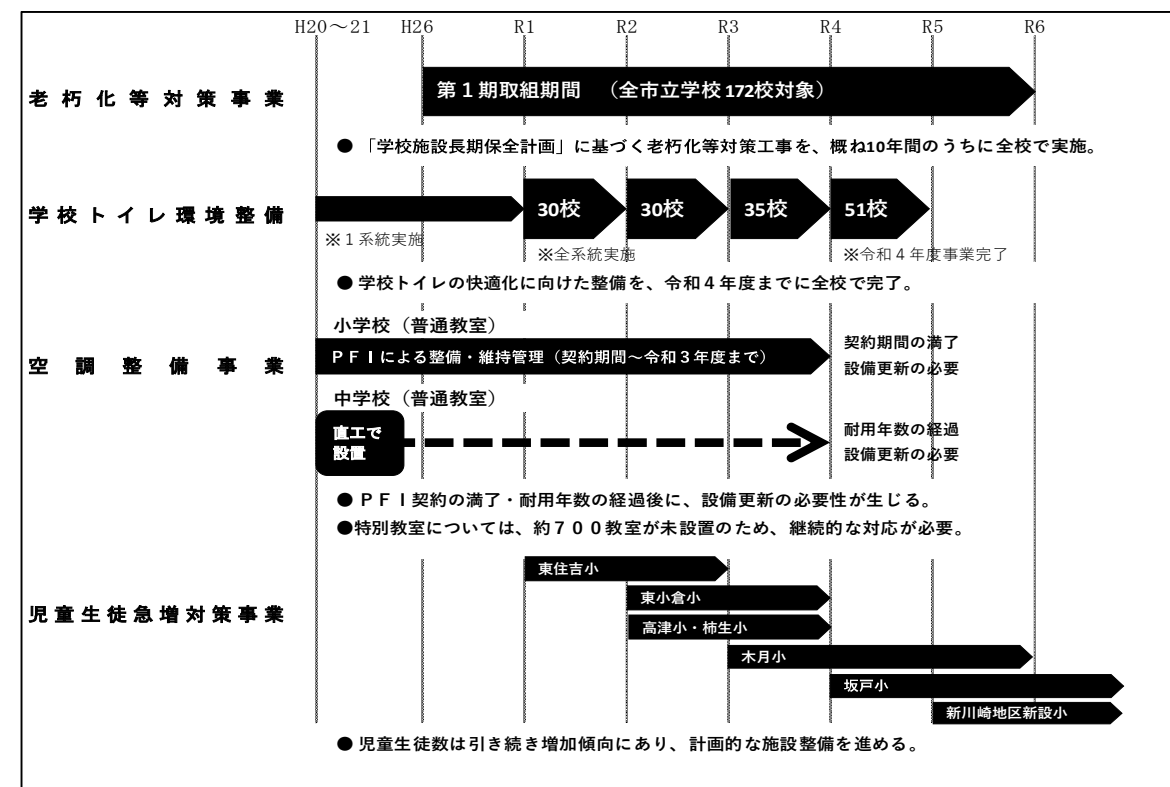
○ こうした状況の中、令和2年度に実施する事業については、すべての事業が採択されましたが、前年度予算により措置されたものであるため、入札不調等により工期延長があった場合、再度の繰越措置を図ることは困難であり、市負担が増大するリスクがあります。こうしたリスクを避け、計画した事業を円滑に執行するため、令和3年度以降は、計画事業量に応じた財政措置を当初予算により講ずることを求めます。

○ また、空調設備の整備は、全国的には国の平成30年度第1号補正予算での取組により一定程度進んだものと認識しておりますが、本市においては今後、大規模な更新が必要となりますので、引き続き計画事業量に見合う十分な財政措置を講ずることを求めるとともに、リース方式等の手法についても補助対象とされるよう、あわせて求めます。

○ さらに、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」をうけ、本市ではこれを積極的に活用し、学校施設の老朽化対策、防災機能の強化、トイレ改修を実施してまいりました。国土強靱化のための緊急対策は事業期間が令和2年度までとされていますが、こうした取り組みは継続する必要があることから、引き続きの財政措置を講ずることを求めます。

○ また、本市は、首都圏の中心に位置する立地優位性や交通利便性等が高いため、特に子育て世代の転入が多く、引き続き児童生徒数は増加傾向にあります。幸区・新川崎地区では約2,500戸のマンション建築計画が進んでおり、これに対応するため、小学校の新設を予定しております。開校後、一定期間は児童数が増加を続ける見込みであるため、地域の実情に合わせて、必要な教室数の整備が可能となるよう、負担金の算定を行っていただくことを求めます。

■ 今後の整備計画等



■ 令和3年度の主な取組

老朽化等対策事業 (事業費 約71.8億円)

事業内容	学校数	事業年度	概算国庫支出金額
再生整備事業(校舎)	15校	令和元～5年度	約5.9億円
再生整備事業(体育館)	3校	令和3年度	約0.8億円
外壁等剥落・落下防止工事	5校	令和3年度	約2.0億円

質的整備事業 (事業費 約46.3億円)

事業名	学校数	事業年度	概算国庫支出金額
学校トイレ環境整備	35校	令和3年度	約6.0億円
エレベータ設置	5校	令和3年度	約0.2億円

児童生徒急増対策事業 (事業費 約25.5億円)

事業内容	事業年度	概算国庫支出金額
校舎増築(東小倉小・高津小・柿生小)	令和2～3年度	約2.2億円
校舎増築(木月小)	令和3～5年度	約0.3億円

計画事業量に見合う財政措置を講ずること

この要請文の担当課/教育委員会事務局教育環境整備推進室 TEL 044-200-3271

G I G Aスクール構想の実現について

【文部科学省】

■ 要請事項

- 1 通信ネットワークの整備において、国補助事業の事業実施期間の延長、整備に伴い必要となる経費はもとより、インターネット接続回線増強及びネットワーク機器の維持管理に係る経費について補助対象とすること。
- 2 児童生徒1人1台端末の整備にあたっては、ライセンス費用や設定費用、指導者用端末及び保守管理費用等についても国庫補助の対象とすること。なお、端末整備と併せて、ICT支援員の増員等、継続的かつ十分な財政措置を講ずること。
- 3 本構想は、新たに全国一律に実施する施策であることから、端末更新時の費用も含め、地方交付税措置による対応でなく、国の責任において、今後発生する全ての経費について全額国庫負担とすること。

■ 要請の背景

- 令和元年12月5日に閣議決定された「安心と成長の未来を拓く総合経済対策」において、「全学年の児童生徒一人一人がそれぞれ端末を持ち、十分に活用できる環境の実現を目指す」とともに、「事業を実施する地方公共団体に対し、国として継続的に財源を確保し、必要な支援を講ずる」ことが示されたところです。
- 本市では、様々な機会をとらえ、これまでも国に対して、Society5.0を見据え、子どもたちの新たな価値を創造する力の育成や、教育現場におけるICT環境の充実等に必要な財政措置を要請しており、本構想に基づく取組についても、未来を担う「人づくり」である教育活動に大きく影響を与えるものであり、大変重要であると強く認識しています。一方、将来にわたる費用負担も含め、各地方自治体の財政に与える影響はたいへん大きいものとなっております。

■ 1人1台パソコンの整備

国のG I G Aスクール構想を実現し、1人1台パソコン環境を整備していく上で、児童生徒数3人に2台分45,000円の補助だけでは、自治体の負担が大きく、継続的かつ十分な財政支援が必要です。

1人1台を実現するための台数整備の試算（令和元年5月1日人数から算出）

	令和2年度	台数計
補助対象 2/3人分整備	約69,000台	約117,000台
補助対象外 1/3人分、指導者用	約48,000台	

補助対象の約69,000台については、約31億円の補助を受けられるところですが、補助を超えた経費や補助対象外のパソコンを整備した場合、**本市の負担額は約70億円**と試算しているところです。また、**更新時に補助が得られない場合、約102億円の額**となり、事業継続はできない状況となります。

■ パソコン以外の維持経費

校内LAN環境を整備した場合、現状では無線アクセスポイントのライセンス料が必要であったり、多くの機器を維持するためには修繕等の費用が発生します。また、1人1台パソコンで快適な授業を実施していくためには、**インターネット回線接続の増強**が必要であり、今回対象にしている市立学校173拠点を維持するためには、年間**約6,000万円のランニングコスト**が継続的に必要と試算しています。

■ 令和時代のスタンダードな学校として

本構想については、「誰ひとり取り残すことのない、個別最適化された学びの実現」に向けたものであり、大変重要なものであると認識しており、令和時代のスタンダードな学校として未来を担う子どもたちの教育環境にICT環境整備は欠かせないものと捉えています。しかしながら、G I G Aスクール構想は、特に義務教育段階において**新たに全国一律に実施する施策**であることから、国の責任で行われるべきであり、**地方交付税措置等による対応ではなく、後年度負担も含めて全額国費負担で措置**されるべきとして、強く要請します。

この要請文の担当課／教育委員会事務局総合教育センター情報・視聴覚センター TEL 044-844-3712

多摩川における治水対策等の推進について

【国土交通省】

■ 要請事項

- 1 令和元年東日本台風で浸水被害のあった多摩川と支川(平瀬川・三沢川)等との合流部における河道掘削や堤防機能強化等の治水対策を早急を実施すること。
- 2 「多摩川緊急治水対策プロジェクト」に位置付けている、多摩川流域における浸水被害の最小化に向けた対策の早期実施については、国の取組の確実な実施と国の支援が不可欠であることから、必要な財政措置等を講じること。

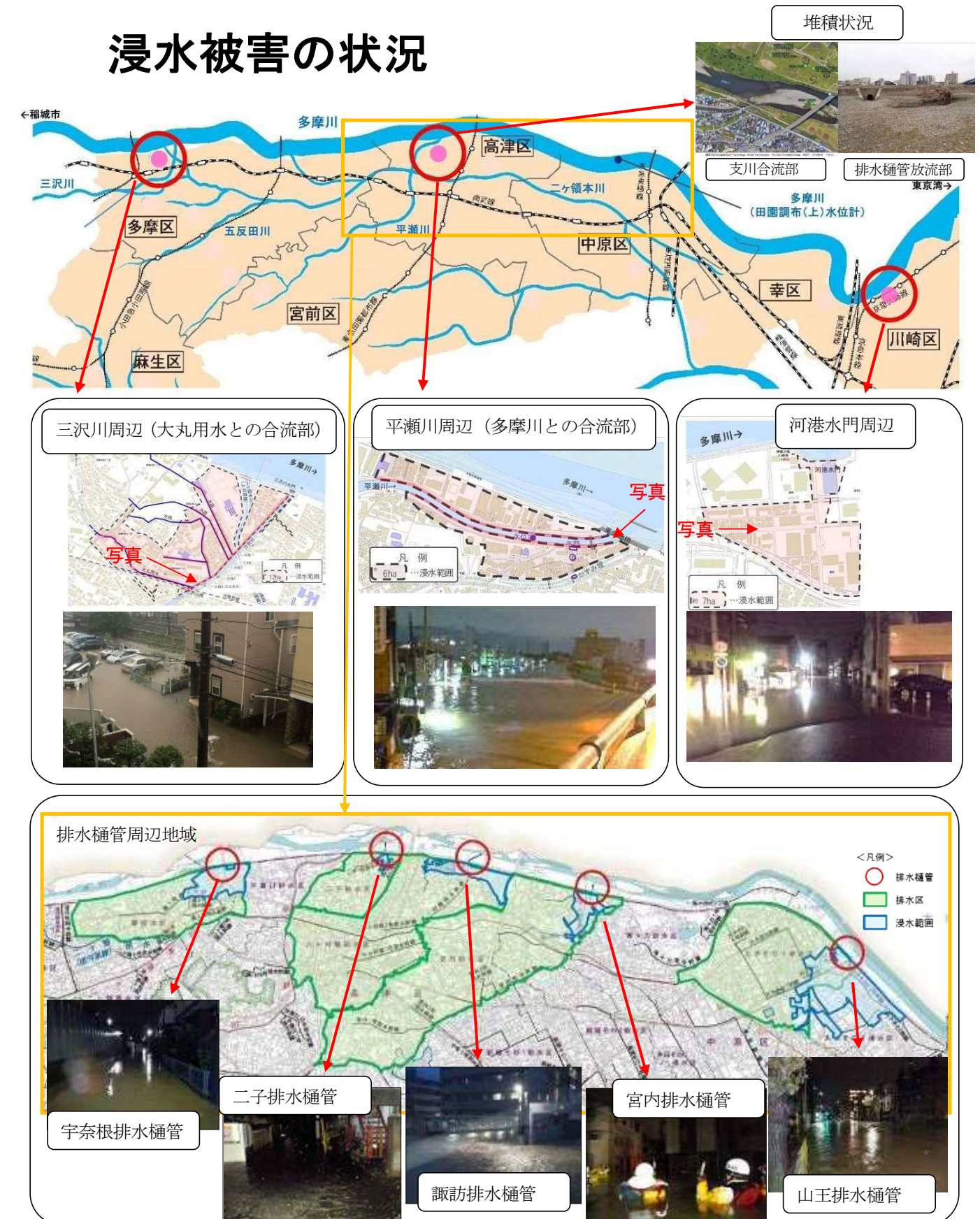
■ 要請の背景

- 令和元年東日本台風では、記録的な降雨によって多摩川の水位が田園調布(上)水位観測所などにおいて計画高水位を超過するなど、多摩川の水位上昇に伴い、本市域では各支川との合流部や排水樋管周辺地域等で浸水被害が発生しました。
- 多摩川と支川との合流部付近や排水樋管の放流部付近の河道内において、土砂堆積が見受けられるため、早急に土砂掘削などを行い、水位を低減する対策を行うことが不可欠と考えています。
- また、多摩川の支川である平瀬川の堤防高は多摩川の堤防高より低いことから、合流部における堤防機能強化等の治水対策が必要です。
- 本市においては、「令和元年東日本台風による排水樋管周辺地域及び河川関係の浸水に関する検証委員会」の中で、浸水原因の検証及び被害の最小化に向けた対策について取りまとめ、取組を進めています。
- 多摩川本川の水位上昇に伴い内水氾濫等の被害が発生し、その対策として、排水ポンプ車等の配備などに要する財政支援が必要です。
- 排水樋管周辺地域の排水樋管ゲート閉鎖時における確実な内水排除には、ポンプ施設等の排水機能の向上や、流出量の抑制に資する貯留施設等の中長期的な対策等について、継続した財政支援が必要です。

■ 効果等

- 多摩川及び流域の治水安全度が向上します。
- 令和元年東日本台風と同規模の降雨に際しても、浸水被害を軽減できます。

浸水被害の状況



浸水被害最小化に向けて、早急に対策を進める必要があります。

この要請文の担当課/建設緑政局道路河川整備部河川課 TEL 044-200-2901
 上下水道局下水道部下水道計画課 TEL 044-200-2886

殿町キングスカイフロントの国際戦略拠点形成とイノベーション・エコシステムの構築について

【内閣府・文部科学省・経済産業省・厚生労働省】

■ 要請事項

- 1 殿町キングスカイフロントにおける国際戦略拠点の形成及び近隣都市との連携・協働によるイノベーション・エコシステムの構築に向けて、クラスター運営に関わる推進体制の強化や、産学官共創・連携によるスタートアップの創出・事業化支援、社会経済動向の変化を踏まえたベンチャー企業の事業継続等に対して、財政支援策を講じること。
- 2 ナノ医療イノベーションセンターにおけるスマートライフケア社会の実現に向けた革新的な研究開発・社会実装の着実な推進に必要な予算拡充を図ること。
- 3 革新的医薬品等を実用化する研究開発型企業の国際競争力強化のため、保険適用にあたりイノベーションの成果が十分評価されるような制度の構築を行うとともに、予見可能性の向上を図ること。
- 4 国際戦略総合特区制度における総合特区推進調整費については、独立行政法人等による支援事業も対象とするなど、産業競争力の強化に寄与する拠点活動の活性化やイノベーション・エコシステムの形成に資する事業への充当を図ること。
- 5 ライフサイエンスとAIの融合による新たなイノベーションについて社会実装を進めるため、AI医療機器の臨床使用における規制緩和を行うとともに、AIの機械学習・深層学習の特性を考慮した承認制度を構築すること。

■ 要請の背景

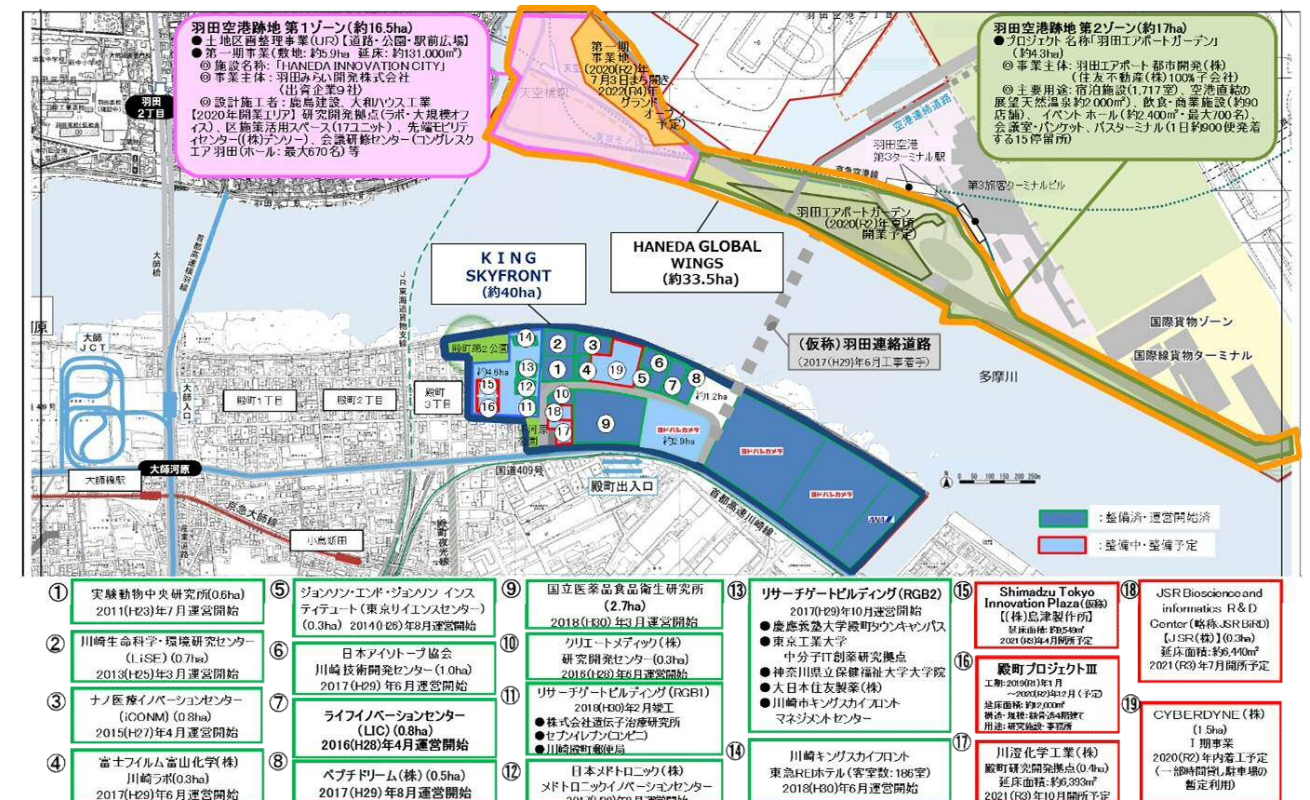
- 国際バイオ都市圏の形成に向けて、殿町キングスカイフロントを核とした近隣都市との連携・協働によるイノベーション・エコシステムを構築するため、クラスター運営に関わる推進体制の強化や産学官共創・連携によるスタートアップの創出・事業化支援、今般の社会経済動向の変化を踏まえたベンチャー企業の事業活動の継続等に取り組むことが大切です。こうした取組は日本の成長戦略を牽引し、我が国の国際的な産業競争力の強化に資するものであることから、国全体の政策課題として、キングスカイフロントの持続的な発展に結びつく施策に対して財政支援策を講じることが必要です。
- 国際科学イノベーション拠点整備事業により整備した「ナノ医療イノベーションセンター」については、少子高齢化先進国において、日常生活の中で自律的に健康を手にするスマートライフケア社会の実現のために、これまで進めてきた研究開発・社会実装を一層加速させることが必要です。
- 革新的医薬品・医療機器・再生医療等製品の早期実用化による研究開発型企業の成長と国際競争力強化のため、殿町国際戦略拠点では、ドラッグデリバリーシステムとナノテクノロジーを活用した難治性がん等の治療や、再生医療による脊椎損傷の治療に向けた研究開発等が進められています。こうした最先端の研究開発の成果を社会還元していくためには、その研究成果の革新性が薬価や保険点数等に十分反映されるような評価制度を構築するとともに、その予見可能性を向上することが必要です。

- 総合特区推進調整費については、関係府省の予算制度を活用した上で、なお不足する場合に関係府省に移し替えのうえ執行することになっており、国立研究開発法人エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）や国立研究開発法人日本医療研究開発機構（AMED）等の独立行政法人の支援事業については対象外となっています。効果的な財政支援を行うとともに事業者が使いやすい制度となるよう、調整費の柔軟な運用が必要です。
- 内視鏡による胃がん検査は、胃がんの早期発見・早期治療に有効であり受診数も拡大していますが、内視鏡専門医不足の中、精度管理のための二次読影における医療現場の負担も増大しています。こうした課題解決のためには、医師をサポートするAI医療機器の活用が有効ですが、現在の承認制度は申請から承認までの間のAI性能が固定され、AIの特性である機械学習・深層学習に基づく性能向上を活かすことが出来ないことから、国家戦略特区での臨床使用の規制の緩和が必要です。

■ 効果等

- 首都圏経済の活性化・我が国の国際競争力の強化
- 国際バイオ都市圏の形成
- 最先端研究開発成果の社会還元

殿町国際戦略拠点キングスカイフロントにおける拠点形成の状況



この要請文の担当課/臨海部国際戦略本部国際戦略推進部 TEL 044-200-3633

脱炭素社会の実現に向けたエネルギーに関する取組の推進について

【経済産業省・環境省】

■ 要請事項

- 1 各都市の脱炭素化への取組が促進されるよう、自治体や民間事業者の十分な支援を考慮した、脱炭素社会の実現に向けた具体的なロードマップを示すこと。
- 2 脱炭素社会の実現に向けて、主力電源化を目指すとした再生可能エネルギーについて、需要家に過度の負担をかけずに普及拡大する仕組みを構築すること。
- 3 再生可能エネルギーの普及拡大に向け、電力システムの強化や運用改善により、再生可能エネルギーの受入量の増大が可能となるような仕組みを構築し、支援を講ずること。
- 4 ゼロエネルギーハウス・ゼロエネルギービル（ZEH・ZEB）、次世代自動車や高効率照明器具などの最先端の環境配慮機器等の導入や新たな技術開発を促進するための財政措置を講ずること。
- 5 電力需給などエネルギーに関するデータは、取組を効果的に推進する上で、基礎となる重要な情報であることから、誰もが的確に把握できるような仕組みを構築すること。

■ 要請の背景

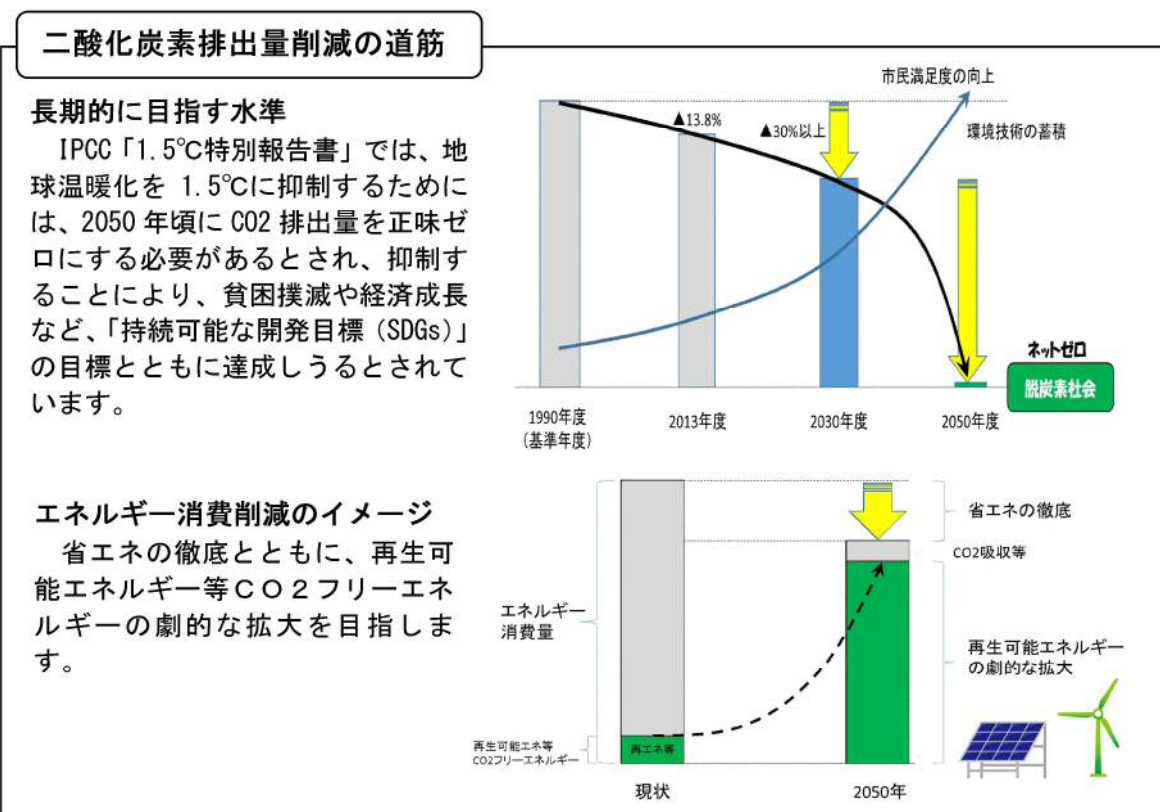
- 各自治体が脱炭素社会の実現に向け取組むことを表明していることを受け、国においては、2050年度におけるCO₂排出実質ゼロに向けた脱炭素化の具体的なロードマップを、今後改定が予定されている地球温暖化対策計画等で示し、国としての脱炭素への具体的な計画を策定することが必要です。脱炭素社会の実現に向けては、自治体だけでなく、中小企業を含めた自区域内の民間事業者の取組が重要となるため、国と自治体が一体となり、民間事業者を支援する取組が必要です。
- 本市では、2020年2月に脱炭素化に向けて、2050年二酸化炭素排出量実質ゼロに取り組むことを表明しました。また、本市は2015年に「水素社会の実現に向けた川崎水素戦略」を定め、再生可能エネルギーから製造した水素を活用した発電などの取組を推進しています。引き続き、使用電力における再生可能エネルギー導入の取組を推進するところですが、費用や供給量において課題があるものと

認識しています。本市だけでなく、他自治体や民間事業者等を含めた需要に応えられる再生可能エネルギー供給体制の構築が必要です。

- 建替中である本市廃棄物発電施設の系統接続に関し、近隣の系統に空きが無く、遠方への接続を求められ、高額な負担金や長い工期及び接続後の出力制御が必要となっていることや、他都市での再生可能エネルギーの系統接続においても同様の事例が多数発生していることから、更なる系統強化と運用の改善が必要です。
- 最先端の環境配慮機器による創エネ・省エネ・蓄エネの推進は脱炭素化への重要な取組であり、特に高効率照明については、第5次エネルギー基本計画により、2030年までにストックで100%の普及を目指すこととされ、今後、蛍光灯からLEDへの更新が必然となっていることから、財政支援が必要です。
- 多様な主体がエネルギーの利用について、自ら考え行動するためには、エネルギー状況の把握が重要であることから、誰もがエネルギー消費量や再生可能エネルギー導入量などの状況を的確に把握できる仕組みが必要です。

■ 効果等

- 脱炭素社会への移行
- 脱炭素社会の実現に向けた再生可能エネルギーの普及促進
- エネルギーデータの的確な把握による、各種取組の効果的な推進
- 持続可能な開発目標（SDGs）達成への貢献



この要請文の担当課/環境局地球環境推進室 TEL 044-200-2956

要 請 事 項

「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」推進のための財政措置について

【厚生労働省】

■ 要請事項

高齢者福祉施設を対象とした大規模修繕等に要する経費の国庫負担（補助）を行うこと。

■ 要請の背景

- 本市では、「第7期川崎市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」に基づき特別養護老人ホーム等の介護基盤の整備の着実な推進に向けた取組を行っています。
- 一方、築20年を超える特別養護老人ホームの老朽化が課題となっています。
- 特に、介護保険法施行以前は大規模修繕等に対する引当金の積立には一定の制約があり、また、施設規模を比較的小さく整備していたことから、介護保険による報酬のみでは施設の維持管理が困難な施設が多くなっています。
- 本市においては、平成29年3月に「高齢者・障害児者福祉施設再編整備基本方針」を、また、平成30年3月には「川崎市高齢者・障害児者福祉施設再編整備基本計画・第1次実施計画」を策定し、公設施設のみならず民設施設を含めた老朽化への対応として、今後、計画的に建替、施設の長寿命化を行っていくこととしています。

■ 費用

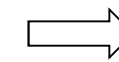
- 公設施設の平成18年度以降の修繕工事における執行額：約700,000千円
(参考) (特別養護老人ホーム8か所、養護老人ホーム1か所)

■ 効果等

- 計画的な改修・修繕に加え、予防保全に対して効果的に経費を投入することで、施設の長寿命化が図られ、改築需要の延伸等 LCC (ライフサイクルコスト) の縮減効果が期待できます。

高齢者福祉施設整備費の国庫負担

高齢者福祉施設整備費の国庫負担



高齢者福祉施設に対する修繕費補助は平成18年の三位一体改革により廃止

介護保険法施行前開所の特別養護老人ホーム

令和2年4月1日現在

施設名称	築年数	入所定員数	指定管理
恒春園	41年	60人	
みかど荘	39年	73人	
太陽の園	36年	66人	
柿生アルナ園	34年	80人	
幸風苑	33年	60人	
和楽館	32年	60人	
長沢壮寿の里	31年	53人	指定管理
あさおの丘	31年	70人	
桜寿園	28年	74人	
虹の里	28年	108人	
多摩川の里	27年	84人	指定管理
恵楽園(養護)	27年	140人	指定管理
すみよし	26年	84人	指定管理
こだなか	26年	50人	指定管理
金井原苑	25年	98人	
菅の里	24年	80人	
すえなが	24年	104人	
大師の里	22年	50人	
しおん	22年	25人	
ひらまの里	21年	84人	指定管理
鷲ヶ峰	20年	72人	
夢見ヶ崎	20年	64人	指定管理
陽だまりの園	20年	50人	指定管理

課題：施設の老朽化への対応

<参考>



「川崎市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」に基づき、高齢者人口の増加に対応するため、引き続き高齢者福祉施設等の一定の整備を行い、高齢者福祉の充実を図ります。

この要請文の担当課/健康福祉局長寿社会部高齢者事業推進課 TEL 044-200-2647

小児救急医療体制等の拡充について

【厚生労働省】

■ 要請事項

- 1 小児救急医療支援事業及び周産期母子医療センターの整備・運営について、地域の実情を反映したものとなるよう、財政措置の拡充を図ること。
- 2 小児救急医療を提供する病院を運営する地方自治体に対して、財政措置の一層の拡充を図ること。
- 3 小児救急医療等を確保するため、小児医療の実態を調査し、次期の診療報酬改定に当たっては、実態に即したものとなるよう、その結果を反映させること。

■ 要請の背景

- 本市では、年少人口の増加が当面見込まれるなか、少子化・核家族化や育児情報の氾濫に伴う育児不安や、共働きの増加など救急医療への潜在的需要が増大していること、及び夜間救急を担う小児科医の不足に対応するため、小児救急医療体制の確保・充実に向けた取組が求められています。
- 現在、小児の初期救急については休日急患診療所に加え市内南中北3か所の小児急病センターで、また、周産期救急医療については周産期母子医療センターで、それぞれ対応しており、市で運営するほか、小児救急医療等を担う医療機関への支援を行っています。
- さらに、小児医療の安定供給のためには、小児科医を安定的に確保するとともに、小児医療の実態に即した診療報酬体系の構築などにより、小児医療の不採算を原因とする小児科部門の廃止・縮小を防ぐ必要があります。本市では、特に採算性の低い休日や夜間の救急病院への補助等を行っています。
- 小児救急医療体制等に係る診療報酬の水準は、令和2年度の改定によっても十分とは言えません。小児医療を取り巻く様々な課題に効果的に対処できるよう、実態を調査し、その結果を次期の診療報酬改定に反映させることが求められています。

■ 費用

(単位：千円)

令和2年度予算	総事業費	財 源
小児救急医療関係事業	526,933	国庫補助金 16,313、県補助金 21,342 使用料 1,581、一般財源 487,697
市立病院の小児救急医療経費	352,397	医業収益 308,206、一般会計繰入金 44,191

川崎市の小児救急医療体制等の拡充

初期救急医療体制

- 7 休日急患診療所（内科・小児科）
各区 1 か所
- 南部小児急病センター
（市立川崎病院内）
中部小児急病センター
（日本医科大学武蔵小杉病院内）
北部小児急病センター
（多摩休日夜間急患診療所内）
- 聖マリアンナ医科大学病院
夜間急患センター

二次救急医療体制

- 病院群輪番制病院（7 病院・小児科）
- 休日二次応需病院（7 病院・小児科）
- 救急告示医療機関

三次救急医療体制・周産期母子医療センター

- 聖マリアンナ医科大学病院
救命救急センター
総合周産期母子医療センター
- 日本医科大学武蔵小杉病院
救命救急センター
地域周産期母子医療センター
- 市立川崎病院
救命救急センター
地域周産期母子医療センター

小児医療
の不採算

小児救急医療体制等の維持

- 財政措置の拡充
・小児救急支援事業や周産期母子医療センターの運営
・病院等を運営する地方自治体
- 診療報酬の引き上げ

小児科医師
の不足

川崎市の人口の推移（各年10月1日現在）

	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年
川崎区	総人口 223,378 うち15歳未満 26,311	226,537 26,280	229,653 26,242	231,530 26,049	233,116 25,850
幸 区	総人口 160,890 うち15歳未満 20,544	162,618 20,805	165,974 21,381	167,206 21,638	170,159 22,178
中原区	総人口 247,529 うち15歳未満 31,878	251,248 32,490	254,156 32,924	258,119 33,539	261,825 33,929
高津区	総人口 228,141 うち15歳未満 30,142	229,584 30,173	230,507 30,002	231,808 29,977	233,285 29,740
宮前区	総人口 225,594 うち15歳未満 31,346	227,375 31,380	229,481 31,443	231,131 31,360	232,325 31,336
多摩区	総人口 214,158 うち15歳未満 23,790	215,644 23,647	216,681 23,420	217,941 23,207	219,868 23,229
麻生区	総人口 175,523 うち15歳未満 23,718	176,471 23,639	177,238 23,447	178,748 23,511	179,879 23,274
合 計	総人口 1,475,213 うち15歳未満 187,729	1,489,477 188,414	1,503,690 188,859	1,516,483 189,281	1,530,457 189,536

この要請文の担当課／健康福祉局保健医療政策室 TEL 044-200-3742

障害者制度改革に係る財政措置等について

【厚生労働省】

■ 要請事項

- 1 障害者総合支援法に基づく生活介護サービス等の報酬について、現状を踏まえ、適切な単価を設定すること。
- 2 地域生活支援事業について、その必要な経費について、十分な財政措置を講ずること。
- 3 就労希望者数の増加を踏まえ、障害者就業・生活支援センターの設置・運営費について、十分な財政措置を講ずること。

■ 要請の背景

- 18歳未満の障害児は、平成24年4月の児童福祉法改正で新設された「放課後等デイサービス」により、授業の終了後などに生活能力の向上のために必要な訓練などが提供されることで、結果として、御家族の就労支援やレスパイトに役立っているところです。しかしながら、特別支援学校等を卒業して障害者総合支援法上のサービス利用となると、16時から17時には帰宅し、一人であることが困難な方の場合には御家族の就労継続が困難となるため、障害児の時と同程度のサービス利用の確保を求める声が年々増加しております。こうしたことから、生活介護事業所における延長支援の充実が求められており、そのためには、生活介護事業所から「採算性や職員体制を確保するために十分な報酬になっていない」といった御意見のある延長支援加算の充実が必要です。
- 平成25年4月に施行された障害者総合支援法では、障害者の地域における共生の実現に向けて、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため、全国一律の法定障害福祉サービスと併せて、自治体の裁量において地域の実情やニーズに沿った様々な支援を提供する地域生活支援事業を位置づけております。この事業は障害者が地域で生活していくうえで必要不可欠なものであり、今後も事業を安定的に継続して実施していくためには、相当額の財源を確保する必要がありますが、国からの補助金は、要綱に基づく交付額に達していない状況が続いています。

- 障害者就業・生活支援センター事業は、就職や職場適応などの就業面の支援ばかりでなく、生活習慣の形成や日常生活の自己管理などに関する生活支援も不可欠であり、身近な地域で、就業面及び生活面で一体的かつ総合的な支援を提供する重要な役割を担っております。本市においても、障害者就業・生活支援センター事業へのニーズが年々増加していることから、障害者就業・生活支援センターの他に2か所の本市単独事業である障害者就労援助センターを設置し、対応を図っているところです。今後においても障害者就業・生活支援センターの利用者数の増加が益々見込まれるため、各都道府県の指定する障害保健福祉圏域ごとに1箇所の設置という国の方針を見直し、利用者の実態に応じた支援が必要となっております。

■ 費用

- 令和3年度地域生活支援事業費 約17億円（国費 約8.5億円）

■ 効果等

- 国と自治体の負担責任の適正化
- 障害者制度改革の推進と効果的な制度運用

（表1）地域生活支援事業の実績【平成30年度実績額】（単位：百万円）

事業費	要綱に基づく交付額（A）	交付額（B）	川崎市超過負担分（A）－（B）
1,505	752	452	300

（表2）障害者就業・生活支援センター等登録者数の推移（単位：人）

	設置数	H27	H28	H29	H30
障害者就業・生活支援センター（国委託事業）	1か所	450 (346)	524 (372)	662 (450)	781* (522)
障害者就労援助センター（市補助金事業）	2か所	699 (490)	781 (518)	895 (575)	971 (600)
合計	3か所	1,149 (836)	1,305 (890)	1,557 (1,025)	1,752 (1,122)

（ ）内は、職場定着支援の対象者（企業等での就労者数）

※全国の障害者就業・生活支援センター（334センター）の登録者数は、188,440人となり、1センターあたりの平均登録者数は564人となっております。

（表3）令和元年度 障害者就業・生活支援センター等事業費（単位：千円）

障害者就業・生活支援センター*	国委託費	41,873
	市補助金	30,693
障害者就労援助センター（2か所）	市補助金	90,496
障害者就労援助センター 市補助金合計		121,189

※障害者就業・生活支援センターは、障害者就労援助センターと併設になっており、市補助金の対象となっております。

この要請文の担当課／1 健康福祉局障害保健福祉部障害計画課 TEL 044-200-1978
 2 健康福祉局障害保健福祉部障害福祉課 TEL 044-200-2656
 3 健康福祉局障害保健福祉部障害者雇用・就労推進課 TEL 044-200-2682

難病に係る医療費の助成事業について

【厚生労働省】

■ 要請事項

- 1 大都市特例によって新たに支弁することになった特定医療費の支給に関する費用について、道府県から税源を移譲するなど国の責任において十分な財政措置を講ずること。
- 2 特定医療費の適正化に取り組む地方自治体に対し、インセンティブを付与するなど、公平・安定的な事業運営に向けた更なる取組を進めること。

■ 要請の背景

- 「難病の患者に対する医療等に関する法律」第40条に基づき、平成30年度から特定医療費の支給に関する事務等について、道府県から指定都市に権限が移譲されました。本市では、認定事務の効率化により、受給者証の交付に要する期間を移譲前の約1/2、2か月程度に短縮するなど、市民サービスの向上を図りました。
- 特定医療費の支給に要する費用に対する国庫負担率は50/100とされており、平成31年度には1か月100万円を超えるレセプトが62件発生するなど、本市にとって非常に重い負担となっています。また、国庫負担の対象は特定医療費のみであり、人件費や電算システムの運営費などの経費は含まれていません。
- 発病の機構が明らかでなく、かつ、治療方法が確立していない希少な疾病であって、当該疾病にかかることにより長期にわたり療養を必要とすることとなる難病であるからこそ、すべての患者が安心して治療を受けることができるよう、国と地方の財政負担について、抜本的な見直しを行い、必要な財源は地方財政措置ではなく、道府県から税源を移譲するなど、国の責任において十分な財政措置を講ずる必要があります。

- 受給者数の増加や指定難病の追加も見込まれるなか、本市では、令和2年度からレセプト点検員を配置し、特定医療費の適正化に向けた取組を強化します。本事業を公平・安定的なものとして維持していくためには、適正化の取組により効果のあった地方自治体に対して、一定のインセンティブを付与するなど、国による更なる支援も必要と考えています。

■ 特定医療費適正化の取組

- レセプト点検員には会計年度任用職員を充てており、本市国保並みの実績をあげることができれば、大変費用対効果の高い取組となります。こうした取組を水平展開することにより、更なる効果が生じ、制度の安定化・適正化につながります。

(表1) 対象疾病数及び本市における支給認定件数 (各年4月1日現在)

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年
対象疾病数	110	306	330	331	331	333
支給認定件数	8,143件	8,963件	9,341件	8,100件	8,524件	9,053件

(表2) 本市における特定医療費の支給に係る事業費 (当初予算ベース) 単位: 千円

年度	事業費 (A)	国庫支出金等 (B)	川崎市一般財源 (A-B)
平成30年度	1,363,631	644,528	719,103
平成31年度 (令和元年度)	1,506,409	703,914	802,495
令和2年度	2,031,245	970,532	1,060,713

(表3) 特定医療費適正化の取組による効果額 (見込) 単位: 千円

点検種別	令和2年度特定医療費支出見込額 (A)	過誤調整率 (B)	効果額 (A×B)
資格	1,934,069	0.49%	9,477
内容	1,934,069	0.19%	3,675
		合計	13,152

※過誤調整率は、本市国民健康保険制度における平成30年度の実績値を参考とした。

この要請文の担当課/健康福祉局医療保険部国民年金・福祉医療課 TEL 044-200-2694

成人ぜん息患者医療費助成事業について

【環境省】

■ 要請事項

川崎市の成人ぜん息患者医療費助成制度を自立支援型公害健康被害予防事業として認定し、事業経費を助成対象とすること。

■ 要請の背景

- 国は、平成20年度にぜん息患者の疾患の回復や予防を行うことへの支援を目的とした自立支援型予防事業を創設し、独立行政法人環境再生保全機構を通じて地方自治体の要望を聴取のうえ重要性の高い事業を実施し、日常生活の中でぜん息患者の増悪予防・健康回復を図っています。
- 本市では、すでに平成19年1月から市内のぜん息患者の健康回復及び福祉の増進を目的とした「成人ぜん息患者医療費助成制度」を独自事業として実施しています。
- 本市が実施している事業は、国が創設した事業と対象者や目的を同じくし、ぜん息患者の健康回復の観点においても重要な支援策と考えており、重積発作予防等のための治療支援による予防の観点からも、国の支援が必要と考えています。

■ 費用

○ 成人ぜん息患者医療費助成の推移 ※全額本市負担 (各年決算) 単位：千円

年 度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
扶 助 費	171,411	189,072	195,095	192,249	199,358
助成経費	32,764	29,273	18,464	18,013	18,791
合 計	204,175	218,345	213,559	210,262	218,149

■ 効果等

- 成人ぜん息患者医療費助成制度を、安定的に実施していくことが可能となります。

川崎市成人ぜん息患者医療費助成事業概要

制度開始	平成19年1月					
対象地域	市内全域					
対 象 者	対象疾病(気管支ぜん息)にかかっている満20歳以上の者 (公健法・市条例等による認定者及び喫煙者を除く) 川崎市に引き続き1年以上住所を有する者 医療保険各法により、医療に関する給付を受けられる者 (自己負担割合が1割以下の者を除く) 所得制限なし					
審 査	認定審査を実施					
助成範囲	本人負担分の一部を助成					
財源負担	市の全額負担(一般財源)					
経費の推移	(単位：千円)					
	年 度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
	扶 助 費	171,411	189,072	195,095	192,249	199,358
助成経費	32,764	29,273	18,464	18,013	18,791	
合 計	204,175	218,345	213,559	210,262	218,149	
対象者数の推移	(単位：人)					
	年 度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
	対象者数	6,149	6,486	6,780	6,979	7,467

経費総額
及び
対象者数
の推移

この要請文の担当課／健康福祉局保健所環境保健課 TEL 044-200-2435

予防接種事業の抜本的改革について

【厚生労働省】

要請事項

- 平成24年5月に厚生科学審議会感染症分科会予防接種部会で示された「予防接種制度の見直しについて（第二次提言）」に従い、任意予防接種については、早期に定期接種化すること。
- 定期予防接種については、国の責任において、必要とする国民すべてが等しく接種できるよう、地方交付税措置ではなく、全額国庫負担とすること。
- 特別な理由による定期予防接種の再接種については、現在、任意予防接種で行われているが、これを定期接種化にすること。

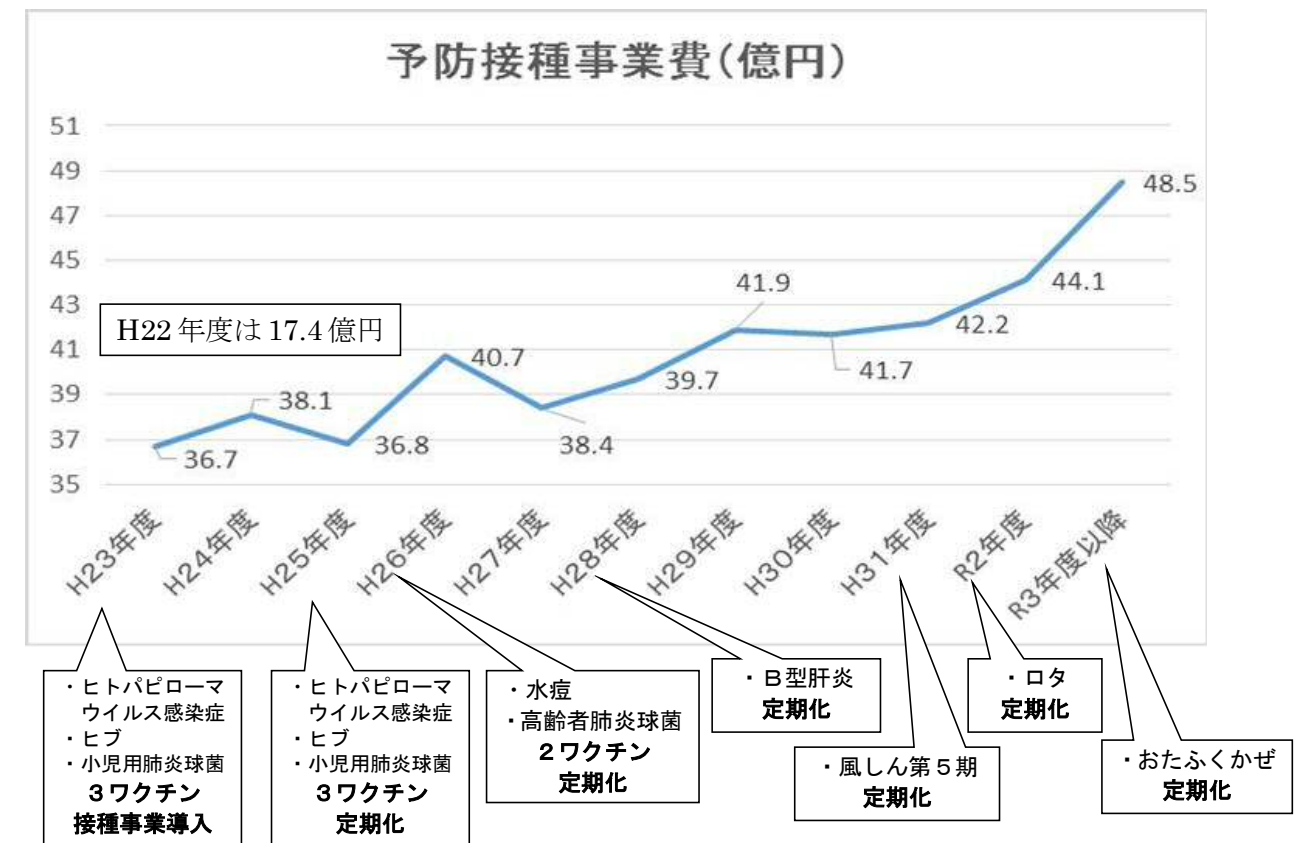
要請の背景

- 平成24年5月に厚生科学審議会感染症分科会予防接種部会で示された「予防接種制度の見直しについて（第二次提言）」において、「ワクチンギャップに対応するため、必要なワクチンについては定期接種として位置づける」とされました。これを受け、平成25年度からヒトパピローマウイルス感染症等のワクチン接種事業が予防接種法改正により定期予防接種となり、平成26年度には水痘及び高齢者の肺炎球菌感染症の2ワクチンが、平成28年10月にはB型肝炎が、平成31年2月には風しんの第5期が、さらに、令和2年10月からロタウイルスワクチンが新たに定期予防接種として追加されました。また、任意予防接種であるおたふくかぜについても検討されており、定期予防接種として追加されることが見込まれます。
- 予防接種法に基づき実施されている定期予防接種は、全額公費負担（インフルエンザ・高齢者の肺炎球菌感染症予防接種は一部自己負担あり）で実施しています。予防接種法に基づかない任意予防接種は、原則、全額自己負担となっています。
- 本来、予防接種は国の責任において必要とする国民すべてが等しく接種できるようにすべきものです。定期予防接種に係る経費については、平成25年度に地方財政措置の拡充がなされたところですが、制度やそれに係る国と地方の財政負担について抜本的な見直しを行い、必要な財源は交付税措置ではなく、全額国庫負担する必要があります。
- 特別な理由による定期予防接種の再接種については、「定期予防接種による感染症の発生及びまん延の予防は公衆衛生上重要であること」「予防接種による健康被害時における救済制度が定期予防接種の方が手厚いこと」から定期接種化が望ましいと考えます。

効果等

- 定期予防接種となることで接種率が向上し、感染症の発生及びまん延が予防されます。
- 国による費用負担の導入により、地方自治体の負担が軽減され、接種勧奨等に更に取り組めることで接種率が向上し、感染症の発生及びまん延が予防されます。
- 定期予防接種にすることで、健康被害発生時に手厚い救済制度を利用することができます。

本市における予防接種事業の財政負担



※ヒトパピローマウイルス感染症ワクチンについて、積極的接種勧奨差し控えのため、25年度以降の経費は24年度実績額による見込み。

**任意接種のおたふくかぜワクチンが定期予防接種化された場合の
本市負担額
44.1億円 → 48.5億円**

**定期予防接種の拡充と地方自治体の負担増は相互に関係しており、
予防接種事業の抜本的改革が不可欠である。**

この要請文の担当課／健康福祉局保健所感染症対策課 TEL 044-200-2440

住宅・建築物等の総合的な耐震対策等による安全・安心に暮らせるまちづくりの推進について

【国土交通省】

■ 要請事項

建築物等の耐震化をはじめとした総合的な耐震対策や密集市街地の改善、高齢者等の居住の安定確保に向けて、必要な制度拡充や財政措置を講ずること。

■ 要請の背景

- 大規模地震時に甚大な被害の発生が想定される本市では、既存建築物の耐震化や密集市街地の改善が急務であり、これまで耐震対策等の制度拡充に努めてきました。
- 住宅・建築物等に対する各種施策の取組により、今後も、まち全体の総合的な耐震化を推進するため、制度拡充や継続的かつ十分な財政措置が必要です。
- 本市では、火災延焼被害が「地震時等に著しく危険な密集市街地」のみならず、広い範囲に想定されていることから、大規模地震発生時に人的・物的被害が大きく、重点的な対策の優先度が極めて高い地区を不燃化重点対策地区とし取組を進めています。このような自治体での取組に沿うような助成内容に拡充するなど一層の制度拡充が必要です。
- 高齢者や障害者、子育て世帯等の居住の安定確保に向け、公営住宅の整備・改善など、安全・安心な暮らしを支える良質な住宅の供給に向けた取組の推進が必要です。

■ 費用

- | | |
|------------------|---------------------|
| ○ 令和3年度計画事業費 | 約79.5億円（国費 約36.0億円） |
| ・ 住宅・建築物等の耐震対策事業 | 約2.8億円（国費 約1.3億円） |
| ・ 密集市街地の改善事業 | 約1.7億円（国費 約0.8億円） |
| ・ 公営住宅整備事業等 | 約75.0億円（国費 約33.9億円） |

■ 効果等

- 住宅・建築物等の耐震性、耐火性向上による安全性の確保
- 良質な住宅の供給による高齢者、障害者、子育て世帯等の居住の安定

住宅・建築物等の耐震対策事業等

建築物等の耐震化の更なる促進を図るために、「川崎市耐震改修促進計画」に基づき、各種施策を推進してまいります。

■住宅・建築物等の耐震化事業（民間建築物）

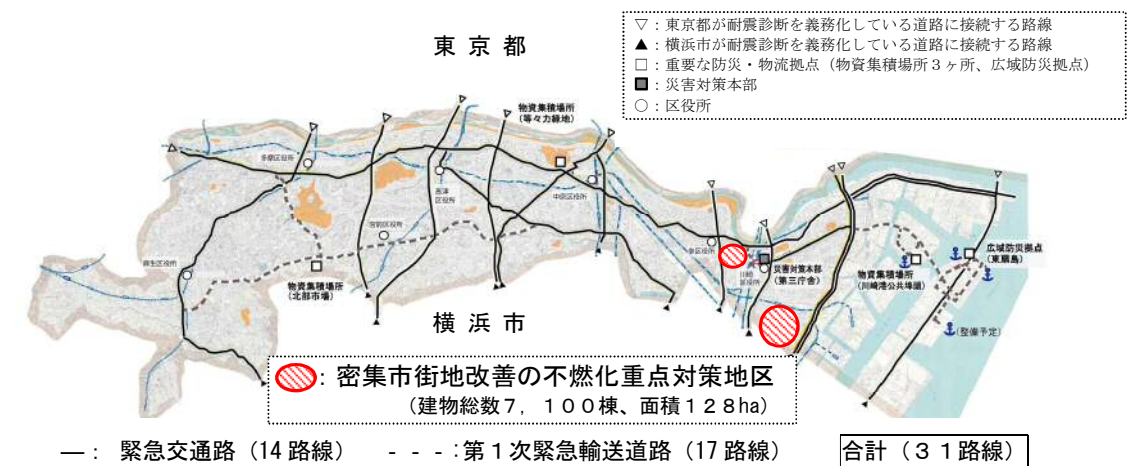
目標：住宅及び特定建築物の耐震化率を令和2年度末までに95%とする。
（令和元年度末の耐震化率 住宅：93.0% 特定建築物：93.7%）

- 主な取組：○木造住宅耐震対策 ○民間マンション耐震対策
○特定建築物等耐震対策 ○耐震診断義務化沿道建築物耐震対策

■住宅市街地総合整備事業（密集市街地整備型）

目標：不燃化重点対策地区内の焼失棟数を令和2年度末までに3割減とする。

- 主な取組：○密集住宅市街地整備促進事業 ○老朽建築物除却事業
○住宅等不燃化推進事業 ○区画道路拡幅促進事業など



【不燃化重点対策地区と沿道建築物の耐震診断を義務化する道路の指定路線図】

公営住宅整備事業等

■公営住宅整備事業

- ・ 中野島住宅（1棟 63戸） ・ 高石住宅（1棟 40戸）
- ・ 初山住宅（1棟 32戸）

■公営住宅ストック改善事業

- ・ 長寿命化型・安全性確保型等改善事業（全33団地 103棟）

■高齢者、障害者等の居住の安定

- ・ マンション共用廊下等段差解消工事、居住支援推進事業 など

これらの取組により、安全・安心に暮らせるまちづくりを推進します。

この要請文の担当課 / まちづくり局市街地整備部防災まちづくり推進課 TEL 044-200-2707
まちづくり局住宅政策部住宅整備推進課 TEL 044-200-2993

消防施設及び緊急消防援助隊の整備について

【総務省】

■ 要請事項

- 1 消防施設等の整備について、必要な財政措置を講ずること。
- 2 緊急消防援助隊の整備について、必要な財政措置を講ずること。

■ 要請の背景

- 本市においては、社会情勢に適切に対応し、あらゆる災害から市民の生命、身体及び財産を守るという法（消防組織法）の趣旨のもと、災害時の防災拠点となる消防施設等の整備に努めるとともに、迅速な出動体制や的確な消防体制の整備を進め、更なる消防力の充実・強化を図っています。
- 防災拠点となる消防署所等の早期改築・改修が求められており、消防指令システムの更新など、事業の推進が喫緊の課題とされています。
- 指定都市は、大規模な災害等に即応するため、消防車両等の充実強化を図り、一度強化した装備についても、これを維持するため計画的な更新整備が必須であり、災害発生時には広域的に消防・救助活動を展開する役割を有しております。
- 国の補助金については、配分方針の見直し及び補助基準額の改定がされたものの、交付額が9,500万円（零細補助基準額）に満たない場合に交付決定が受けられない採択基準は、依然として制度を活用する妨げになっていることから、零細補助基準額の引き下げを要望します。
- 特に本市をはじめとした指定都市の消防は、大規模災害発生時には広域的な役割を果たすことから、車両資機材等の整備について、交付税措置ではなく、国による適切な財政措置を講ずること。

■ 費用

- 令和3年度計画事業費
 - ・ 消防施設整備事業等 約6.9億円（国庫補助金約400万円）
 - ・ 緊急消防援助隊設備整備事業等 約5.1億円（国庫補助金約9,100万円）

■ 効果等

- 大規模災害への対応力の早期確立

消防施設整備事業等

区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	
事業概要	消防庁舎	多摩消防署 栗谷出張所	改築 (設計等)	改築 (本体工事等)	—
		宮前消防署 宮崎出張所	—	—	改築 (設計等)
	消防団施設	中原消防団 中原分団小杉班	改築 (設計等)	改築 (本体工事等)	—
		中原消防団 住吉分団住吉西班	—	改築 (設計等)	改築 (本体工事等)
	耐震性貯水槽	新設 (1基 設計等)	新設 (1基 工事)	改修 (2基)	
	消防情報通信の高度化	—	消防指令 システム更新	消防指令 システム更新	
	消防救急無線固定局等整備	無線設備整備	—	—	
合計(概算)	約2.5億円	約6.9億円	約7.8億円		

緊急消防援助隊設備整備事業等

区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度
事業概要	消防自動車等	10台	14台	11台
	救急自動車	4台	4台	6台
	合計(概算)	約5.7億円	約5.1億円	約5.1億円

この要請文の担当課／消防局総務部庶務課 TEL 044-223-2512
 消防局総務部施設整備課 TEL 044-223-2548
 消防局警防部指令課 TEL 044-223-2544

石油コンビナート地域の強靱化について

【内閣府・総務省・経済産業省・国土交通省・厚生労働省】

■ 要請事項

- 1 国が公表した首都直下地震被害想定及び南海トラフ沿いの巨大地震による長周期地震動に関する報告等を踏まえ、消防法、高圧ガス保安法、毒物及び劇物取締法等の技術基準の妥当性について検証、見直し等を行い、耐災害性の向上や防災体制の強化を図ること。
- 2 事業者が実施する液状化対策や津波対策、護岸の改修等の減災対策への支援の継続と拡充に取り組むとともに、定期改修等が年度当初に行われる場合であっても、事業者が活用可能となるよう、柔軟な制度運用を図ること。
- 3 施設の経年劣化に対する維持管理技術の開発や情報提供を行うこと。また、経年劣化した配管等の施設改修へのインセンティブを向上させる取組を進めること。
- 4 事業者がコンビナート保安人材を育成・確保できるよう、必要な支援を行うこと。

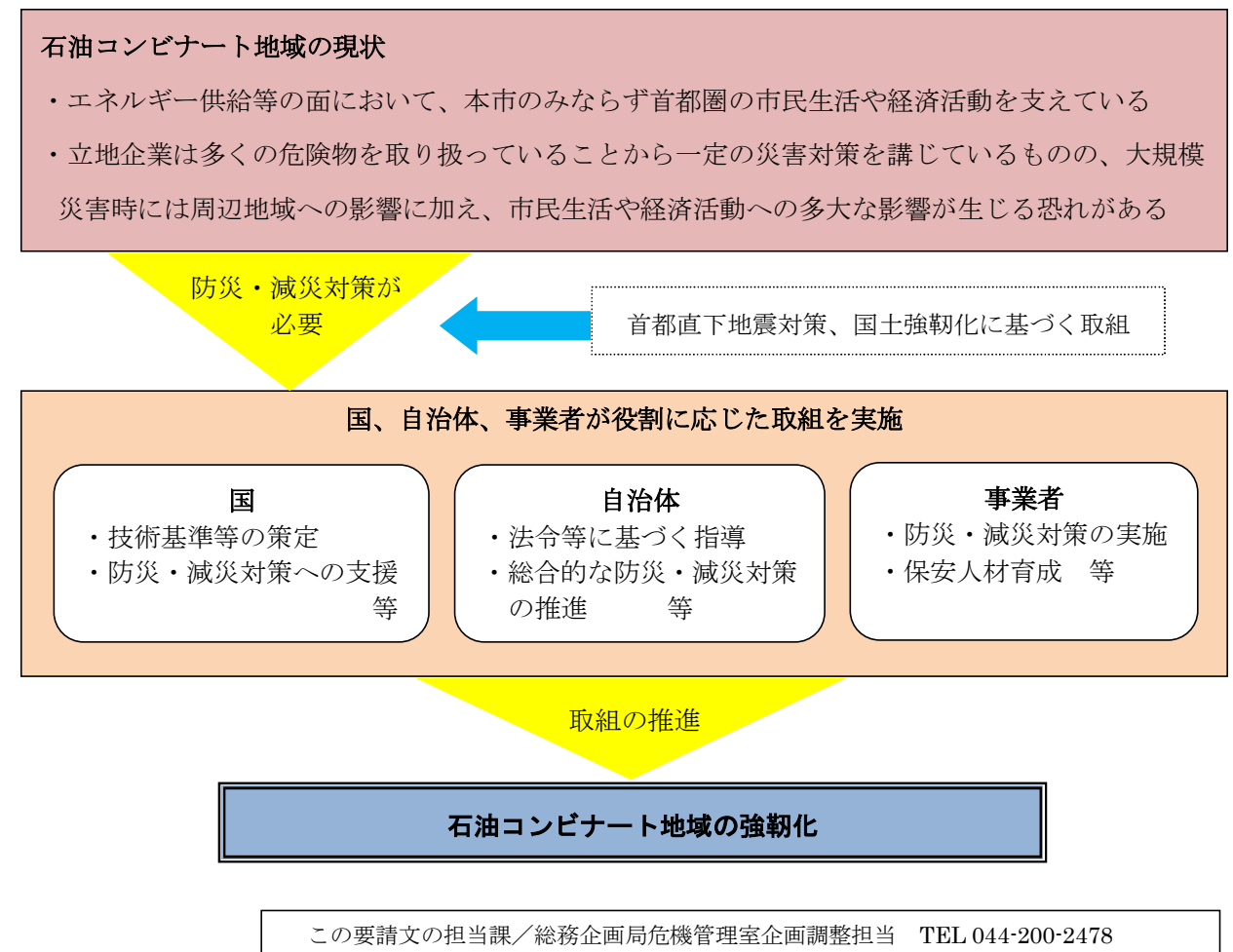
■ 要請の背景

- 臨海部の石油コンビナート等特別防災区域等に立地する企業は、法律等に基づいて一定の災害対策を講じています。しかしながら、首都直下地震被害想定においては、危険物・コンビナート施設に関して東京湾沿岸において流出約60施設、破損等約730施設の被害が想定されており、周辺地域への影響に加え、首都圏全体の市民生活や経済活動への多大な影響も懸念されることから、想定される地震の発生頻度や切迫性に応じた取組が必要です。
- 国においては、東日本大震災や各種被害想定調査結果等を踏まえ、危険物施設等の技術基準の見直しの検討や検証を実施するとともに、災害時のエネルギー安定供給の観点から石油出荷設備等の強化に要する費用の補助及び民有護岸の耐震改修に対する支援制度など、強靱化に向けた取組を推進することが必要です。

- 本市では、臨海部で想定される主な災害の未然防止と拡大防止を目的として、平成25年4月に川崎市臨海部防災対策計画を策定（修正：平成29年11月・令和2年3月）し、石油コンビナート地域における総合的な防災・減災対策を推進するとともに、平成28年3月に川崎市国土強靱化地域計画を策定し、強靱化に関する取組を総合的かつ計画的に推進しております。
- 石油コンビナート地域における事前防災・減災対策の考え方に基づく強靱化については、国、自治体及び事業者が役割に応じた取組を実施することが必要となりますので、国においては防災・減災対策の公的な支援の必要性、あり方について検討するとともに、実効ある対策を推進することが必要です。

■ 効果等

- 防災力、耐災害性の向上による首都圏の市民生活及び経済活動への影響の軽減
- 災害時におけるエネルギーの安定供給と速やかな復旧・復興



五反田川放水路整備事業の推進について

【国土交通省】

本事業は大規模工事であり、事業が完成するまで長期間を要することから、計画的な事業執行を図るために必要な財政措置を講ずること。

■ 要請の背景

- 本市は、河川の治水対策を推進するため、緊急かつ重点的対策として時間雨量50mmに対応できるよう、環境にも配慮しながら河川の改修に取り組んでいるところです。
- 近年、局地的な集中豪雨や観測史上の記録を上回る大雨、都市化の進展等により、都市型水害が深刻になっています。特に洪水時、下流まで約20分で流下する高低差の著しい一級河川五反田川は、下流部及び二ヶ領本川との合流部で急激な水位上昇が生じ、度重なる水害を繰り返してきました。
- 五反田川下流の二ヶ領本川は高度に都市化された地域を貫流し、河道拡幅や掘削による河道改修が困難な状況となっているため、五反田川の洪水を直接多摩川に放流する五反田川放水路整備事業を進めています。
- 近年の豪雨災害の発生状況を踏まえ、国の「多摩川緊急治水対策プロジェクト」にも位置付けられている暫定的な貯留式での運用を開始しましたが、事業の早期完成には計画的な財政措置が不可欠となっています。

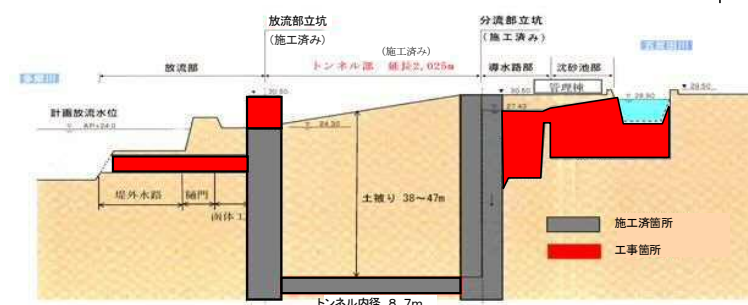
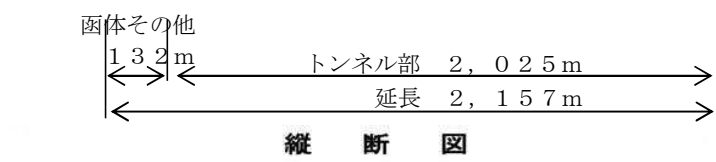
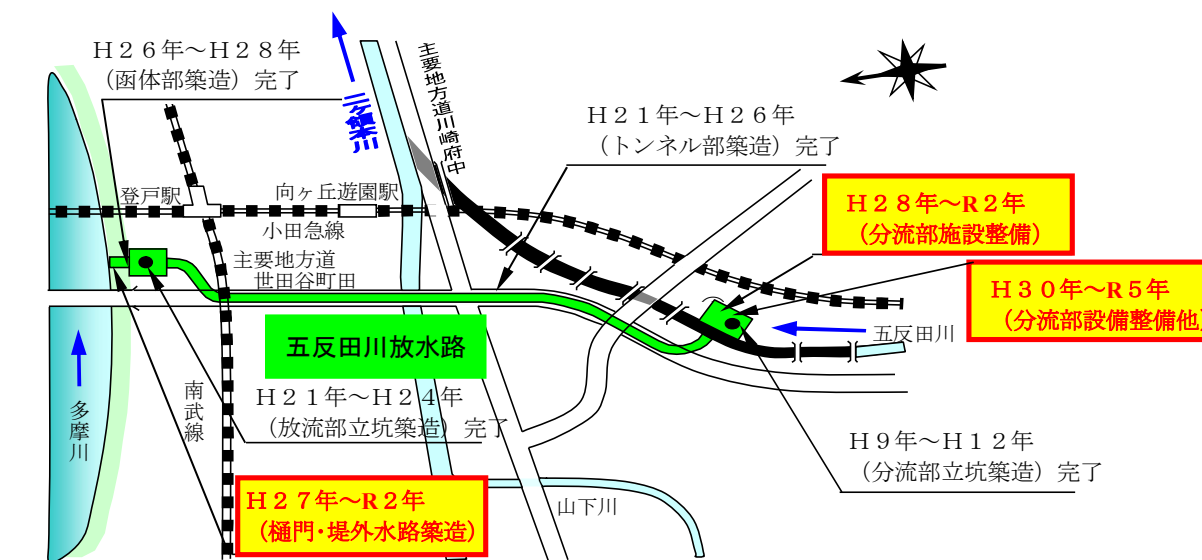
■ 費用

- 総事業費 約300億円（国費 約85.9億円、県費 約85.9億円）
- 令和3年度計画事業費 約15.0億円
（国費 約4.4億円、県費 約4.4億円）

■ 効果等

- 放水路を暫定的に運用し、雨水貯留施設として活用することで、分流部下流域の浸水被害軽減に寄与します。
- 放水路下流域の五反田川及び二ヶ領本川の流下能力は、将来計画である時間雨量90mmまでの対応が可能となり、治水安全度の向上が図られます。
- 将来的には、面積約341ha、約7,100戸の浸水想定被害が解消されます。

五反田川放水路整備事業の概要



トンネル部

- 計画区間 川崎市多摩区生田8丁目～川崎市多摩区登戸新町
- 計画期間 平成4年度～令和5年度（令和2年度から暫定運用）
- 総事業費 約300億円
- 事業の概要 延長：2,157m、計画高水流量：150m³/秒
（うち地下トンネル2,025m、函体15m、樋門37m、堤外水路80m）
- 今後の事業費の見込み

事業費	補助	国費	県費	市費	小計	暫定運用					完成		合計※
						H28年度まで	H29年度 当初	H29年度 補正	H30年度 (2018)	R元年度 当初	R元年度 補正	R2年度 (2020)	
事業費	補助	国費	56.2	3.3	1.4	3.5	2.6	1.7	4.2	4.4	4.4	4.2	85.9
		県費	56.2	3.3	1.4	3.5	2.6	1.7	4.2	4.4	4.4	4.2	85.9
		市費	56.2	3.3	1.4	3.5	2.6	1.7	4.2	4.4	4.4	4.2	85.9
		小計	168.6	9.9	4.2	10.5	7.8	5.1	12.6	13.2	13.2	12.6	257.7
		単費	現年	21.2	0.5	2.6	3.4	5.6	1.8	2.6	4.0	41.7	
合計	※総事業費	189.8	14.6	13.1	16.3	18.2	15.0	15.8	16.6	299.4			

この要請文の担当課／建設緑政局道路河川整備部河川課 TEL 044-200-2904

川崎の河川

河川管理施設の老朽化等対策の推進について

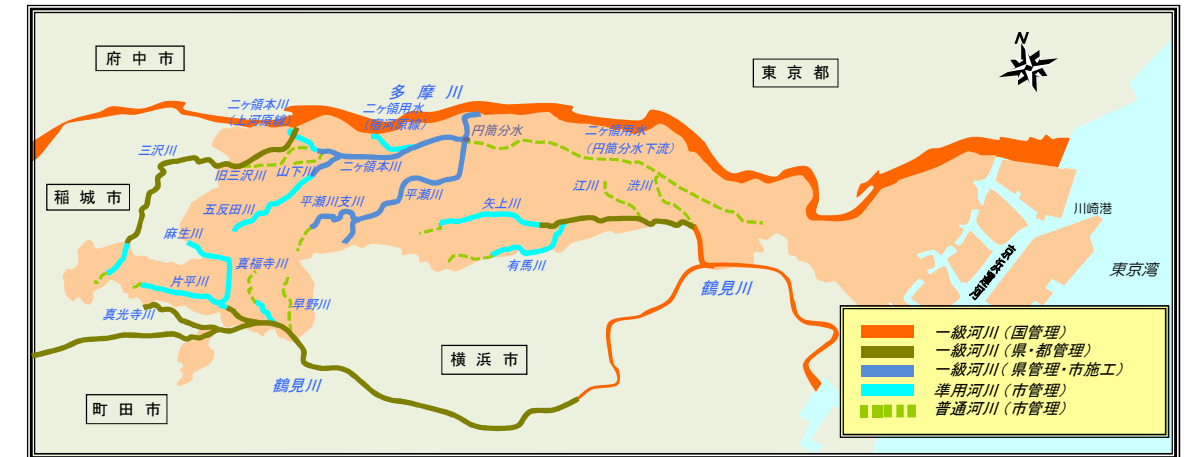
【国土交通省】

■ 要請事項

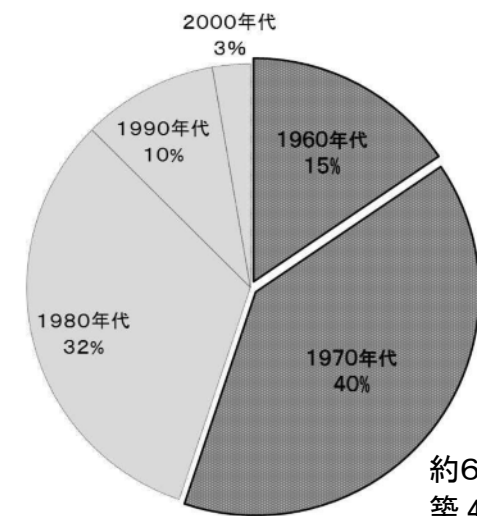
河川の治水安全度確保のため、施設の老朽化・耐震化対策等について、必要な制度の創設や現行制度の要件緩和をすること、及び一級河川平瀬川の施設機能向上に向けた改築工事について、国庫補助事業化をすること。

■ 要請の背景

- 本市の維持管理する河川延長は約38kmありますが、そのうち、約6割が、改修後概ね40年を過ぎて施設の老朽化が顕著となっており、首都圏における東海地震や関東直下型地震発生への切迫性の指摘などを踏まえ、河道の治水安全度を確保し、局地的集中豪雨による洪水や地震による災害の防止に備える必要があります。
 - 本市では、年間約2億円の予算で日常の維持管理を行っておりますが、老朽化した河川管理施設の修繕や更新を適切に行っていくため、新たな財政措置が必要です。
 - 平成30年度からは、河川管理施設の長寿命化を図る事業について、公共施設等適正管理推進事業債の対象となったところですが、老朽化の著しく進んだ護岸等の施設では、治水安全度の確保や家屋の密集した都市河川の特性から、耐震性等の機能向上を考慮した施設の更新が必要となっています。
 - 本市での老朽化等の顕著な事例として、一級河川平瀬川では護岸の変状が確認されたことから、治水安全性確保のため耐震性などの機能向上を図る改築工事を市単独事業として実施しています。
 - 現在、施設機能向上について国庫補助事業化に向けた調整を実施しています。
- ### ■ 効果等
- 計画的に維持補修・更新することで、施設の長寿命化ならびに機能向上を図り、治水安全性をはじめ、河川機能の維持が可能となります。



〔河川整備経過年数〕



約6割(約21km)が築40年以上

〔老朽化の状況〕



変状による護岸施設の目違い



護岸背面部の空洞

〔一級河川平瀬川の護岸更新について〕

鋼管護岸へ更新中【市費にて対応】

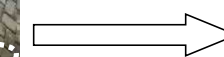


パラペットのズレ(最大10cm)



護岸の変状(ブロック隙間の拡大)

治水安全性確保のため施設更新を実施



この要請文の担当課/建設緑政局道路河川整備部河川課 TEL 044-200-2906

高規格堤防の今後の整備区間における着実な整備の推進について

【国土交通省】

■ 要請事項

今後の整備区間として位置付けられた多摩川右岸の高規格堤防整備事業について、着実な整備の推進を図ること。

- ・ 戸手地区の早期完了に向けた上流部の事業推進
- ・ 殿町地区における土地利用更新等の機会を捉えた機動的な対応

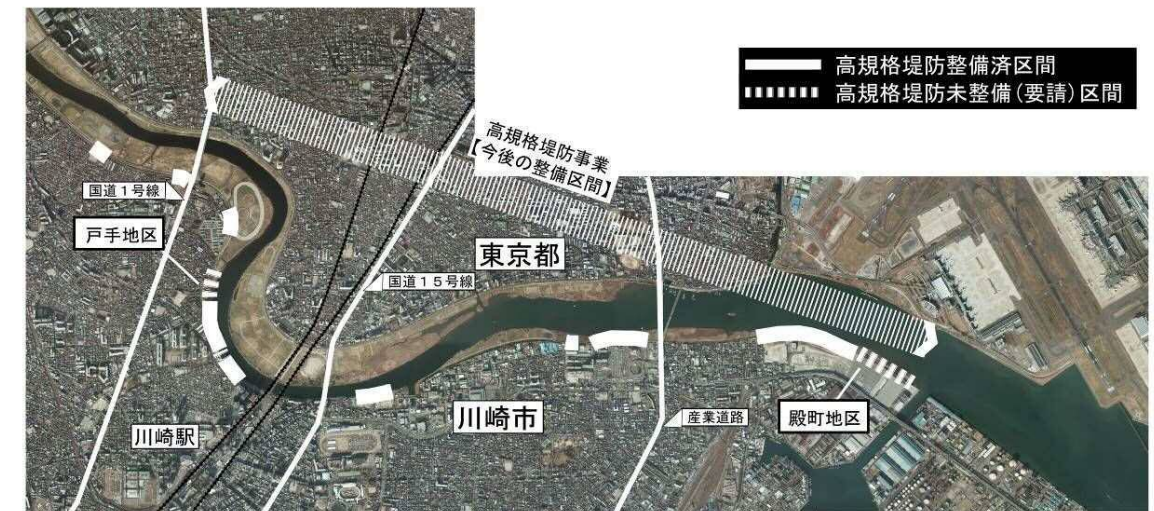
■ 要請の背景

- 高規格堤防については、平成23年12月の第7回「高規格堤防の見直しに関する検討会」において、人口が集中した地域で、堤防が決壊すると甚大な人的被害が発生する可能性が高い区間に大幅に絞り込んで整備するとされ、多摩川については、下流域から国道1号線付近までが今後の整備区間として位置付けられました。
- 整備区間内の戸手地区については、高規格堤防の整備を前提としたまちづくりが進められており、令和元年東日本台風による冠水被害など増水時には冠水が度々生じているところですが、仮に、堤防が決壊すると川崎駅周辺地区などにおいて甚大な人的被害が発生する恐れがあるなど、整備緊急度の高い地域となっているため、残る上流部についても整備を推進し、早期に完了する必要があります。
- 殿町地区については、「国際戦略総合特区」、「国家戦略特区」及び「特定都市再生緊急整備地域」の指定を受け、羽田空港との近接性等を活かしたライフサイエンス分野の高度な先端技術を有する研究機関等が集積する世界的なイノベーション創出拠点の形成が進んでいるところです。未整備区間においても既に施設の整備が行われている状況であります。我が国の国際競争力の強化を牽引する拠点であることから、同地区の治水安全度の向上を図るためにも、土地利用の更新等の機会を捉えて、機動的に対応していく必要があります。

■ 効果等

- 高規格堤防の整備により、周辺地域全体の治水安全度の向上が図られます。
- 高規格堤防の整備に併せたまちづくりにより、良好な住環境の形成が図られます。

戸手地区・殿町地区（位置図）



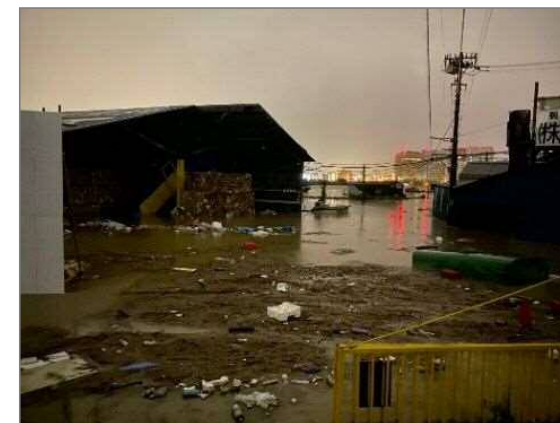
戸手地区



殿町地区



戸手地区（上流部）（令和元年東日本台風による被害状況）



この要請文の担当課／まちづくり局市街地整備部地域整備推進課 TEL 044-200-2730

全国都市緑化フェアの開催について

【国土交通省】

■ 要請事項

平成26年3月の国土交通省の「都市緑化フェアに対する提言」に基づき、市制100周年である令和6年度の全国都市緑化フェアの開催を検討しており、必要な助言、指導及び財源措置等の支援を講じること。

■ 要請の背景

- 本市では、緑と水の豊かな環境をつくる取組をさらに進め、これまでの100年を振り返り、次の100年により豊かな環境をつないでいくため、都市における新たな「緑」の価値の創造と、多様な主体による「緑」の都市づくりを目指しています。
- 市制100周年の節目の年となる令和6年度に、「都市緑化のあり方」を具体化し、他都市にない「かわさき」らしさを創造するため、全国都市緑化フェアの開催を検討しています。
- フェア開催を契機として、「緑」の事業のみならず、「コミュニティ」、「教育」、「環境問題」など、「緑」と連携が可能な事業を推進し、都市における「緑」の価値を高め、フェア終了後も継続する取組を進めてまいります。

■ 今後のスケジュール

- 令和2年度 基本構想策定作業
- 令和3年度 基本構想策定、国土交通大臣への提案
- 令和4年度 全国都市緑化フェア実行委員会設立、基本計画策定
- 令和5年度 全国都市緑化祭実行委員会設立、実施計画策定、会場整備着手、プレイベント開催
- 令和6年度 全国都市緑化フェア（緑化祭） 開催

■ 国土交通省からの提言（抜粋）

これからの全国都市緑化フェアに求められる役割（要約）

- (1) 「個の活動」とのつながり
 - ① 個人や家庭での個々の活動が連続し、美しい街並み・地域に対する愛着が生まれる。
 - ② 身近な緑といった小さなデザインの単位から大きな全体像が生まれる。
 - ③ 身近な緑への取組に着目し、個の活動との結びつきを構築
- (2) 地域らしさ・伝統の継承
 - ① 市民参加型で我がまちへの愛着を高めようという動き
 - ② 伝統を活かしつつも新しい創造に繋げていく取組
 - ③ 地域の暮らしぶりを将来につながるプライドとして表現
- (3) 多様な主体の参加
 - ① 個人や家庭、市民グループ、民間企業などと一緒に作り上げていく体制の構築
 - ② 様々な主体が参加することでフェアを地域全体に展開
- (4) 新たな市場の形成・技術情報の発信
 - ① 花や緑を活用した新たな技術・アイデアの採用や展示等を通じた新たな市場の形成
 - ② フェアでの展示・実体験を通じて技術情報をわかりやすく発信・共有
- (5) 関連する産業との連携
 - ① 産業分野と連携したライフスタイルの提案等によりフェアの広がり形成
 - ② 教育や福祉など、個人や家庭の身近な問題を緑を通じて解決する機会
- (6) 新しい公園のあり方への提案
 - ① 公園の管理運営・経営
 - ・アメリカの BID (※) やパークマネジメントの取組など、新しい公園のあり方を提案
 - ② 規制緩和等に関する社会実験
 - ・都市公園の利用の活性化や新たな公園の管理運営・経営に向けて、時代の要請に応じた規制緩和や積極的な公園の再生等が必要であり、フェアにおいてモデル的に実施
- (7) 緑の啓発
 - ① 緑の価値の啓発と情報発信
 - ・緑は、暮らしの豊かさを測るものさし（評価軸）となり、あらゆる分野をつなぐことのできるツールであることから、都市が抱える様々な課題の解決をフェアを通じて実現
 - ② 「緑育」の展開
 - ・心の豊かさを再構築していく「緑育」をフェアの中で推進

(※) BID (Business Improvement District)

- ・地域活性化を進めるために、地域内の合意を基に設立される組織
- ・地域内で拠出される負担金を主財源とするもので、清掃や治安維持、地域振興など独自の活動を行うもの。

この要請文の担当課／建設緑政局緑政部みどりの協働推進課 TEL 044-200-0510

光化学オキシダント等の低減に向けた取組について

【経済産業省・国土交通省・環境省】

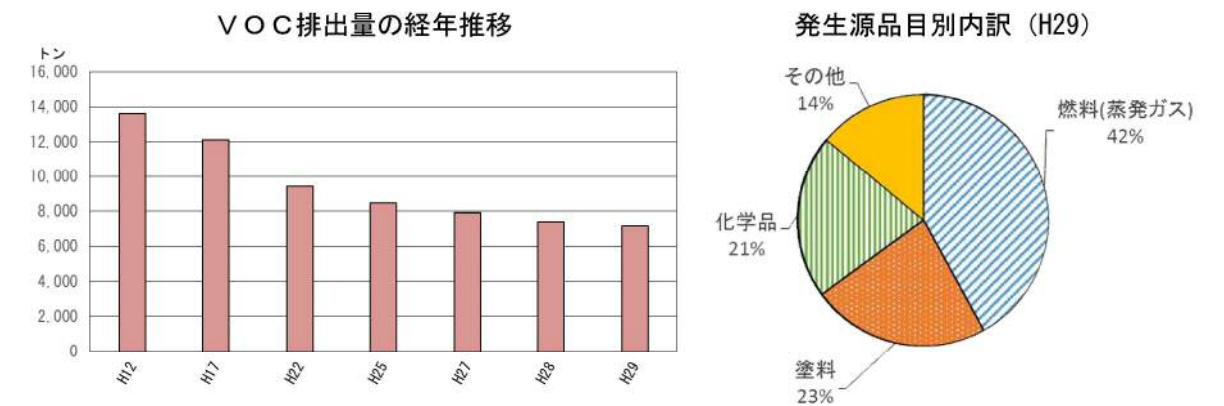
■ 要請事項

- 1 大気環境中で二次的に生成される光化学オキシダント等について、原因物質である揮発性有機化合物（VOC）の更なる排出削減に向けて、地域の状況を踏まえた新たな削減目標を設定するなど、総合的な対策を推進すること。
- 2 水性塗料の更なる普及に向け、公共工事における水系塗装の標準仕様化を図ること。また、グリーン購入法等における該当品目の充実を図ること。
- 3 燃料蒸発ガスを回収する機能を有する計量機（Stage II）の普及に向けて、燃料小売事業者への財政支援等を含めた実効性のある対策を実施すること。
- 4 PM2.5等について、越境汚染対策のための国際的な取組を引き続き推進すること。

■ 要請の背景

- 多くの地域で光化学スモッグ注意報が毎年発令されている状況にあることから、光化学オキシダントの原因物質であるVOCの更なる削減が必要です。VOCについては、平成22年度に、大気汚染防止法の改正時に設定された基準年度（平成12年度）から3割削減するという目標を達成しましたが、それ以降は具体的な目標が設定されず、削減が鈍化傾向にあります。事業所等における削減対策を推進していくためには、目指すべき新たな目標を具体的に明示する必要があります。
- 橋梁などの重防食分野における塗料出荷量中の水性塗料比率は10%未満と依然として低い状況にあります。平成30年9月に重防食分野において水性塗料がJIS品質規格に追加されたことから、国の標準仕様書等へ反映すること等により普及を促進していく必要があります。また、グリーン購入法等においても、水性塗料を含めた該当品目の充実が必要です。
- 国は、Stage IIの導入促進を図るために、平成30年7月より「大気環境配慮型SS認定制度」の運用を開始しておりますが、機器更新に係る事業者の費用負担が大きいことから、導入が進んでおりません。今後、自動車側の対策として、駐車時の燃料蒸発ガス規制の強化が予定されておりますが、給油所側の対策については、財政措置が必要です。
- 大気汚染が問題となっている諸外国において、公害克服に努めてきた経験及び先進的な環境技術による国際貢献が重要であり、PM2.5等の越境汚染を抑制するためにも、現在、国が進めている二国間連携などの取組を引き続き推進する必要があります。

○ 川崎市における工場・事業場等からのVOC排出量について



令和元年度VOC排出量推計調査結果(川崎市)をもとに作成

削減率が鈍化傾向にあることから、排出削減を促進する具体的な数値目標が必要

○ 水性塗料の普及状況について

塗料出荷量中の水性塗料比率(平成29年度)

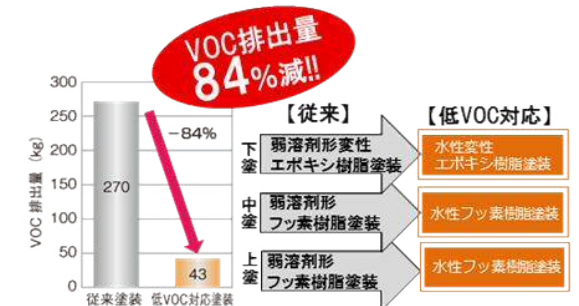
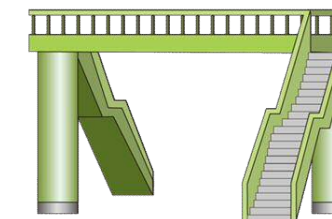
塗料分野	水性塗料比率 (%)
建物(建築塗料)	64.3%
建築資材(主にライン塗装)	73.6%
構造物(重防食塗料)	7.6%

(一財)日本塗料工業会より提供

平成30年9月20日に下記のJISに水性塗料が追加されました。

- JIS K 5551 「構造物用さび止めペイント」
- JIS K 5659 「鋼構造物用耐候性塗料」

【水性塗料の取組事例】



九都県市首脳会議 環境問題対策委員会大気保全専門部会 リーフレット抜粋

構造物分野における水性塗料の普及率は著しく低い状況にあり、塗料からのVOC排出を抑えるためには構造物分野の水系化が有効です。

○ 「大気環境配慮型SS認定制度」について

給油時 (Stage II)

自動車への給油時に、給油口から大気中へ放出されるガソリンベーパーを計量機ノズル(二重構造)で吸引し、地下タンク内に回収する方法です。



国は Stage II を設置しているガソリンスタンドを「大気環境配慮型SS認定制度」として認定しておりますが、川崎市における認定数は3件のみです。

この要請文の担当課/環境局環境対策部大気環境課 TEL 044-200-2515

廃棄物処理施設整備事業の推進について

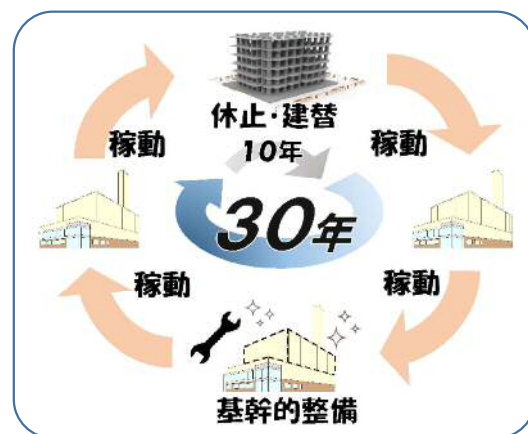
【環境省】

要請事項

循環型社会形成を推進するために必要な廃棄物処理施設の整備事業として、橋処理センター、堤根処理センターの建設及び浮島処理センターの基幹的施設整備に必要な財政措置について、内容を拡充し、今後も継続して実施すること。

要請の背景

- 本市では、4つの処理センターで廃棄物を処理していましたが、平成27年度から3処理センター体制に移行し、4か所の敷地を有効利用し、通常3処理センターを稼働、1処理センターを休止、建設中とする体制を構築してきました。
- 処理センターは設備の耐用年数が短くなっていますが、定期的な点検補修と併せて、概ね10～15年ごとに基幹的施設整備工事を実施して長寿命化を図っているところです。3処理センター体制を安定的に推進していくために、処理センターを約30年稼働し、建替に約10年、全体で約40年のサイクルで計画的に整備を進めています。



《処理センター整備イメージ》

費用

- 令和3年度計画事業費
 - ・橋処理センター整備事業
 - ・橋処理センター建設工事（7年契約5年次目）
 - 予定額 8,988,430千円（国費 約2,649,835千円）
 - ・堤根処理センター整備事業
 - ・整備計画策定業務委託（3年契約3年次目）
 - 予定額 24,200千円（国費 約8,066千円）
 - ・環境影響評価業務委託（4年契約3年次目）
 - 予定額 99,093千円（国費 約33,031千円）
 - ・浮島処理センター基幹的施設整備事業
 - ・浮島処理センター基幹的設備改良工事（5年契約3年次目）
 - 予定額 2,751,716千円（国費 約423,857千円）
 - ・浮島処理センター空気調和設備改修その2工事（単年契約）
 - 予定額 210,000千円（国費 約22,500千円）

橋処理センター整備事業

施設・処理能力

- ・ごみ焼却処理施設
600t/日（200t/日×3炉）
- ・資源化処理施設
ミックスペーパー 45t/5時間

事業年度

- ・平成29年度～令和5年度
ごみ焼却処理施設及び資源化処理施設建設工事



《橋処理センター完成イメージ図》

堤根処理センター整備事業

施設・処理能力

- ・ごみ焼却処理施設 540t/日（180t/日×3炉）

事業年度

- ・平成29年度～令和3年度 基本計画及び整備計画作成
- ・平成30年度～令和4年度 環境影響評価手続
- ・令和5年度～令和15年度 解体撤去工事及びごみ焼却処理施設等建設工事

浮島処理センター基幹的施設整備事業

施設・処理能力

- ・既存ごみ焼却処理施設
900t/日（300t/日×3炉）

事業年度

- ・令和元年度～令和5年度
焼却炉、電気設備、ボイラ等の整備工事



《完成時（H7年）の浮島処理センター》

この要請文の担当課／環境局施設部施設建設課 TEL 044-200-3995

緑地保全事業について

【国土交通省】

■ 要請事項

- 1 緑地保全事業は、市民の健全な生活環境の確保に加え、生物多様性の保全や地球温暖化対策等の推進に寄与することから、緑地の買入れや、緑地の再生に向けた萌芽更新などに対する必要な財政措置を講ずること。また、保全された緑地のさらなる利活用などに対する必要な財政措置を講ずること。
- 2 緑地の減少に歯止めをかけるため、緑地保全に係る相続税等の負担軽減措置や、相続税における物納制度の柔軟な運用等、税制上の優遇措置を拡充すること。

■ 要請の背景

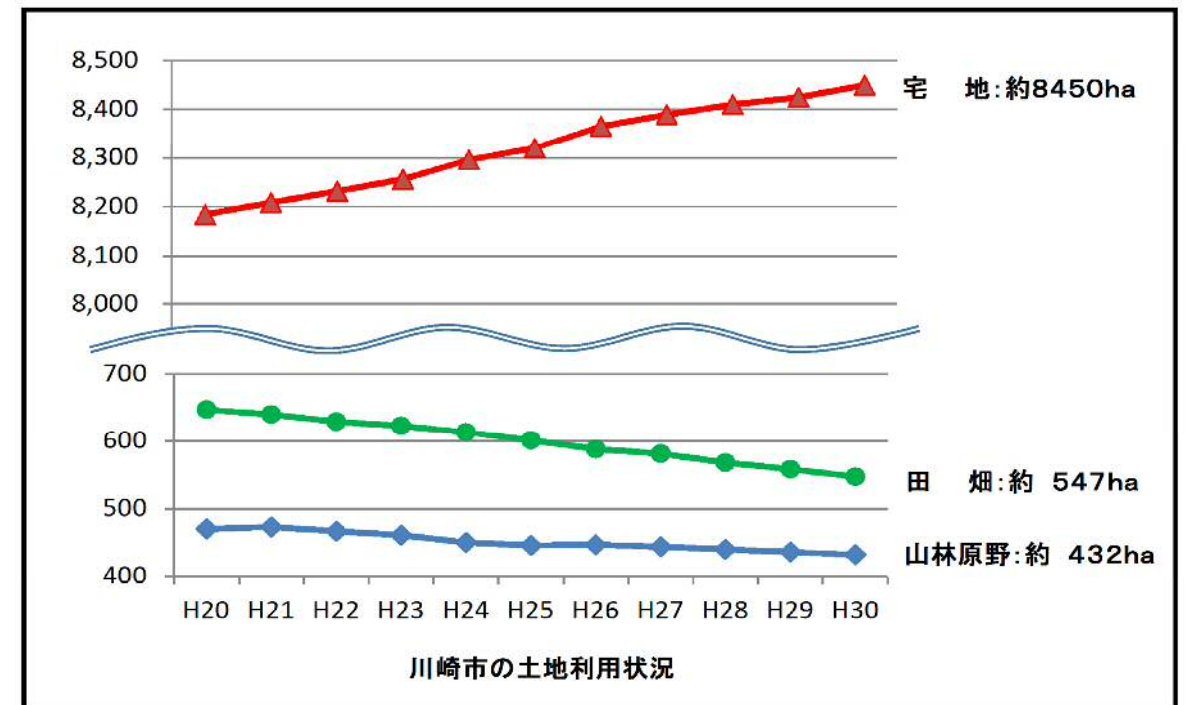
- 本市では、緑の基本計画に基づき、市域の骨格を形成する多摩丘陵の保全に向けて取組を進めています。
- 本市では、保全した緑地を良好に管理するために、市民等との協働による保全管理活動を進めておりますが、管理施設や斜面地の保全を図る施設の整備が必要となっています。また、保全された緑地の景観、生態系を再生させるために、持続的な林床管理と樹木の萌芽更新が必要となっていることに加え、さらなる緑地の魅力を発揮するために、安全安心な緑地の環境整備が必要となっています。
- 本市は、首都圏の中心部に位置しております。そのため土地需要が旺盛であり、相続時における土地利用転換などにより、市域の樹林地は減少傾向となっていることから、相続税などの税制の優遇措置の拡充が必要となっています。

■ 費用

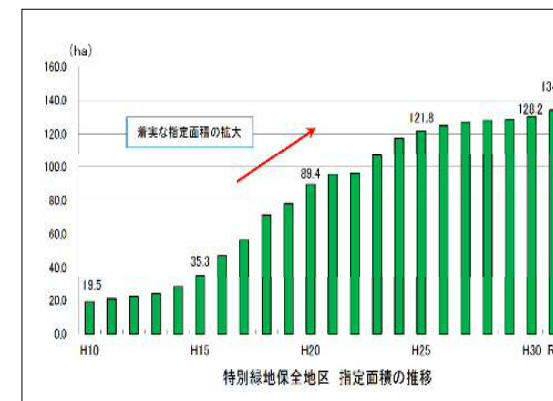
- 令和3年度計画事業費 約9.2億円（国費 約3.4億円）
 - ・ 特別緑地保全地区用地取得費 約3ha 約7.2億円（国費 約2.4億円）
 - ・ 特別緑地保全地区整備費 約2億円（国費 約1.0億円）

■ 効果等

- 都市景観の向上、市域の緑のネットワーク形成、生物多様性の保全、地球温暖化の抑制、ヒートアイランド現象の緩和、緑地の持つレクリエーション効果による市民の健康向上など



緑地保全の取組を着実に進める必要があります。



保全緑地の利活用



市民協働による保全管理活動



里山の風景（黒川海道特別緑地保全地区）

この要請文の担当課／建設緑政局緑政部みどりの保全整備課 TEL 044-200-2381

公園等整備事業について

【国土交通省】

■ 要請事項

公園施設に係るライフサイクルコストの縮減に向けた遊具等の長寿命化、及び、本市随一の緑の宝庫である生田緑地の整備などに必要な財政措置を講ずること。

■ 要請の背景

- 公園施設の老朽化対策として、戦略的な維持管理・更新を推進し、長寿命化を図っています。
- 本市最大の緑地である生田緑地は、多様な主体が参加し、魅力要素のさらなる充実を図り、賑わい創出のために、生物多様性に配慮しつつ整備を進めています。
- 本市は市制100周年を迎える令和6年における全国都市緑化フェアの誘致に向け、富士見公園や夢見ヶ崎公園など、特色ある公園緑地の更なる魅力づくりに取り組む必要があります。

■ 費用

- 令和3年度計画事業費
 - ・ 用地取得費 約3.0億円（国費約1.3億円）
 - ・ 整備費 約1.0億円（国費約0.3億円）
 - ・ 整備費 約2.0億円（国費約1.0億円）

■ 効果等

- ライフサイクルコストの縮減による適切なサービス水準の確保
- ヒートアイランド現象の緩和、生物多様性の保全、水源・湧水地の保全等
- 市民の健康増進、レクリエーション機能や都市景観の向上



図 川崎市事業位置図

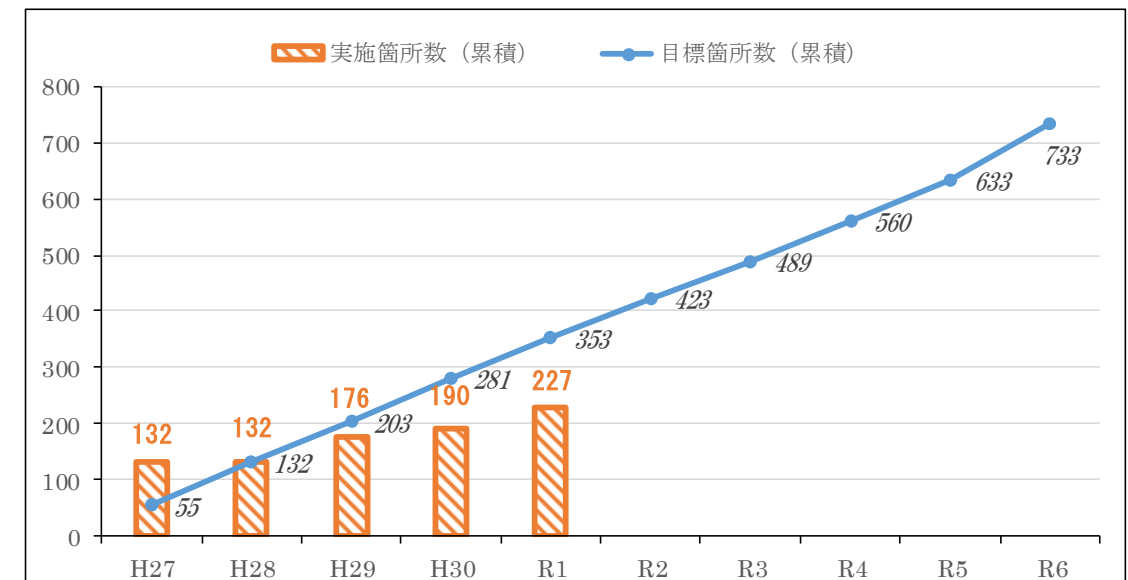


図 公園施設(遊具)の長寿命化実施状況

この要請文の担当課／建設緑政局緑政部みどりの保全整備課 TEL 044-200-2390

等々力緑地再編整備の推進について

【国土交通省】

■ 要請事項

災害時の広域避難場所・活動拠点及びスポーツ・レクリエーションの拠点となる等々力緑地の再編整備の推進に必要な財政措置を講ずること。

■ 要請の背景

- 等々力緑地は、本市の広域拠点である小杉駅周辺地区に隣接しており、武蔵小杉駅周辺の大規模な再開発事業等も進む中、平成27年度に陸上競技場の第1期整備（メインスタンド）、平成28年度に正面広場整備が完了し、令和2年度には硬式野球場の完成を予定しております。引き続き、都市景観の形成など、多摩川をはじめとした周辺環境と調和した魅力あるまちづくりにつなげる必要があります。
- 広域避難場所である等々力緑地は、災害時の活動拠点の整備を含め、防災機能の強化を行ってまいりましたが、令和元年東日本台風により顕在化した水害への対応など近年の自然災害リスクの高まりを踏まえ、防災・減災の視点から等々力緑地の役割を再検討する必要があります。
- このようなことから、防災・減災の視点から等々力緑地の役割の再検討、PFI法に基づく民間提案の審査結果への対応、社会環境の変化による新たな課題等に対応するため、造園、都市計画・建築、エリアマネジメント、防災、スポーツ科学などの学識経験者や公募市民等で構成する審議会を設置し、安全・安心で魅力あふれる公園や効率的・効果的な施設運営等の実現に向けて等々力緑地のマスタープランである「等々力緑地再編整備実施計画」を令和3年6月までに改定してまいります。
- 令和3年度については、等々力緑地の広場機能の確保に向けた車両等の動線整備を行うため、引き続き、国の財政支援が必要不可欠となります。

■ 費用

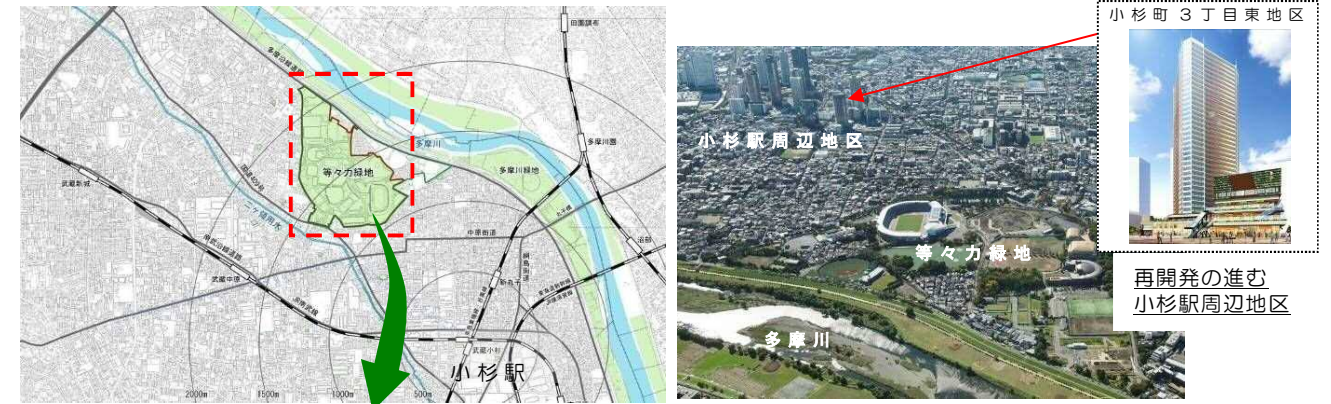
- 令和3年度計画事業費 約10億円（国費 約5億円）

■ 効果等

- 災害時の活動拠点としての活用（広域避難場所としての機能充実）
- 防犯性や安全性の向上による安全・安心なまちづくりへの寄与
- 緑地の魅力向上と利用者の利便性の向上
- 市内の産業、商業、文化等との連携や周辺まちづくりとの連携による地域の賑わいの創出

都市公園事業（等々力緑地）

広域避難場所である等々力緑地において、陸上競技場や硬式野球場等の施設を、災害時の活用や、通常時は地域の交流拠点となるよう整備を行います。



<等々力緑地における防災に関する取組>

硬式野球場整備
《平成28～令和2年度》
広域応援部隊の活動拠点、太陽光発電など

硬式野球場イメージ図

外周園路の整備
《令和3年度》
広場機能の確保に向けた車両等の動線整備

陸上競技場第1期整備
【メインスタンド】
《平成27年度完成》

正面広場整備
《平成28年度完成》
誘導案内照明など

陸上競技場第2期整備
【サイド・バックスタンド】
《令和4年度～》
応援部隊の活動拠点・太陽光発電など

今後の費用の見込み

（単位：億円）

事業名称		令和3年計画	令和4年計画	令和5年計画
外周園路整備	事業費	約10		
	うち国費	約5		
陸上競技場第2期整備等	事業費		約25	約27
	うち国費		約8.5	約9.5
合計	事業費	約10	約25	約27
	うち国費	約5	約8.5	約9.5

この要請文の担当課／建設緑政局等々力緑地再編整備室 TEL 044-200-2417

シェアサイクル導入ガイドライン等の整備について

【国土交通省】

■ 要請事項

- 1 自転車活用推進法に基づくシェアサイクルの適正な導入促進に向けたガイドラインや指針等の整備を行うこと。
- 2 シェアサイクルの導入に伴う公共用地の活用等に関する制度を創設すること。

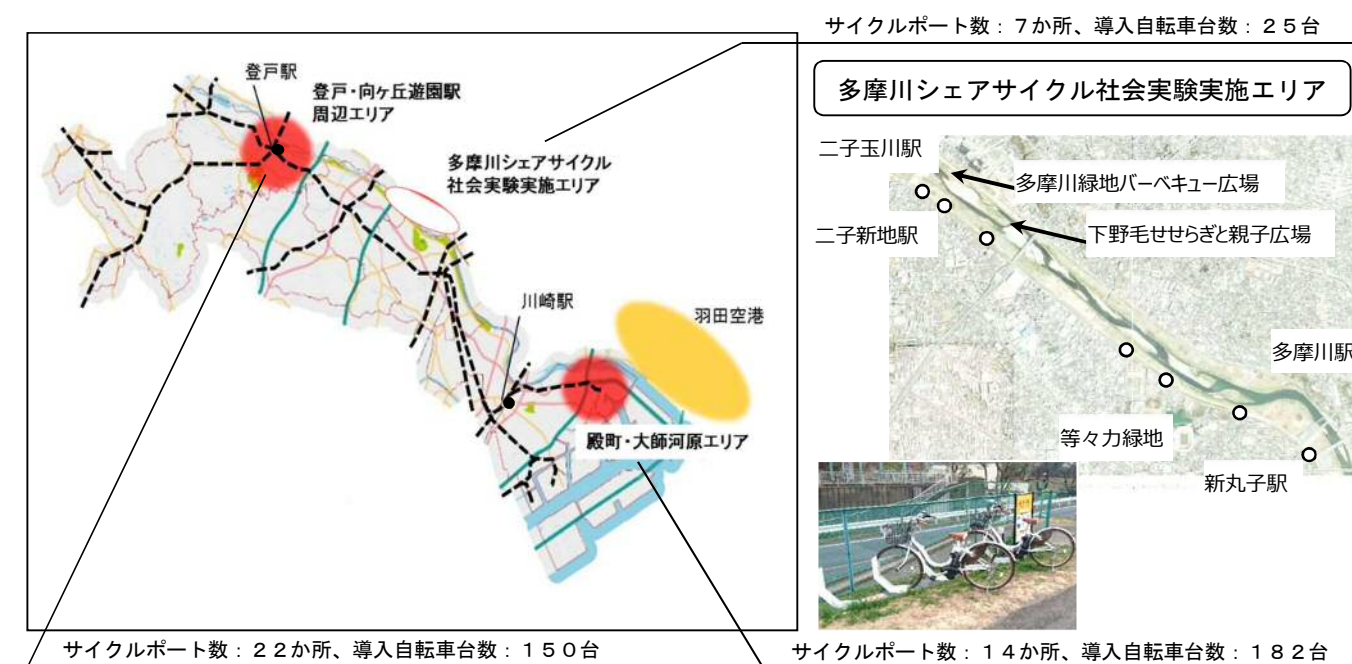
■ 要請の背景

- 本市では、平成30年度より、地域の活性化や放置自転車の抑制などの課題を解決するため、市内約120か所（令和2年4月現在）の民間サイクルポートと連携した「川崎市シェアサイクル実証実験」等の取組を進めており、令和2年度に実験の効果を検証し、今後の取組方針を定めることとしております。
- シェアサイクルの本格導入に向けては、利用者の利便性の向上や、シェアサイクル事業の安定した運営と安全なサービスを提供するために、官民の役割や運用基準等を定めたガイドライン及び指針の策定が必要となっています。また、公共用地を活用した民間事業者によるポート設置には、関係法令の個別調整が必要となり、多様な公共空間を効率的、効果的に活用するためには、包括的な制度の創設が必要です。
- 「自転車活用推進計画」における、シェアサイクルの普及促進に向けた公共用地等へのサイクルポート設置の在り方について、早期の検討が必要となっています。

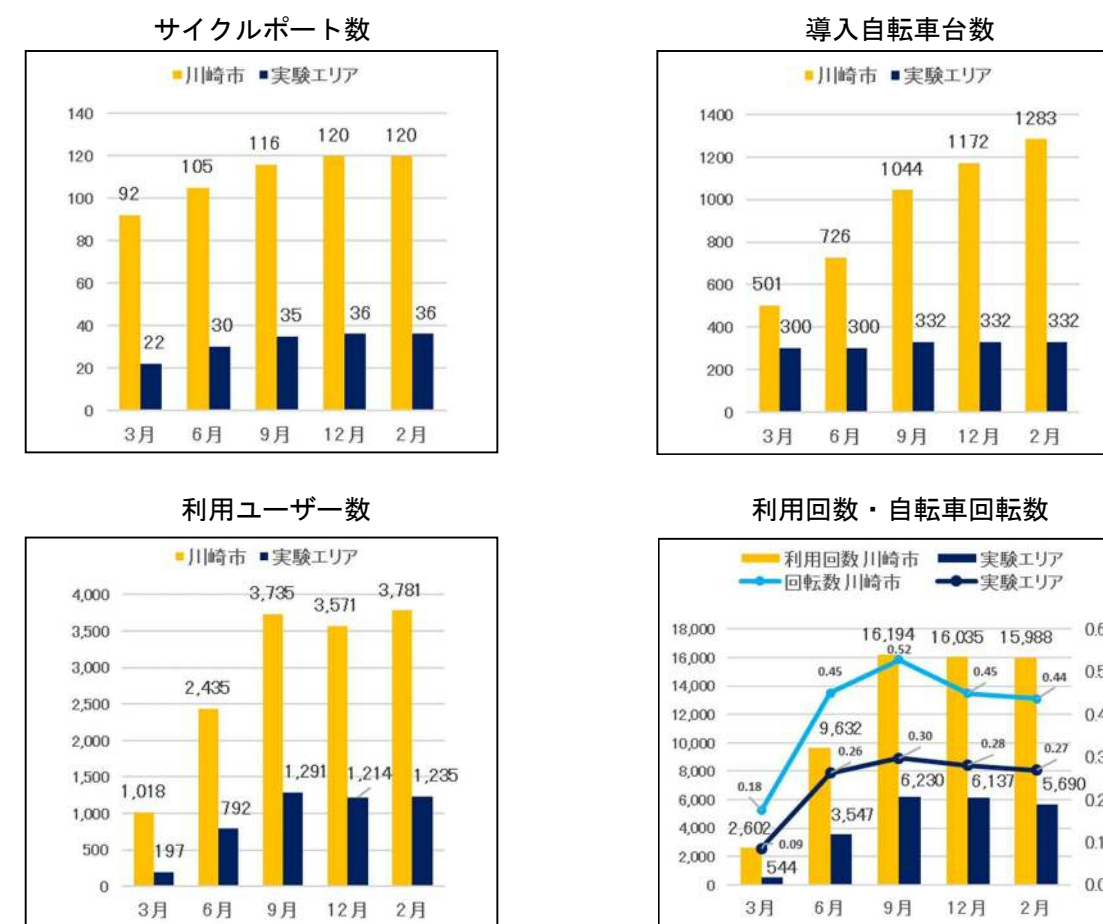
■ 効果等

- シェアサイクル導入ガイドラインや指針が策定されることで、一定水準を確保した事業者による市民の利便性の向上に資する安全で快適なシェアサイクルの導入を図ることができます。
- シェアサイクルポート設置における公共用地の活用について、包括的な制度の創設により、効率的で効果的なシェアサイクルの導入が図られます。

● 川崎市シェアサイクル実証実験等の実施エリア



● サービス規模及び利用状況



※シェアサイクル実証実験の運営事業者の調査結果

この要請文の担当課／建設緑政局自転車利活用推進室 TEL 044-200-2769

水道管路更新・耐震化の推進について

【厚生労働省】

■ 要請事項

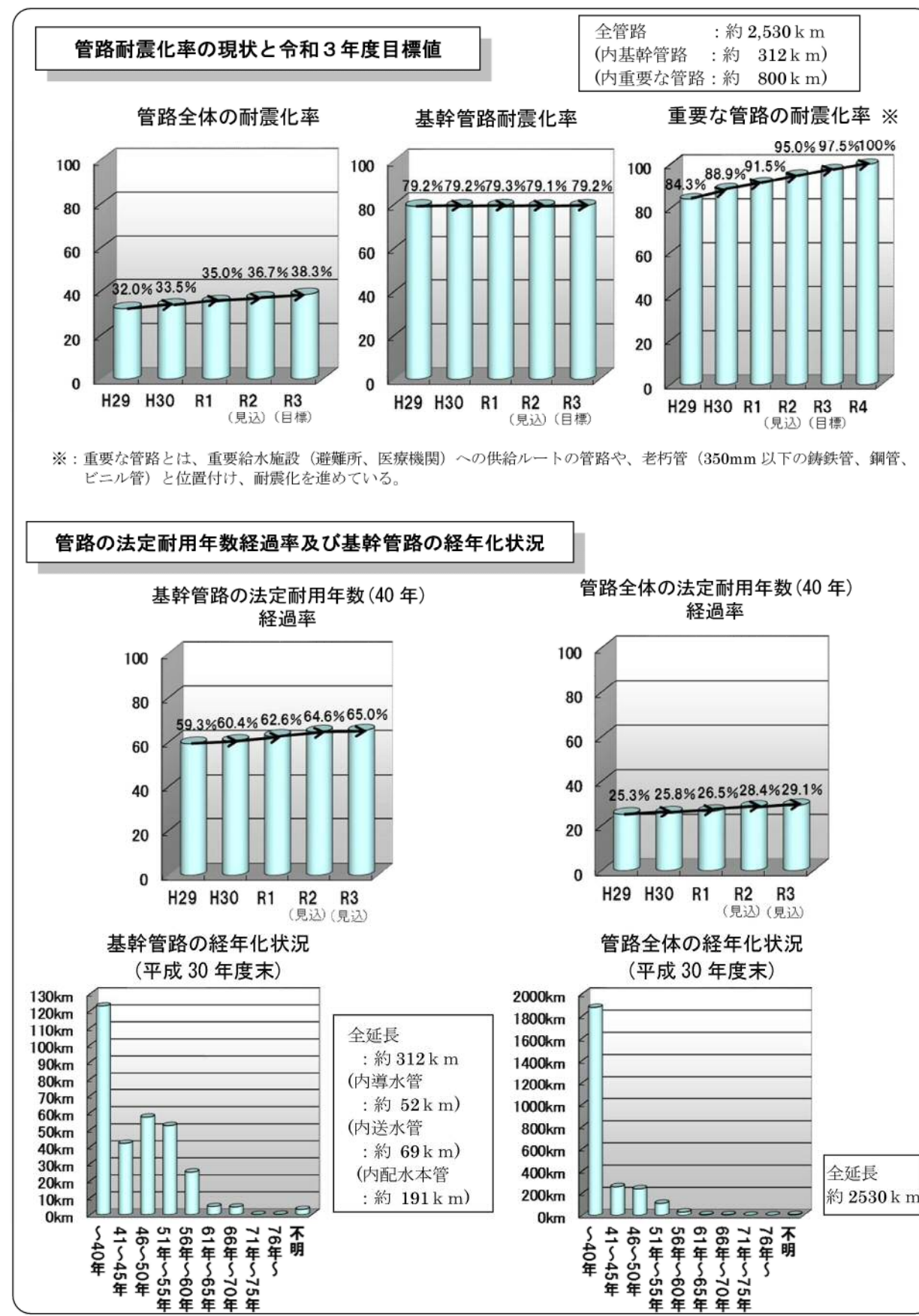
災害発生時に被害を受けやすい非耐震管路の更新・耐震化及び経年化した基幹管路の更新を促進することについて、必要な国庫補助制度の採択基準緩和及び財政措置を講ずること。

■ 要請の背景

- 昭和40年代に集中的に整備された水道管路は、今後一斉に更新時期を迎えることとなり、大規模災害時においても市民生活に欠かせない水道の供給を継続するため、経年化した非耐震管路の更新を継続的に実施し、耐震化を推進することが必要です。
- 川崎市では送水・配水本管などの基幹管路は主に溶接鋼管を採用しており耐震化率は高いものの経年化が進んでいることから、経年管路の更新を推進することが必要です。
- 今後、更なる水道管路の耐震化対策等を推進していくためには、多額の事業費を要しますが、本市をはじめ大都市の水道事業者の大半は、管路更新に係る補助金の採択基準の水道料金より低い料金設定であることなどから不交付となっており、また、経年化した基幹管路の更新には、中大口径管路であることから特に多額の事業費を要します。事業費の財源の多くを水道料金で賄うことは、使用者の負担増加を招き、極めて困難な状況であることから、採択基準の緩和及び所要の財政措置が必要です。

■ 費用

- 令和3年度計画事業費 約86億円（国費 約1.8億円）



下水道整備事業の推進について

【国土交通省】

■ 要請事項

- 1 水害に強いまちづくりを実現するための浸水対策や大規模地震などの災害時においても下水道機能を確保するための下水道施設の耐震化等について、令和3年度以降も継続して必要な財政措置を講ずること。また、令和元年東日本台風を踏まえ、再度災害防止に向けた取組についても必要な財政措置を講ずること。
- 2 安全で快適な市民生活を支える下水道施設の改築について、必要な財政措置を講ずること。
- 3 快適な水辺環境の確保や地球環境に配慮するため、合流式下水道の改善や、下水処理場の高度処理化、更には温室効果ガスの削減など、環境対策に必要な財政措置を講ずること。
- 4 国庫補助の対象となる主要な管きよの範囲について、指定都市と一般市との格差是正を図ること。

■ 要請の背景

- 平成30年度から令和2年度においては、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」に基づき、防災・安全対策事業に重点的な財政措置が講じられました。一方、自然災害による被害を防止・最小化するためには、継続的な事業の推進が求められるとともに、令和元年東日本台風など、近年の災害を踏まえた対策にも集中的に取り組む必要があることから、令和3年度以降においても継続的な財政措置が必要です。
- 今後、改築需要の急増が見込まれており、更生工法による管きよの更新などの改築事業については、防災・安全対策や公衆衛生の観点から重要な取組であり、確実な財政措置が必要です。
- 下水道は都市基盤としての役割に加え、健全な水環境の確保、温室効果ガスの削減、資源・エネルギーの有効活用等、多様な環境対策の役割を担っています。
- 合流改善や高度処理の基準達成には、施設整備に多額の費用を要する上、法令等で目標年次が定められているため、下水道経営に大きな影響を与えています。

■ 費用

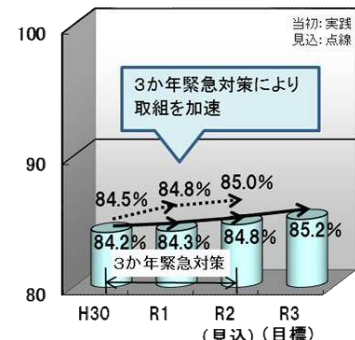
- 令和3年度計画事業費 約200億円（国費 約70億円）

防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策の主な取組

自然災害による被害を防止・最小化するためには、継続的な対策の推進が必要

○ 重要な管きよ（※1）の耐震化

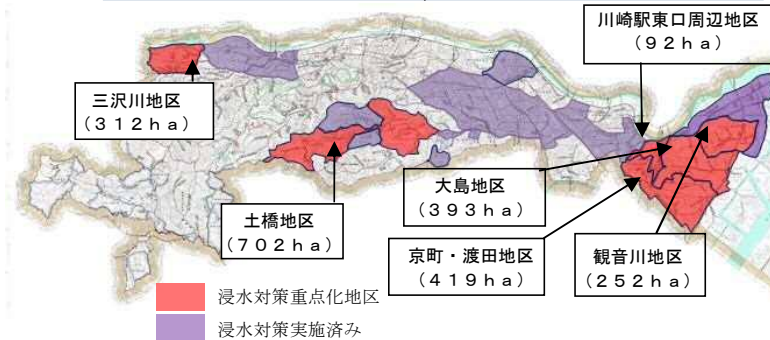
川崎駅以北の地域の耐震化率



※1 緊急輸送路下の管きよ、避難所と水処理センターを結ぶ管きよ等

○ 浸水対策重点化地区（※2）における整備推進

緊急対策期間に事業着手を前倒し(三沢川地区、土橋地区、京町・渡田地区)



※2 市内全域の浸水シミュレーション結果から、浸水被害の大きさと起こりやすさに着目し、比較的浸水リスクが高いことが確認された地区

令和元年東日本台風による排水樋管周辺地域の浸水への対応

近年の気候変動に伴う雨の降り方を踏まえると排水樋管ゲート閉鎖時における確実な内水排除には、短期対策に加え、ポンプ施設等の排水機能の向上や、流出量の抑制に資する貯留施設等の中長期的な対策等について、継続した取組が必要



浸水被害の状況写真

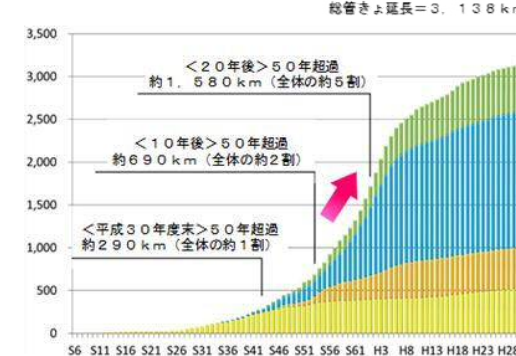
短期対策（R1年度補正、R2年度予算で実施）

- ・樋管ゲートの改良
- ・観測機器の設置
- ・排水ポンプ車の導入

下水道管きよの年度別累計延長

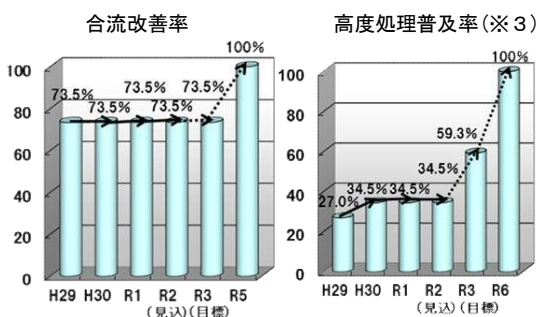
改築が必要となる下水道管きよは今後急増する見通し

○ 下水道管きよの年度別累計延長(平成30年度末)



その他の事業における令和3年度目標値

法令等で定められた基準達成のため、施設整備が必要



※3 高度処理として取扱うことのできる処理方法を含む

この要請文の担当課/上下水道局下水道部下水道計画課 TEL 044-200-2886

羽田空港新飛行経路の運用開始に伴う騒音・振動対策の強化について

【国土交通省】

■ 要請事項

羽田空港の新飛行経路運用開始に伴い、地元住民や研究機関等から航空機の騒音・振動による影響を危惧する意見があることを踏まえ、騒音・振動対策の強化を図ること。

- 1 騒音影響の大きい機材のB滑走路運用の見直し等による騒音・振動軽減対策
- 2 防音工事助成制度の拡充
 - ・従来助成対象でない研究施設等についても、専門家による科学的調査を行い、これに基づき防音・防振工事助成などの対策を講じること。
 - ・従来助成対象である住宅や学校、病院等については、新飛行経路の運用時間は限定されているものの、極めて大きな騒音値を計測しており、日常生活に影響を及ぼす実態を鑑み、助成制度の更なる拡充を図ること。
- 3 住宅地への騒音影響の把握及び市民への情報提供のための騒音測定局の増設

■ 要請の背景

- 羽田空港の機能強化に関し、川崎市において騒音影響等があるB滑走路から西向きへ離陸する新飛行経路について、令和2年3月29日から運用が開始されました。
- 新飛行経路の運用に先立ち、令和2年2月には、実機飛行確認において、国による騒音測定が行われましたが、本市の殿町国際戦略拠点に立地する国立医薬品食品衛生研究所では、全測定地点で最大の94dBが計測されました。
- 経路周辺の地元住民からは、これまでの国の説明会等からの想定を超える騒音の大きさなどについて、また、石油化学関連企業からは、騒音の影響により屋外での安全操業に支障をきたす恐れがあること、さらに、研究機関等からは、騒音・振動

による研究に不可欠な精密機器や実験動物の飼育への影響が確認され、今後の研究や企業活動に支障が生じるという意見が寄せられました。

- 特に、殿町国際戦略拠点においては、研究機関の存続にかかわる研究活動への影響が大変懸念される状況です。
- 貴省からは、機能強化に際し、コンビナート上空飛行における安全対策や地元への丁寧な説明等に関する本市要望に対し、適切に対応することが示されておりますが、実機飛行確認における市民等から寄せられた意見を踏まえ、騒音影響の大きな機材はB滑走路からの離陸の運用を見直すなどの更なる対策を要請します。
- また、防音工事については、「公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律」に基づき、住宅や学校・病院等について、一定の基準を満たす施設に対し助成が行われていますが、騒音・振動による影響の実態を踏まえ、研究施設等の対象用途拡大や基準の緩和などの防音工事助成制度の拡充を要請します。
- あわせて、殿町小学校へ騒音測定局を増設し、住宅地への騒音影響を把握し、市民への丁寧な情報提供を継続的に行うことを要請します。

■ 効果等

- 騒音・振動対策を強化することにより、経路周辺における良好な生活環境が確保されるとともに、殿町国際戦略拠点におけるライフサイエンス分野の高度な研究活動を継続的に行うことが可能となります。

実機飛行による確認 騒音測定結果（簡易測定）



この要請文の担当課/まちづくり局交通政策室 TEL 044-200-2717

教職員定数の改善等について

【文部科学省】

■ 要請事項

学校における働き方・仕事の進め方改革を確実に推進するため、学級編制の標準を40人から35人に引き下げるとともに、加配定数の配分見直しによらない小学校の専科指導の充実を図る。

また、特別支援学級に在籍する重度の障害児童生徒への適切な支援体制の充実や、いじめ・不登校等への早期発見・早期対応、急増する日本語指導を必要とする児童生徒への対応など、地域の実情に応じた教職員配置ができるよう、義務標準法の改正も含めた教職員定数の改善を図り、それに伴う財政措置を講ずること。

■ 要請の背景

○ 教員の長時間勤務が全国的な課題と認識される中、平成29年度に実施した本市教職員の勤務実態調査結果でも、本市の教員の長時間勤務の実態が改めて確認できたところであり、教員が子どもと向き合う時間の確保が課題となっています。

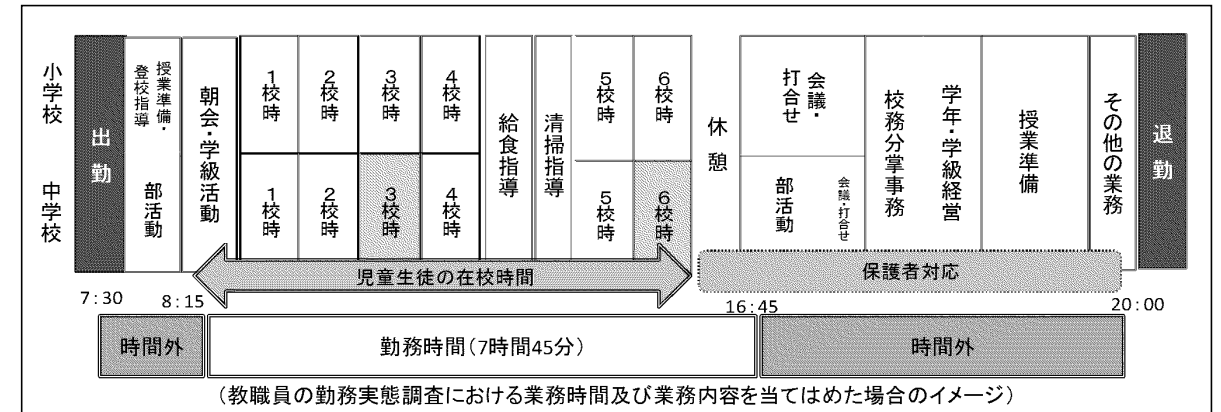
また、学校現場では、川崎高等学校附属中学校を除くすべての市立小・中学校に設置している特別支援学級の在籍児童生徒数の増加や、障害の重度・重複化、多様化、いじめや不登校、経済的に困難な家庭、外国人材の受け入れ促進に伴う日本語指導の必要な児童生徒など、教育的ニーズが多様化するとともに、新学習指導要領の着実な実施をはじめ、さまざまな教育課題への対応が求められています。

○ 専科指導については、学級担任の持ちコマ数が軽減されることで、その軽減された時間を活用して教材研究や授業準備を行えるなど、教育の質の向上に十分資するところではあるが、「確かな学力」の育成には、「基礎的な知識及び技能」と「思考力、判断力、表現力等」をバランスよく育み、「主体的に学習に取り組む意欲」を養うことが必要であるため、本市では、一人ひとりの学びを大切にしながら、すべての子どもが「分かる」ことを目指して、習熟の程度に応じたきめ細やかな指導を推進しており、少人数指導やチーム・ティーチングも効果的な取組として、学校現場において重要な役割を果たしている。

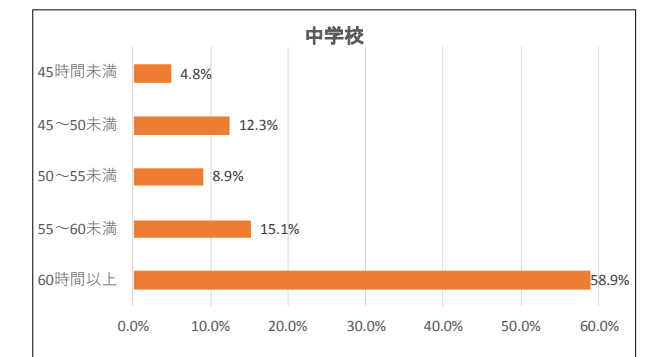
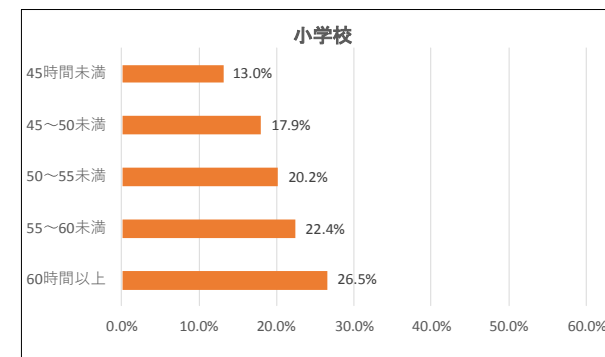
○ 教員が心にゆとりを持って子どもと向き合う時間の確保を図り、地域の実情に応じたさまざまな教育課題へ対応するため、加配定数の配分見直しではなく義務標準法の改正による教職員定数の改善を進めるとともに、それに伴う財政措置を講ずるよう要請します。

■ 現状

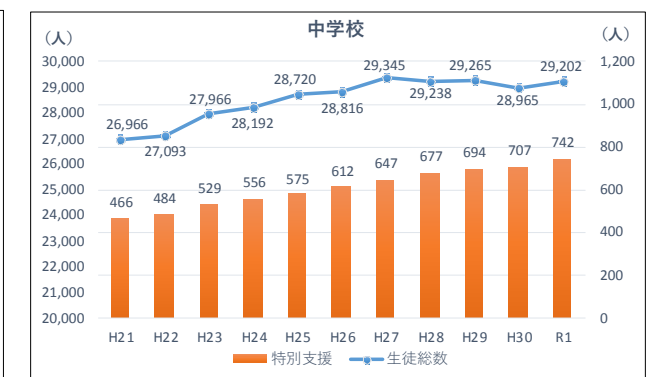
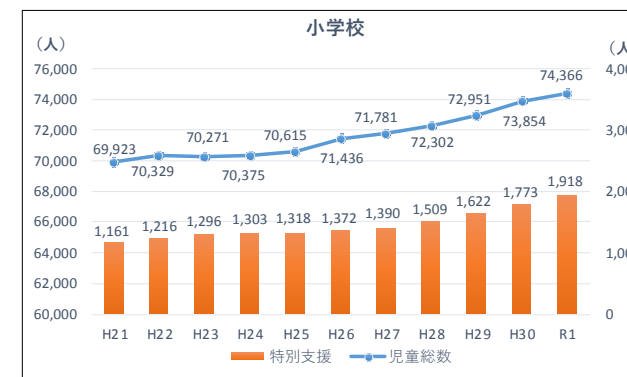
【教諭の1日の業務の流れ(例示)】※勤務時間8:15~16:45



【1週間当たりの学内総勤務時間の分布(教諭)】※1週間当たりの正規の勤務時間は38時間45分



【本市における在籍児童生徒数の推移】※特別支援学級の在籍児童生徒数は内数



■ 効果等

- 教員が心身ともに健康でやりがいをもって働くことができる環境を整備し、子どもと十分に向き合い授業改善等に取り組むことで、学校教育の充実が図られる。
- 特別支援教育の充実や日本語指導体制の整備など、包括的な児童生徒支援体制を構築することで、一人ひとりの教育的ニーズへの適切な対応が図られる。

この要請文の担当課/教育委員会事務局職員部教職員企画課 TEL 044-200-0368

外国人材の受入れ・共生のための施策の充実について

【総務省・法務省】

■ 要請事項

- 1 地方自治体が外国人の生活支援ニーズにきめ細かく即応できるよう、財政措置を講ずること。
- 2 外国人との共生社会の実現に向けた基本となる法律を整備すること。

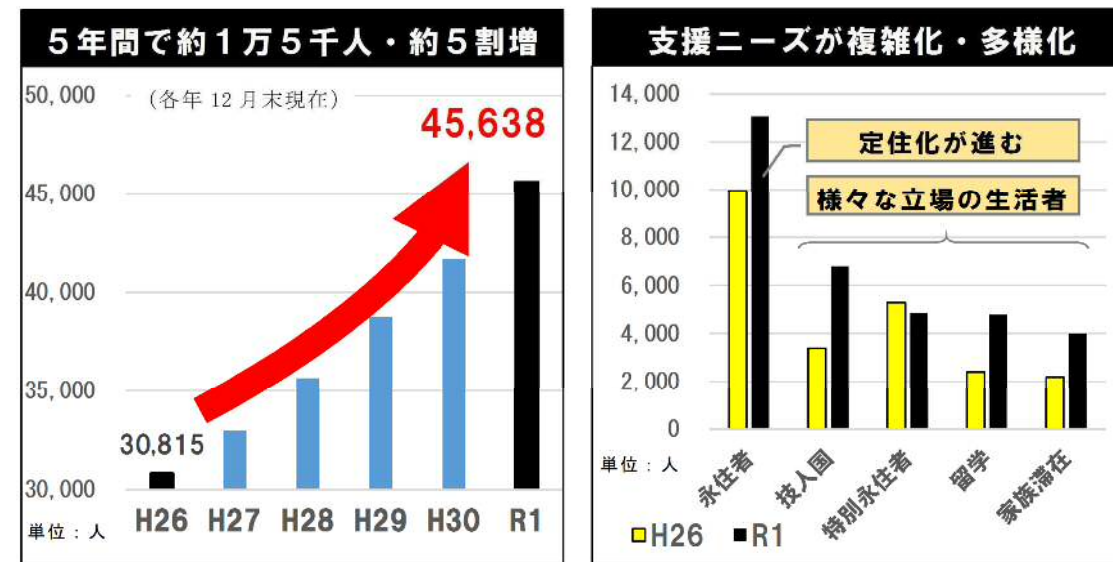
■ 要請の背景

- 川崎市の外国人人口は、現在4万5千人を超えています。5年間で約1万5千人が増加し、外国人増加率は国の増加率（約30%）を大きく超過し、我が国に受入れた外国人の多くが本市で生活している状況にあります。
- また、中長期間在留する外国人の増加による定住化が進むとともに、様々な文化的・宗教的背景を持つ外国人が地域で生活しているため、支援ニーズが多様化・複雑化し、ライフサイクルや生活実態に即した幅広い分野における、きめ細かな行政サービスが求められています。
- 共生社会の実現に必要な取組は、将来にわたる国全体の課題であるものの、現在では法的な位置づけがないまま、地方自治体独自の取組として実施されており、財政状況や支援に対する専門的な知見の有無などによって違いが生じています。

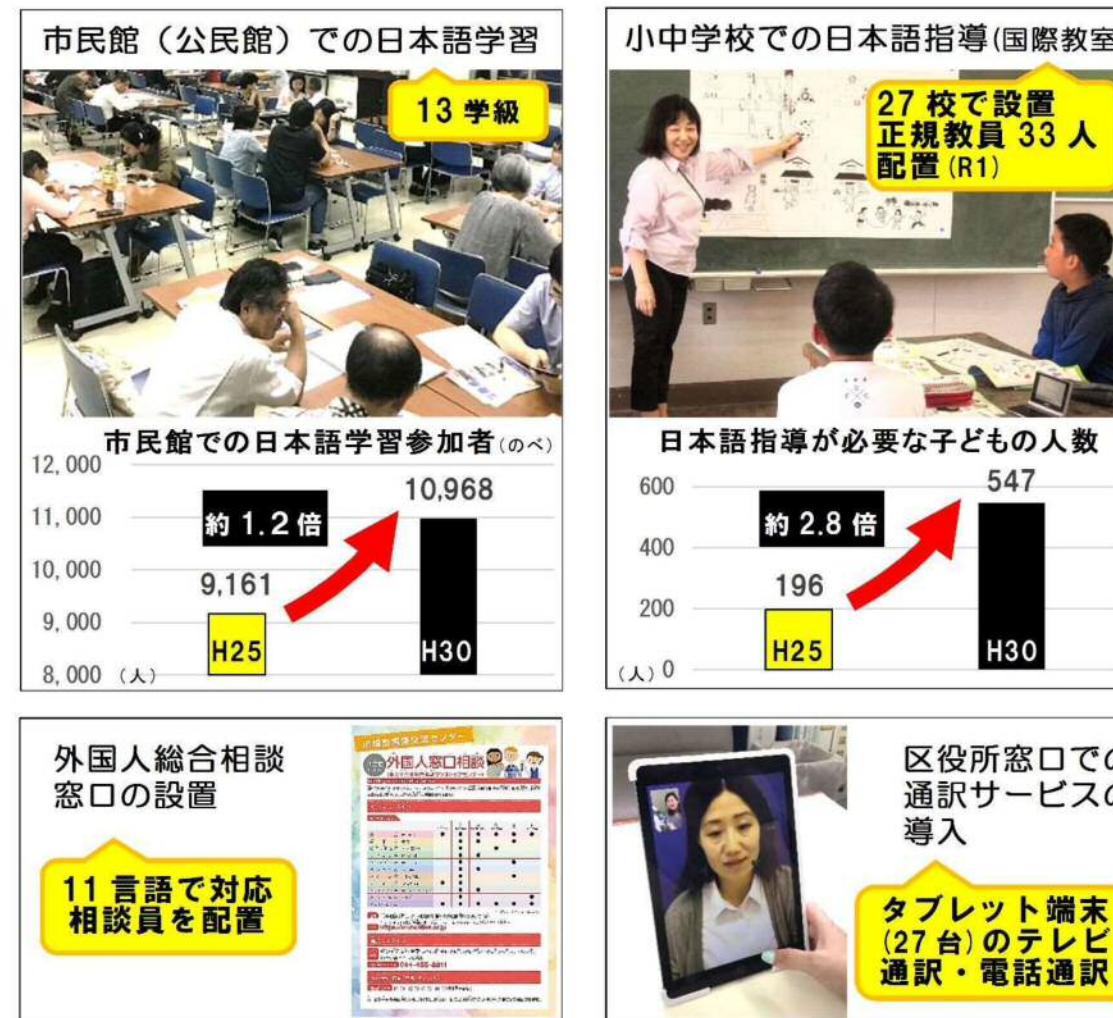
■ 効果等

- 地方自治体が地域の実情に応じて柔軟に活用することができる新たな財政支援メニューの創設など、十分な財政措置を講ずることによって、将来にわたり共生社会の実現に必要な取組を着実かつ持続的に実施していくことが可能となります。
- 国と地方の役割と責任を明確にした共生社会を推進する法律の整備により、共生に関わる各主体が連携を図りながら効果的に取組を進めることや、国全体として必要な取組を地域の実状に応じてきめ細かに実施することが可能となります。

□ 川崎市の外国人人口の推移及び在留資格の推移（上位5資格）



□ 主な川崎市の生活支援の取組



この要請文の担当課／市民文化局市民生活部多文化共生推進課 TEL 044-200-0094

道路施設等の計画的な老朽化・防災対策の推進について

【国土交通省】

■ 要請事項

- 1 道路施設等の計画的な老朽化対策事業に必要な財政措置を講ずること。
- 2 道路施設等の防災対策事業に必要な財政措置を講ずること。

■ 要請の背景

- 近年、社会問題となっているインフラの総合的な老朽化対策は、急務な課題であり、「川崎市橋梁長寿命化修繕計画」、「川崎市道路維持修繕計画」を策定し、橋りょう・横断歩道橋など道路施設等の点検・修繕を実施するものと計画しておりますが、施設の健全度の確保及びライフサイクルコストの縮減と予算の平準化を図るためには、予防保全の観点から措置を講じる必要があります、計画的な財源確保が不可欠となっております。
- 近年、全国的に大規模な災害が頻発し、防災に対する市民の関心が高まっていることから、引き続き緊急輸送道路の無電柱化など道路施設等の防災・減災対策事業を強化する必要があります。

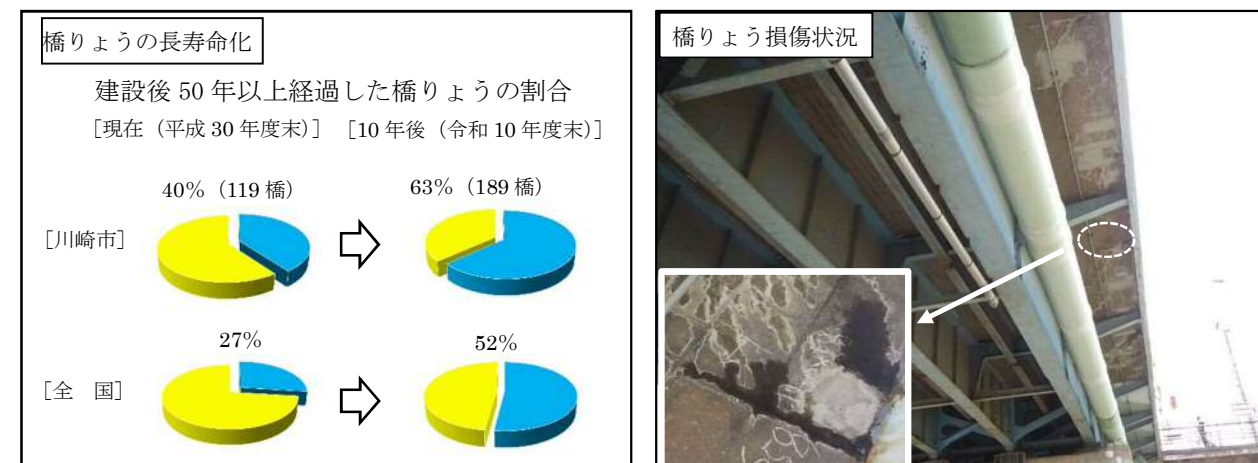
■ 費用

- 令和3年度補助事業費
 - ・ 道路メンテナンス事業補助 約16億円（国費 約8億円）
 - ・ 防災・安全交付金 約9億円（国費 約4.5億円）
 - ・ 防災・安全交付金 約7億円（国費 約3.5億円）

■ 効果等

- 道路施設等において劣化が進行する前に予防的な対策を実施することにより、大規模修繕や更新を回避し、通行規制等による市民生活への影響の軽減が図られます。
- 道路施設等における防災機能の向上を図ることにより、市民の安全・安心な生活環境を確保します。

主な道路施設の維持修繕事業



この要請文の担当課／建設緑政局道路河川整備部道路施設課 TEL 044-200-2818

幹線道路の整備推進について

【国土交通省】

■ 要請事項

道路整備、街路整備に必要な財政措置を講ずること。

■ 要請の背景

- 全国的には少子高齢化の進行による人口減少社会が到来する中、首都圏の中心部に位置する本市においては、人口の都心回帰や都市再生の取組などにより、人口が引き続き増加し、本市に関連する自動車交通もしばらくの間は微増傾向を示すものと想定しております。
- こうした中、本市の幹線道路網の整備は未だ低い水準にあり、橋梁整備などによる京浜間の連携強化とともに、南北に長い地理的特性もあり、臨海部から丘陵部に向けた市域縦貫方向の交通軸の機能強化が課題となっています。
- また近年、全国的に激甚化・頻発化する災害への対応として、住民の避難路のみならず、緊急車両の通行や支援物資輸送の要である緊急輸送道路の無電柱化を着実に進め、市域の防災力を更に向上させながら、今後も幹線道路の整備を推進する必要があります。

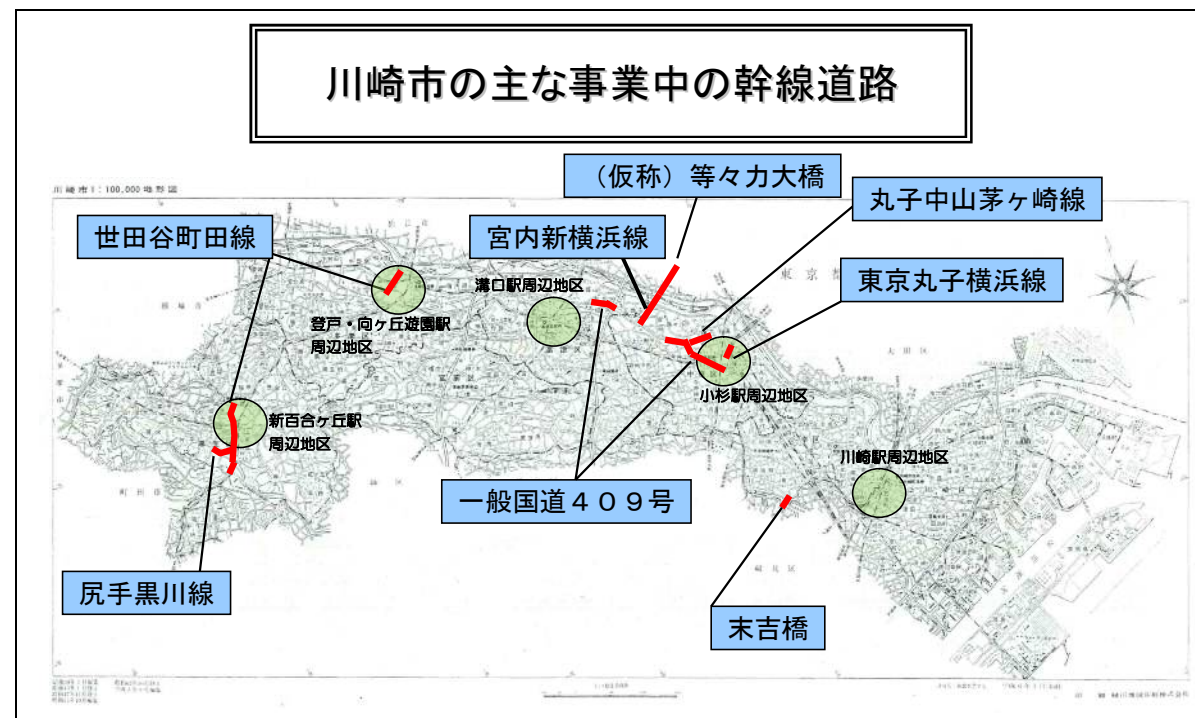
■ 費用

- 令和3年度計画事業費

約64億円	(国費 約28億円)
・ 道路・橋梁事業	約32億円 (国費 約14億円)
・ 街路事業	約17億円 (国費 約7億円)
・ 住宅市街地総合整備事業	約15億円 (国費 約7億円)

■ 効果等

- 緊急輸送道路の無電柱化による災害に強いまちづくりの推進
- 渋滞等の緩和による自動車交通の円滑化
- 歩道整備による通学児童等の安心・安全な歩行空間の確保



世田谷町田線（上麻生工区）（イメージ図）

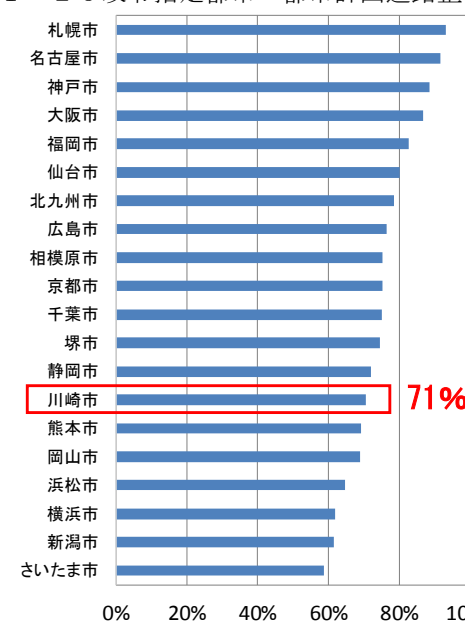


(仮称)等々力大橋（イメージ図）



東京丸子横浜線（イメージ図）

図1 20政令指定都市 都市計画道路整備進捗率



○本市における平成29年3月31日現在の都市計画道路の整備進捗率（事業費ベース）は、71%で、**20政令指定都市中14番目**と低くなっている。

都市計画現況調査(国土交通省 平成29年3月31日現在)

この要請文の担当課/建設緑政局道路河川整備部道路整備課 TEL 044-200-2798

水素社会の実現に向けた取組の推進について

【総務省・経済産業省・国土交通省・環境省】

要請事項

- 平成31年3月に改訂された水素・燃料電池戦略ロードマップのアクションプランの着実な推進に向けて、水素の利用拡大に資する財政措置を講ずること。また、省庁間・省庁内における支援制度の連携を強化し柔軟な運用を行うこと。
- 水素の製造・貯蔵・消費・運搬等において確保すべき設備や離隔距離の条件等について、国際的な事例等を踏まえて規制改革・規制緩和を行うこと。特に燃料電池フォークリフトにおける充填設備からの離隔距離等の緩和や公道走行に向けた基準の整備、及び建築基準法における水素の貯蔵量の上限緩和について、早期に実現すること。
- 水素パイプラインは、水素の効率的かつ安定的な供給に有効であり、パイプラインの新設や延伸を促進するため、パイプラインの道路への埋設や橋梁への添架に関する設置基準等を早期に整備すること。
- 再生可能エネルギー由来の水素など環境性の高い水素を活用した事業を推進するため、「グリーン水素」の定義の明確化など水素の環境価値を評価しやすい仕組みや制度を構築すること。また、仕組みや制度の構築にあたっては、誰もが活用しやすい制度とすること。
- 実証事業において整備した水素・燃料電池関連設備やインフラ等については、地域での水素利用拡大という観点から、事業終了後も新たな水素関連事業等に活用できるよう弾力的に運用できる制度を整えること。

要請の背景

平成31年3月の「水素・燃料電池戦略ロードマップ」改訂によりアクションプランが盛り込まれ、水素社会の実現に向けた取組の着実な推進が一層求められる中、本市におきましては、「水素社会の実現に向けた川崎水素戦略」に基づき、企業等と連携し、国の実証事業の活用等によるリーディングプロジェクトを推進しています。

- 水素の利用拡大にあたっては、水素をより安価で安定的に供給できる体制を構築することが不可欠であることから、水素供給コストの低減等に資する技術開発及び社会実装の推進に向けた、国による財政措置が必要です。また、水素に関する支援制度は、関係分野が多岐にわたることから、省庁間・省庁内の連携を強化し、柔軟に運用することが必要です。
- 水素の製造・貯蔵・消費・運搬等において、法令等の規制が水素の普及の障壁となっていることから、安全面を考慮しつつ積極的な規制改革・規制緩和が必要です。とりわけ産業分野においては、燃料電池フォークリフトなどの導入に対して、高圧ガス保安法等により求められる充填設備からの離隔距離等の確保、公道を走行できないことなどが課題となっていることから、離隔距離等の緩和や公道走行に向けた基準の整備などが必要です。また、市街地への展開にあたっては、建築基準法による水素貯蔵量の上限が制約となっていることから、貯蔵量の上限緩和などが必要です。

- 水素パイプラインは、水素の効率的かつ安定的な供給に有効ですが、パイプラインの新設や延伸において、道路への埋設や橋梁への添架に関する設置基準が存在せず、道路占用許可等を円滑に受けることが困難となっていることから、水素配管に関する設置基準を早期に整備することが必要です。
- 再生可能エネルギー由来の水素など環境性の高い水素を活用した事業の推進には、「グリーン水素」の定義の明確化やCO2削減効果等の環境価値を認証し評価する制度など、既存のエネルギーインフラに対して一定程度の競争優位性を持てるよう、コスト以外の価値が評価される仕組みや制度が必要です。また、仕組みや制度構築にあたっては、誰もが活用しやすい制度とすることが必要です。
- 実証事業において整備した水素・燃料電池関連設備や水素パイプラインなどインフラ等については、地域での水素利用拡大という観点から、事業終了後も存続させ、実証事業の成果を新たな水素関連事業等に活用できるよう弾力的に運用できる制度を整えることが必要です。

効果等

- 水素需給の拡大と水素を起点とした新たな産業の創出
- 水素の有用性と安全性に関する理解の促進、社会受容性の向上
- 再生可能エネルギーの普及促進、エネルギーの最適利用、防災機能の向上
- エネルギー供給源の多様化、CO2の削減、環境負荷の低減

「水素社会の実現に向けた川崎水素戦略」に基づく8つのリーディングプロジェクト

<p>① 水素サプライチェーン構築モデル</p>  <p>海外の未利用エネルギー由来の水素をトルエンと反応させて常温常圧の液体にし川崎臨海部に運び、再び水素を取り出して水素燃焼発電を行う水素サプライチェーンの実証</p>	<p>② 水素BCPモデル</p>  <p>太陽光発電の電気で製造した水素を貯蔵し、燃料電池により平常時や災害時に施設や避難者に対して電力や温水を供給する自立型エネルギー供給システム「H2One」の実証</p>	<p>③ 鉄道駅におけるCO2フリー水素活用モデル</p>  <p>再生可能エネルギーなどを駅に導入する「エコステ」の取組として、JR南武線武蔵溝ノ口駅において鉄道事業者として初めてCO2フリー水素を導入し、平常時や災害時に活用</p>	<p>④ 地域循環型水素地産地消モデル</p>  <p>地域で発生する使用済プラスチック由来の水素を、臨海部の国際戦略拠点キングスカイフロントにパイプラインで輸送し、大型燃料電池を活用してエネルギー利用する水素の地産地消モデルの実証</p>
<p>⑤ 燃料電池フォークリフト導入・クリーン水素活用モデル</p>  <p>風力発電の電気で水を電気分解して製造した水素を、新開発の燃料電池充電車を使って京浜臨海部の物流倉庫等に輸送し、燃料電池フォークリフトに利用する実証</p>	<p>⑥ パッケージ型水素ステーションモデル</p>  <p>水素製造装置、水素充填設備、ユーティリティ設備等のパッケージ化により、整備費用削減と工期短縮を実現するパッケージ型水素ステーションの実証</p>	<p>⑦ CO2フリー水素充填・フォークリフト活用モデル</p>  <p>中規模オンサイト型充填基地のモデルとしてのシステム構築を目指し、太陽光発電の電気で水を電気分解して製造した水素を、事業所内で燃料電池フォークリフトに充填し活用</p>	<p>⑧ 燃料電池鉄道車両実用化モデル</p>  <p>水素をエネルギー源とする燃料電池鉄道車両の実用化に向けて、2021年に走行試験を行う実証試験を実施（走行試験路線：JR鶴巻線、JR南武線 尻手支線、JR南武線（尻手～武蔵中原））</p>

この要請文の担当課／臨海部国際戦略本部臨海部事業推進部 TEL 044-200-2095

我が国の成長戦略の一翼を担う重要な地域である川崎臨海部の交通ネットワーク基盤の整備・充実について

【内閣府・国土交通省】

■ 要請事項

- 我が国の高度成長を支えてきた川崎臨海部は、既存産業に加え、高度な研究開発機能の集積などが着実に進んでいる成長戦略の一翼を担う重要な地域であり、今後も産業が高度に発展し続ける地域として、それを支える交通機能について幅広く強化を図っていくため、必要な財政措置等を講ずること。
- 羽田空港を中心とした成長戦略拠点の形成及びそれを支える羽田連絡道路の着実な整備の推進に向け、引き続き必要な支援を行うこと。
- 首都圏の国際競争力の強化を図るため、広域的なネットワークを構築する国道357号の未整備区間について、必要な事業費を確保し、着実な整備を進めること。また、多摩川トンネルをはじめとする整備には膨大な事業費が見込まれることから、事業費の縮減や費用負担の平準化の検討を進めること。
- 国際コンテナ戦略港湾である川崎港の機能を最大限に発揮するため、国道357号の東扇島中央交差点付近について、車線増設等の整備を推進すること。

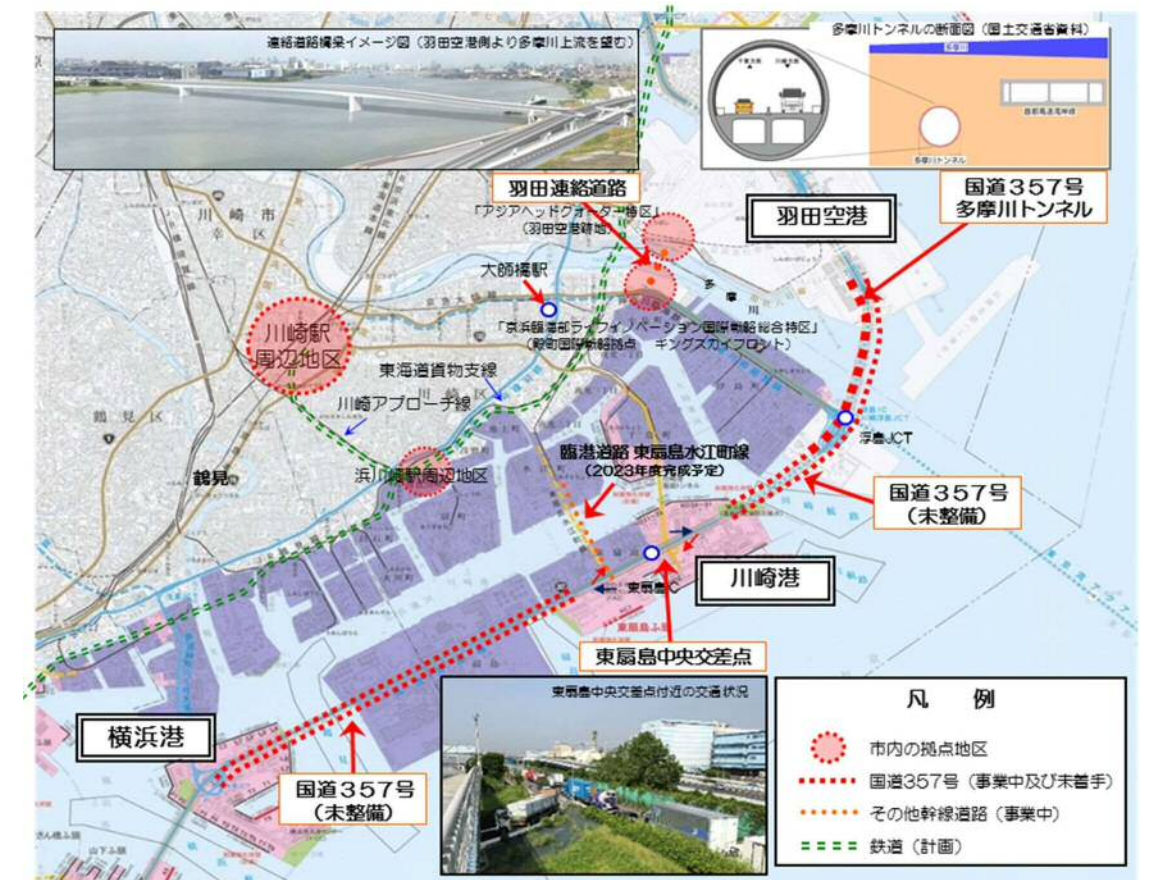
■ 要請の背景

- 川崎臨海部は、首都圏における地理的優位性や高度な研究開発機能の集積などを強みとして、既存産業の高度化・高付加価値化や先端産業の集積・創出、物流機能の高度化などにより活力ある地域が形成され、日本経済の発展に大きく貢献しながら持続的な発展を続けています。本市としても川崎臨海部の発展を持続的なものにするための目指す将来像として「臨海部ビジョン」を平成30年3月に策定し、その中で今後取り組むべき方向性として「交通機能の強化」を基本戦略に位置付けました。この戦略に基づき、鉄道やバス等、基幹的な交通軸の整備に向けた取組や大師橋駅（旧産業道路駅）における新たな交通結節点としての広場整備など、幅広く取り組んでいます。
- 川崎臨海部の交通基盤は、臨海部全体の活性化に加え、大規模地震の発生確率の増加や異常気象の頻発・激甚化など、大規模災害時における交通・物流機能の確保の観点からも交通ネットワーク基盤の整備・充実が必要です。
- さらに、羽田空港の24時間国際拠点空港化や東アジアのハブポートを目指す京浜港の連携強化が進む中で、首都圏の国際競争力の強化を図るためには、空港、港湾の連携軸として、広域的な幹線道路ネットワークの整備が求められています。
- このような中、川崎臨海部では、臨港道路東扇島水江町線が事業中です。さらに、国家戦略特区の目標を達成するためのプロジェクトの一環として発足した「羽田空港周辺・京浜臨海部連携強化推進委員会」において、周辺のまちづくりと一体となった戦略的な都市・交通インフラの一つとして、羽田連絡道路と国道357号多摩川トンネルの整備について事業を推進しており、また平成28年度には、都県境を跨いで特定都市再生緊急整備地域の区域が拡大されるなど、機能強化に向けた取組が進んでいます。

- 羽田連絡道路は、平成29年の工事着手以降、令和元年東日本台風など気象の影響を受けているものの、令和3年度の完成を目指し、鋭意、工事を進めております。
- 国道357号は、本市臨海部のアクセス改善や活性化及び大規模災害時における交通・物流機能の確保などの観点から、羽田空港と大黒ふ頭間の未整備区間の整備が必要です。
- 令和元年度には、羽田空港と浮島間の多摩川トンネル整備に係る準備工事が始まり、シールド本線の工事着手に向けた作業が進められておりますが、その整備には膨大な事業費が見込まれることから、引き続き、事業費の縮減や費用負担の平準化の検討等が必要です。
- 国道357号の全線整備等は長期に及ぶ中、東扇島では、コンテナ取扱貨物量の増加や大規模物流施設開設に伴い、更なる交通混雑が見込まれることから、東扇島中央交差点付近において混雑緩和に向けた対策の実施が早急に必要です。

■ 効果等

- 成長戦略拠点の形成
- 東京湾岸地域との連携強化
- 京浜臨海部や空港周辺的一般道路交通の秩序化
- 空港・港湾へのアクセス改善
- 沿道環境の改善
- 防災機能の向上



この要請文の担当課／建設緑政局広域道路整備室	TEL 044-200-2039
臨海部国際戦略本部拠点整備推進部	TEL 044-200-2547
港湾局港湾経営部整備計画課	TEL 044-200-3061

京浜急行大師線連続立体交差事業について

【国土交通省】

■ 要請事項

京浜急行大師線連続立体交差事業については、地下式により施行するため多額の事業費を必要とし、また、今後は次期整備区間の工事着手を予定していることから、計画的な整備推進に対する財政措置を講ずること。

■ 要請の背景

- 京浜急行大師線連続立体交差事業は、昭和63年度に国の事業採択を受け、平成5年6月に都市計画決定、平成6年3月に事業認可を得て着手しました。
- 本事業は、円滑な交通流の確保を目的としており、踏切における交通渋滞や事故を解消するとともに、騒音、排気ガス等の自動車公害の低減、分断されている市街地の一体化や防災性の向上が図られることから、着実な事業進捗が期待されています。
- 現在、工事を推進している「小島新田駅～東門前駅間」は、周辺にキングスカイフロントを中心とした世界最高水準の研究開発から新産業を創出するエリア形成が進むなど、一日も早い踏切の除却が望まれていましたが、平成31年3月の地下切替により3箇所の踏切が除却され、踏切を起因とする交通渋滞の解消が図られました。
- 令和2年度は、「小島新田駅～東門前駅間」の大師橋駅（旧産業道路駅）の整備や鉄道施設の撤去を推進するとともに「東門前駅～川崎大師駅 鈴木町駅すり付け」の着手を予定しており、継続して工事を推進するためには計画的な事業費の確保が必要です。

■ 費用

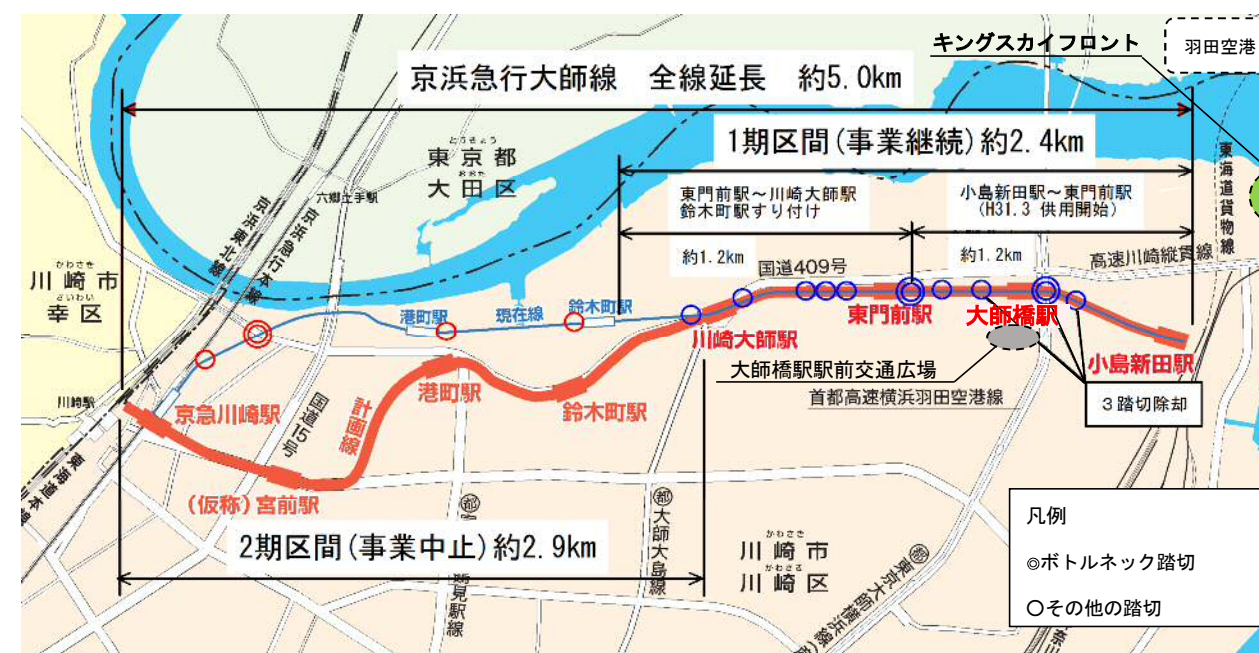
- 事業費：約1,426億円（補助対象事業費：約1,334億円）
- 令和3年度計画事業費 約38.8億円（国費 約18.9億円）

■ 効果等

- 10箇所の踏切除去による交通渋滞の緩和、沿線環境の改善
- 地域分断の解消による地域の一体化の推進

京浜急行大師線連続立体交差事業の概要

1 事業概要



2 諸元

- 計画区間 小島新田駅～鈴木町駅
- 計画期間 平成5年度～令和6年度
- 事業の概要 延長 約2.4km
除却踏切数 10箇所
- 総事業費 約1,426億円
(国費約675億円、市費約697億円、鉄道事業者負担額約54億円)
- 補助対象事業費 約1,334億円
(小島新田駅～鈴木町駅については、地下構造に対する補助対象額)

3 スケジュール

- 令和2年度 小島新田駅～東門前駅：工事推進
東門前駅～川崎大師駅 鈴木町駅すり付け：工事着手
- 令和3年度 小島新田駅～東門前駅：工事完成
東門前駅～川崎大師駅 鈴木町駅すり付け：工事推進
都市計画変更（鈴木町駅すり付け決定及び2期区間廃止）
- 令和4年度 東門前駅～川崎大師駅 鈴木町駅すり付け：工事推進

J R南武線連続立体交差事業について

【国土交通省】

■ 要請事項

J R南武線（矢向駅から武蔵小杉駅間）連続立体交差事業及び関連都市基盤について、令和3年度は事業認可を受け事業着手することから、計画的な整備推進に対する財政措置を講ずること。

■ 要請の背景

- J R南武線は、川崎駅から立川駅間を結び、首都圏において環状方向の鉄道輸送の一翼を担う鉄道路線であり、本市域を縦断し、市内の各拠点を結ぶ、本市において重要な交通基盤です。
- 沿線の武蔵小杉駅や鹿島田駅周辺では、企業の研究開発機能の集積や大規模な都市型住宅の整備が進んでいますが、一方で、開かずの踏切に起因する国道409号などの渋滞や踏切遮断中の横断といった道路交通に関する課題、また、路線バスの速達性低下・通学児童などの安全性の低下など地域の生活利便性や生活環境に関する課題、さらには、災害発生時の物資輸送を担う緊急輸送道路や広域避難場所への避難路確保など、災害に対する課題が顕在化しております。
- 平成26年度に着手した事業調査において、地質調査、測量、基本設計、沿線まちづくりなどの検討を進め、現在、環境影響評価など令和2年度の都市計画決定に向けた法手続きを進めております。
- 令和3年度は事業認可を受け、用地買収や詳細設計などを進めてまいります。

■ 費用

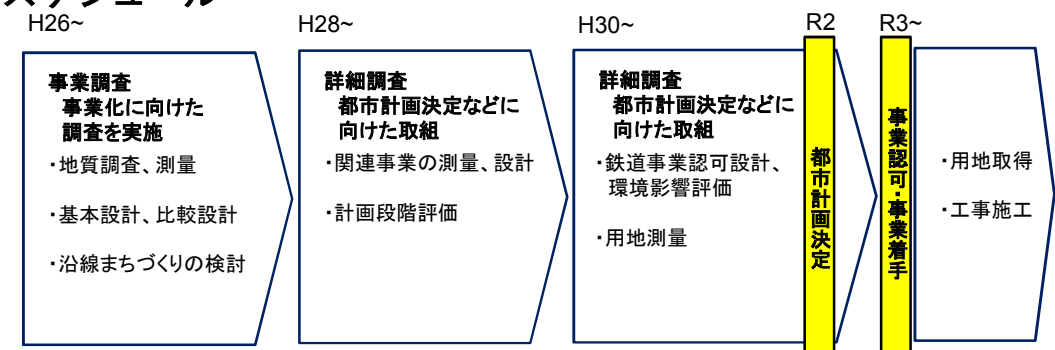
- 総事業費：約1,479億円
- 令和3年度計画事業費 約33.4億円（国費 約16.7億円）

■ 効果等

- 踏切除却による交通円滑化
- 公共交通の生活利便性の向上や沿線小学校の通学路踏切の危険性解消
- 緊急輸送道路や広域避難場所への避難路の確保



■ スケジュール



この要請文の担当課/建設緑政局道路河川整備部道路整備課 TEL 044-200-3499

川崎縦貫道路の整備推進について

【国土交通省】

要請事項

- 1 川崎縦貫道路Ⅰ期事業の整備推進を図ること。
- 2 川崎縦貫道路Ⅱ期計画については、東京外かく環状道路（東名高速～湾岸道路間）計画検討協議会における検討について深度化を図り、第6回協議会を速やかに開催するなど、早期に計画の具体化を図ること。
- 3 国道409号の街路整備にかかる事業費を拡充し、整備を推進すること。
また、大師河原交差点に架かる歩道橋の架け替えを早期に完了するとともに、川崎大師駅周辺の交通円滑化対策の早期実施に取り組むこと。

要請の背景

- 川崎縦貫道路は東京湾アクアラインから東名高速道路までを結ぶ道路として計画され、Ⅰ期事業（浮島～国道15号間）の整備が進められていましたが、現在、大師ジャンクション以西の整備が先送りされており、その再開のためには、その先のⅡ期計画について、東京外かく環状道路（東名高速～湾岸道路間）との一本化を含めた幅広い検討を進め、早期に計画を具体化することが必要です。
- 本市も参画する「東京外かく環状道路（東名高速～湾岸道路間）計画検討協議会」の第5回協議会において、環状道路としての機能の発揮や事業の効率化という観点からも、川崎縦貫道路との一本化を前提とすべきとの意見を確めています。
- 一方、Ⅰ期事業の工事再開までの当面の措置として、一般部である国道409号の街路整備が先行して進められていますが、予算の減少とともに工事が長期化し、地元経済団体や住民組織などから早期完成を強く求められています。
- 大師河原交差点周辺では、平成31年3月の京急大師線の地下化により踏切が除却され、今後、大師橋駅（旧産業道路駅）の駅舎や駅前広場の整備が進むことから、駅へのアクセス経路となる大師河原交差点の歩道橋について、バリアフリー化を含めた早期の架け替えが必要です。
- また、交差点周辺においては、国道409号の渋滞が常態化しており、歩道橋の架け替えに併せて交差点改良等の渋滞対策が必要です。
- 川崎大師駅周辺では、変則的な鉄道との交差形状による国道409号の下り車線数の減少やボトルネック踏切などにより、円滑な交通が妨げられており、抜本的には鉄道の地下化が予定されているものの、踏切除却までには時間を要することから、暫定的な対応により早期に改善を図る必要があります。

効果等

- 都市機能強化、交通混雑解消、災害時の輸送路、沿道環境改善
- 二酸化炭素、窒素酸化物等の削減

○東京外かく環状道路計画検討協議会 概略ルート図



※ 東京外かく環状道路(東名高速～湾岸道路間)計画検討協議会資料を一部修正

○国道409号の街路整備の状況

川崎大師駅付近

変則的な鉄道との交差形状により円滑な交通が阻害

歩道橋現況写真

大師河原交差点付近

早期に架け替えが必要な歩道橋の完成イメージ

久根崎交差点付近

事業費の減少により暫定的な車線運用が長期化

直轄事業費の推移

年度	事業費(億円)
H17	34.9
H18	18
H19	18.9
H20	14.8
H21	15.8
H22	8.6
H23	0.9
H24	4.5
H25	4.8
H26	5.6
H27	1.6
H28	4.1
H29	2.4
H30	3.8
H31	4.6

首都高速道路等の料金施策に係る措置について

【国土交通省】

○首都高速について、短距離利用の増加により、首都高全体の利用台数が増加
○首都高速の交通量が増加する一方、並行する一般道の交通量が減少し、渋滞緩和に貢献

■ 要請事項

- 1 「首都圏の新たな高速道路料金」について、その効果や影響を引き続き検証するとともに、激変緩和措置の長期継続や利用者の利便性向上策について検討すること。
- 2 横浜環状北西線開通に伴う交通状況や影響について十分に調査・分析を行うこと。
- 3 「東京 2020 大会における首都高速道路の料金施策に関する方針」の取組については、実施時期の延期を踏まえ、引き続き、地域一般道の交通状況や経済活動などへの影響を十分に考慮し、実施すること。

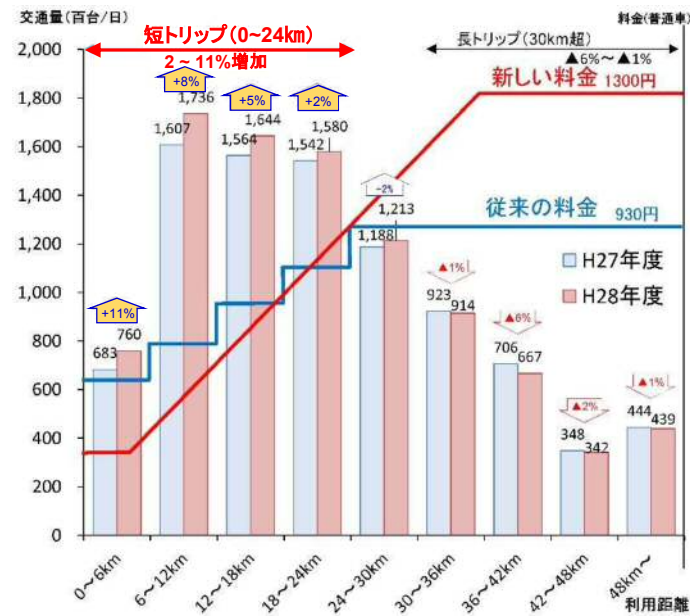
■ 要請の背景

- 平成28年4月に導入された「首都圏の新たな高速道路料金」については、平成29年11月に国が公表した「首都圏の新たな高速道路料金導入後の交通状況等について」の中で、都心通過から外側の環状道路への交通転換や、首都高速の短距離利用の増加による一般道の交通が円滑化されるなど、ネットワーク整備と相まって、高速道路がより賢く使われる効果が示されております。
- 一方で、首都高速道路は上限料金が引き上げられ、第三京浜道路等についても負担増となっており、更には首都高速道路で設けられている一部車種に対する激変緩和措置も令和2年度が最終年度となることから、物流事業者等への影響や一般道への交通転換が懸念されます。
- こうしたことから、「首都圏の新たな高速道路料金」導入後の効果や影響を引き続き検証するとともに、物流の効率化等の観点や利用者の急激な負担増による影響を考慮し、激変緩和措置の長期継続や渋滞対策、利用者の利便性向上策について検討が必要です。
- 横浜環状北西線の開通後の料金調整の実施により、市内一般交通も含め、流れが変化することから、開通後の交通状況や沿道環境への影響について十分に調査・分析を行うことが必要です。
- 東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の延期に伴い、「東京 2020 大会における首都高速道路の料金施策に関する方針」の取組についても延期され、その影響が懸念されます。今後も、地域一般道の交通状況や経済活動などへの影響を十分に考慮するとともに、適切な対応並びに情報共有が必要です。

■ 効果等

- 交通の分散化による移動・輸送時間の短縮
- 高速道路の有効活用による一般道の渋滞緩和
- 平均旅行速度の向上に伴う二酸化炭素、窒素酸化物等の削減、沿道環境改善

○首都高速全体の利用距離別交通量の変化



○首都高速全体の利用台数



○首都高3号線と一般道(国道246号)の交通量



○首都高速や第三京浜などについては、激変緩和措置が終了した場合、更なる負担増となるため、物流への影響等が懸念される



この要請文の担当課/建設緑政局広域道路整備室 TEL. 044-200-2039

広域鉄道ネットワークの機能強化について

【国土交通省】

■ 要請事項

広域鉄道ネットワークの機能強化に向けて、事業の進展に合わせた必要な財政措置や支援策の充実を図ること。

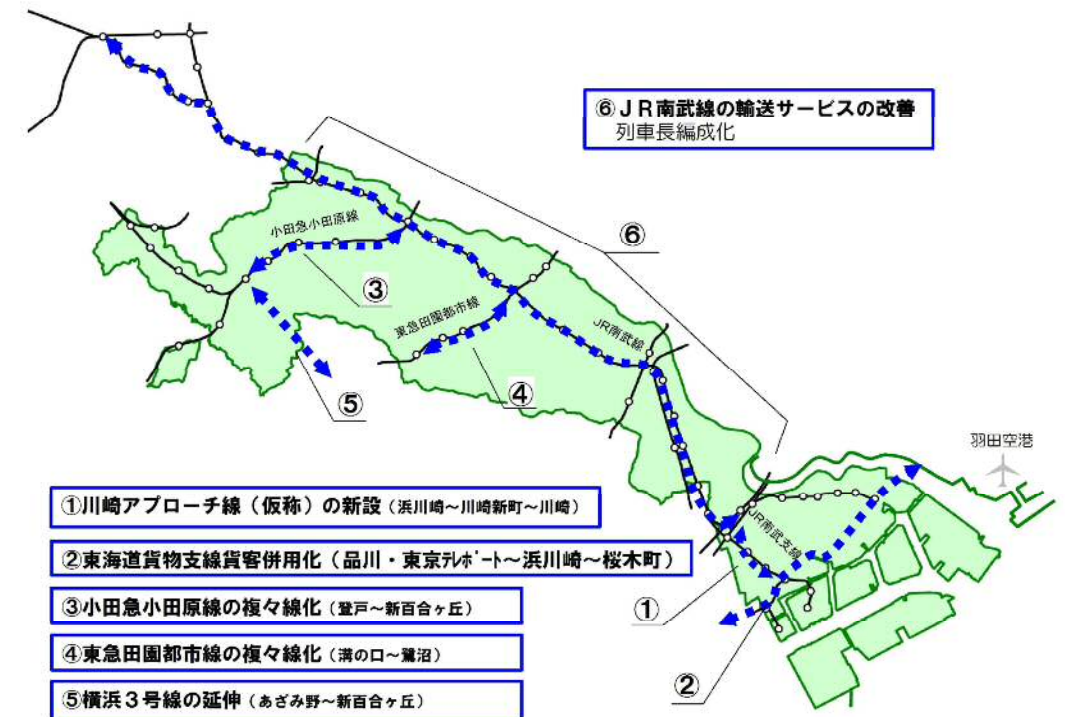
■ 要請の背景

- 首都圏における交通の円滑な処理や都市機能の一層の向上、自動車交通への過度の依存から鉄道等への転換促進のため、質の高い広域公共交通ネットワークや駅施設の機能強化が必要であり、計画的な取組を図る必要があります。
- 国際戦略総合特区及び国家戦略特区の重要なエリアである臨海部では、既存産業に加え、高度な研究開発機能の集積などが着実に進んでおり、我が国の成長戦略の一翼を担う重要な地域であることから、川崎臨海部の目指す将来像として、平成30年3月に「臨海部ビジョン」を策定し、その実現に向けた具体的な取組として鉄道などの基幹的な交通軸の整備等を含む「交通機能の強化」を基本戦略に位置付け、取組を推進しております。
- 武蔵小杉をはじめとした本市内陸部は、将来に渡り夜間人口の増加が見込まれており、JR南武線を始めとして、現在でも激しく混雑している各鉄道路線・駅の様子が一層悪化する事が想定されていることなどから、本市では、総合都市交通計画の中で、早期にJR南武線の輸送サービスの改善・長編成化等の既存路線における機能強化に取り組むとともに、計画的な施策・事業展開を図ることとしています。
- 別図に示す各路線は、首都圏における広域鉄道ネットワークの機能強化を通じ、広域的な都市間連携や、拠点機能及び拠点間連携の強化に資するものであり、整備のためには関係者間で連携して取組を進める必要があります。横浜市営地下鉄3号線延伸については、本市と横浜市が協調し、事業計画について合意形成を進め、令和2年1月に概略ルート・駅位置を決定したところであり、引き続き、横浜市と相互に連携・協力しながら、早期開業を目指して取組を進めています。

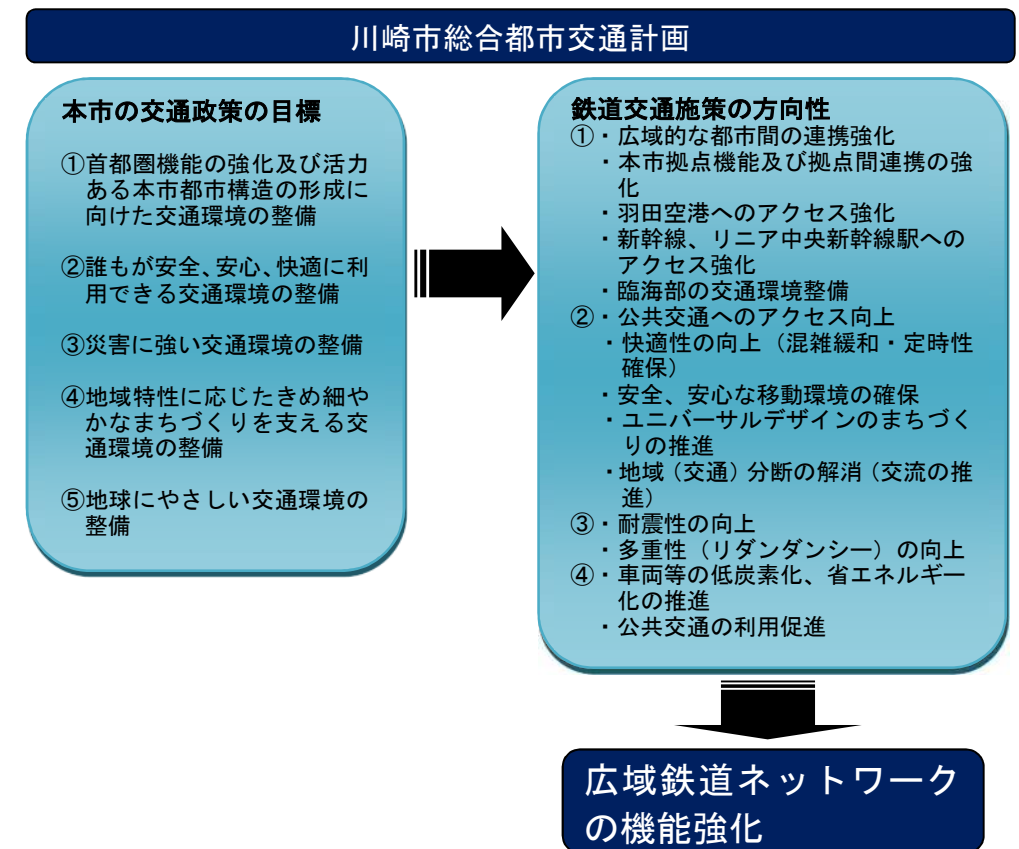
■ 効果等

- 広域鉄道ネットワークの機能強化により、既存路線の混雑緩和が図られるとともに、羽田空港やリニア中央新幹線駅等の高速幹線交通機関へのアクセスが強化され、首都圏における都市間連携の強化等による都市機能の向上が図られることから、首都圏の国際競争力強化に資するものです。

鉄道ネットワーク機能強化の取組



〔 広域鉄道ネットワークの機能強化 〕



この要請文の担当課/まちづくり局交通政策室 TEL 044-200-2348

川崎駅周辺地区の整備推進について

【国土交通省】

■ 要請事項

川崎駅周辺地区の都市拠点機能整備について、各事業の進展に合わせた必要な財政措置を講ずること。

■ 要請の背景

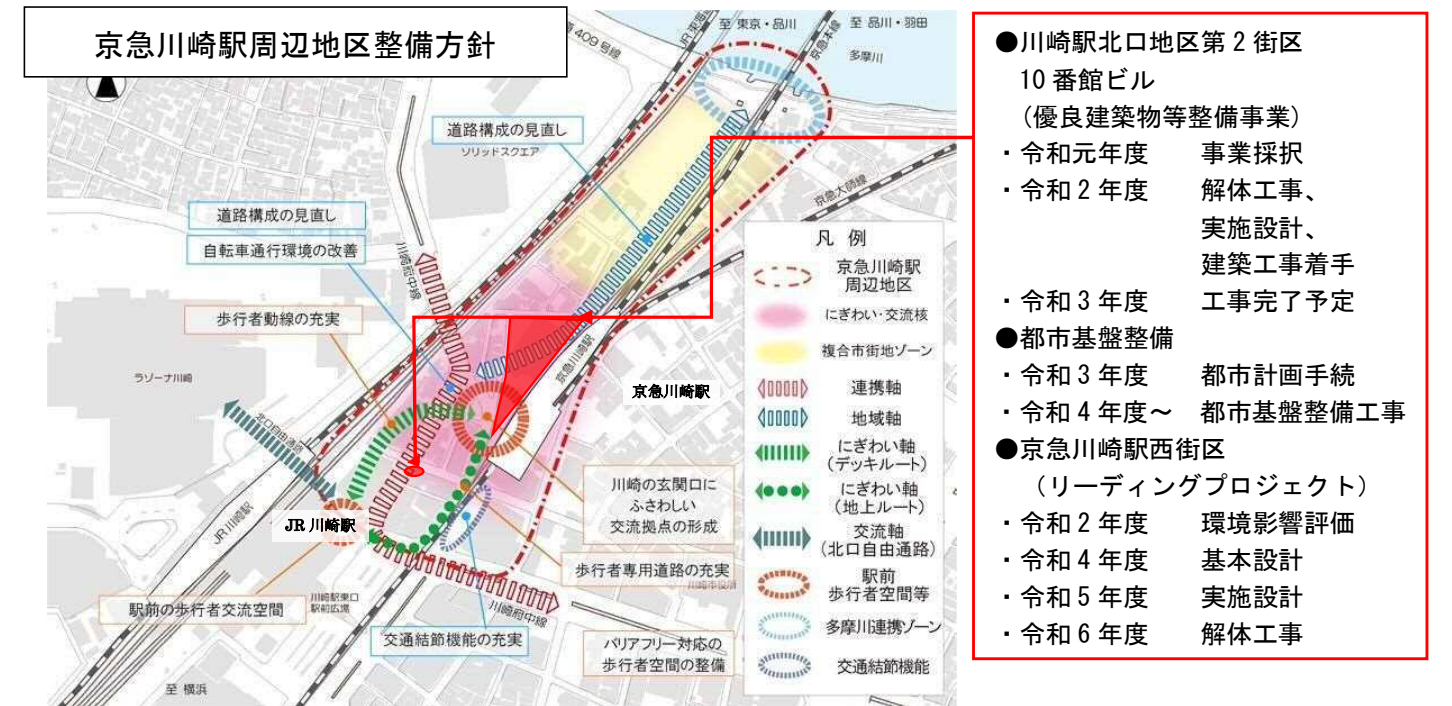
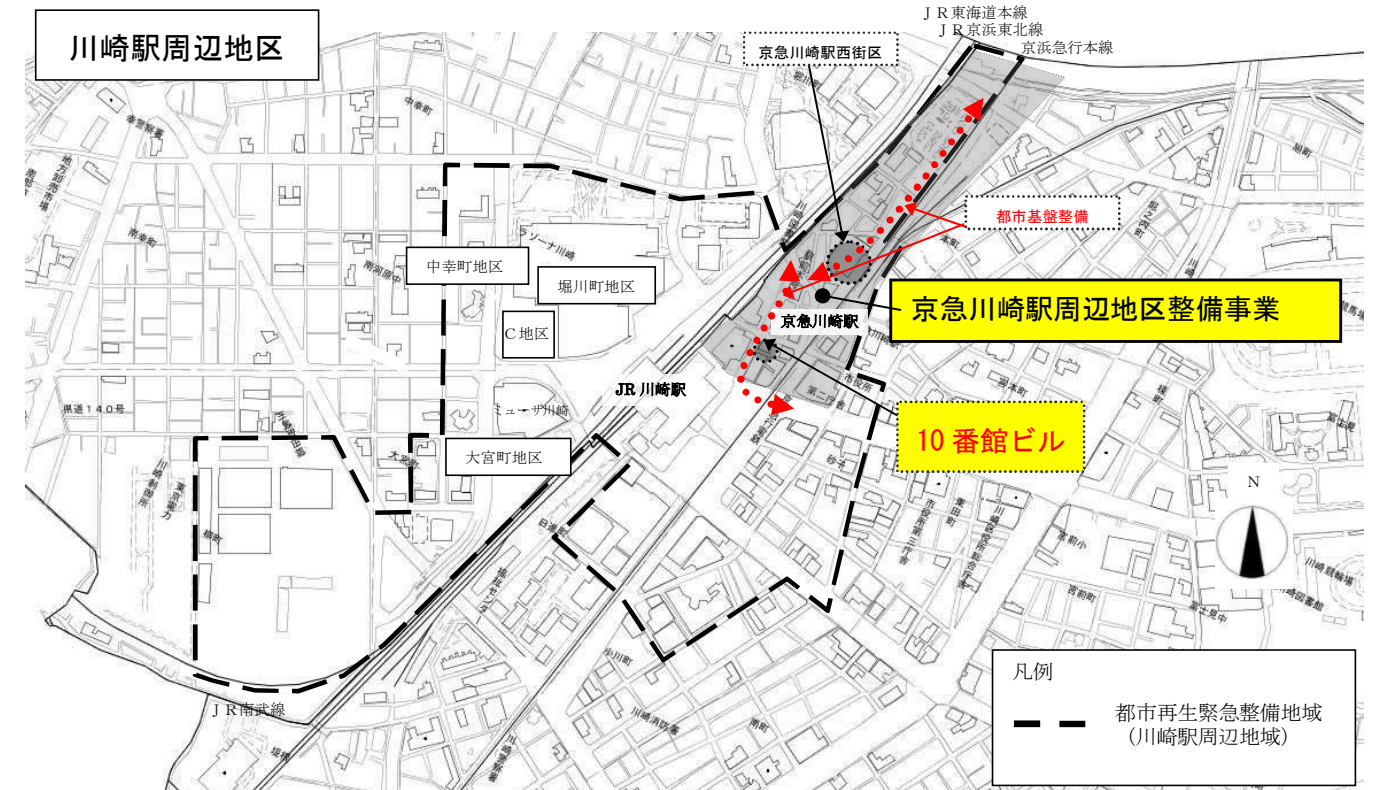
- 川崎駅周辺地区は、本市の広域拠点として、民間活力の導入等による個性と魅力にあふれた拠点地区形成を図るため、川崎駅周辺総合整備計画（平成28年改定）に基づき事業を推進しております。また、都市再生緊急整備地域に指定し、にぎわいのある都市空間の形成を図るなど、都市再生に向けた取組を推進しています。
- 都市基盤が脆弱なことから建物の機能更新や土地の高度利用が効果的に進んでいなかった京急川崎駅周辺地区では、川崎駅北口自由通路の整備に伴う駅間の回遊性・利便性の向上を契機に、京急川崎駅周辺地区まちづくり整備方針に基づき、京急川崎駅西街区をリーディングプロジェクトとする土地の高度利用化や、地区全体の交通環境等の改善に寄与する都市基盤の再構築など地区全体のまちづくりを推進しています。

■ 費用

- 令和3年度計画事業費 約0.2億円（国費 約0.1億円）
- ・ 京急川崎駅周辺地区整備事業 約0.2億円（国費 約0.1億円）

■ 効果等

- 京急川崎駅周辺の土地の高度利用及び基盤の再編整備による、民間活力を活かした都市機能の集積と利便性の高い駅前空間の形成や駅周辺の回遊性、利便性の向上



- 川崎駅北口地区第2街区
10番館ビル
(優良建築物等整備事業)
・令和元年度 事業採択
・令和2年度 解体工事、実施設計、建築工事着手
・令和3年度 工事完了予定
- 都市基盤整備
・令和3年度 都市計画手続
・令和4年度～ 都市基盤整備工事
- 京急川崎駅西街区
(リーディングプロジェクト)
・令和2年度 環境影響評価
・令和4年度 基本設計
・令和5年度 実施設計
・令和6年度 解体工事

■ 今後の費用の見込み

(単位：億円)

事業名称		令和2年予算	令和3年計画	令和4年計画	令和5年計画	令和6年計画
京急川崎駅周辺地区整備事業	事業費	0.6	0.2	4.8	12.7	41.2
	うち国費	0.3	0.1	2.2	6.4	20.6

この要請文の担当課/まちづくり局拠点整備推進室 TEL 044-200-2036
まちづくり局市街地整備部地域整備推進課 TEL 044-200-2730

小杉駅周辺地区の整備推進について

【国土交通省】

■ 要請事項

小杉駅周辺再開発事業等の進展に合わせ、必要な財政措置を講ずること。

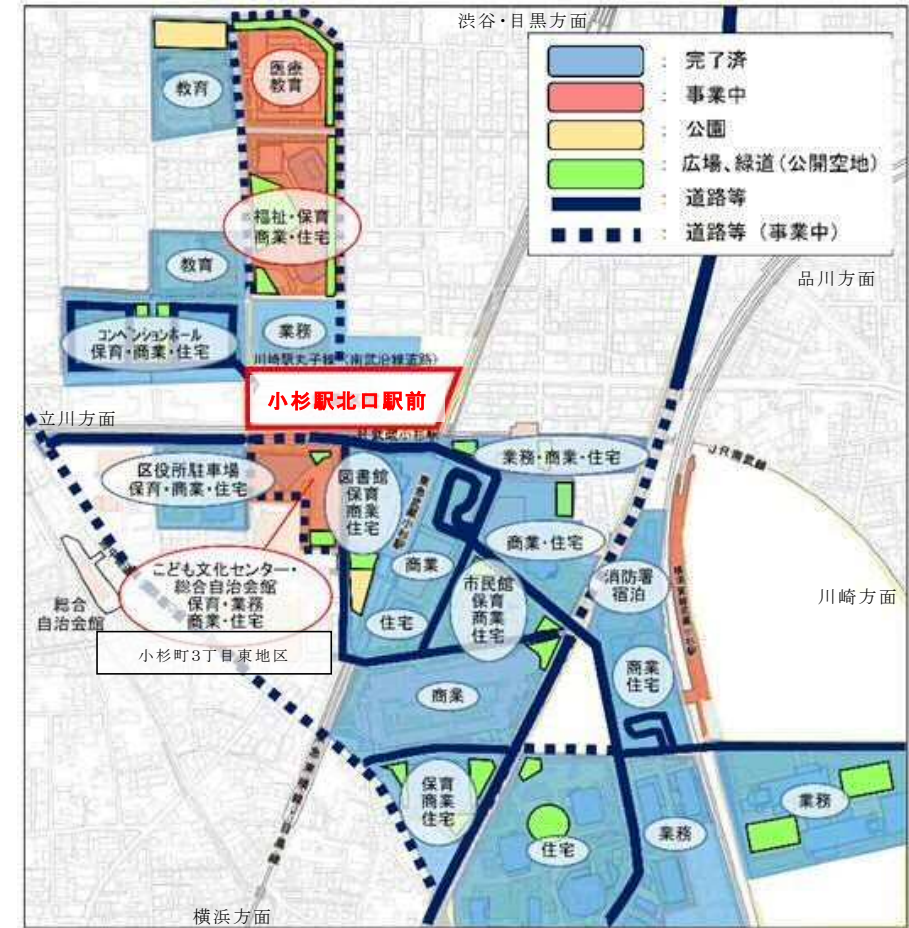
■ 要請の背景

- 小杉駅周辺地区では、本市の広域拠点として、これまで、工場跡地等の土地利用転換の機会を捉え、民間活力を活かしながら、横須賀線新駅や駅前広場・道路等の基盤整備を進め交通結節点としての機能を高めるとともに、商業・業務・文化交流・都市型住宅等の多様な都市機能を集積させ、歩いて暮らせるコンパクトなまちづくりを進めてきました。
- こうした取組により、地区全体として拠点性が高まってきているものの、北口駅前では、駅前でありながら老朽化した建物など低未利用な土地が残っていると同時に、駅前広場における歩行者の安全性や利便性の向上等が課題となっており、これらへの対応が必要となっています。
- このため、民間の土地利用誘導や基盤整備に引き続き取り組み、これまでに整備・誘導してきた周辺の既存施設と相乗効果の高い都市機能等を誘導するとともに、駅前広場の適正規模・配置への拡充やデッキ整備による歩行者ネットワークの強化を図るなど、課題の改善とともに広域拠点にふさわしい魅力ある駅前空間の創出をめざします。

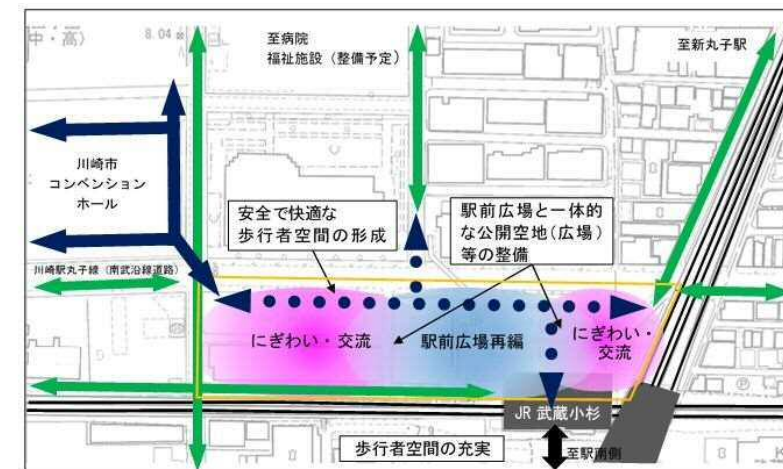
■ 効果等

- 魅力ある都市機能の誘導や適切な基盤整備を進めることで、来街者の利便性や安全性の向上が図られます。
- 社会資本整備による民間投資の誘発など質の高いストック効果が期待されます。

駅周辺事業地区位置図



【小杉駅周辺開発状況】



- 凡例
- 対象区域
 - にぎわい・交流ゾーン
 - 駅前広場再編ゾーン
 - 歩行者動線(デッキレベル)
 - 将来歩行者動線(デッキレベル)
 - 歩行者動線(地上レベル)

■ 今後の費用の見込み

(単位：億円)

事業名称		令和2年度予算	令和3年度計画	令和4年度計画	令和5年度以降
小杉駅北口駅前	事業費	約2.0	0	約0.8	約23.9
	うち国費	約1.0	0	約0.3	約9.6

※ 令和2年度予算のみ小杉町3丁目東地区にかかるもの

この要請文の担当課／まちづくり局拠点整備推進室 TEL 044-200-2988

登戸・向ヶ丘遊園駅周辺地区の整備推進について

【国土交通省】

■ 要請事項

- 1 登戸駅周辺地区及び向ヶ丘遊園駅周辺地区における建築物等の移転並びに公共施設等の整備推進に対する財政措置を講ずること。
- 2 都市計画道路登戸野川線、登戸2号線及び向ヶ丘遊園駅交通広場の早期整備に対する財政措置を講ずること。
- 3 向ヶ丘遊園駅前北地区や登戸駅前地区における共同化事業等の進展に合わせ、必要な財政措置を講ずること。

■ 要請の背景

- 昭和63年9月に土地区画整理事業の計画が決定した本地区は、本市の地域生活拠点として、また、多摩区の商業、業務の中心地区としてふさわしいまちを目指し、土地区画整理事業により都市計画道路等公共施設の整備等を行い、地域生活拠点機能の確立及び商業・業務機能の強化とともに、安全で快適な市街地形成を推進しています。
- 事業の長期化に伴い、建物の老朽化や権利者の高齢化が進むなど、事業の早期完了が望まれていることから、令和7年度末の事業完了に向け、集団移転を確実に遂行し、引続き、効果的かつ効率的に事業を推進する必要があります。
- 区画整理事業による建物更新の機会を捉え、民間活力を活かした建物の共同化等による更なる市街地環境の向上やまちの魅力創出など、地域生活拠点にふさわしいまちづくりを推進する必要があります。

■ 費用

○ 令和3年度計画事業費	約36.9億円	(国費 約18.4億円)
・都市計画道路整備等	約11.7億円	(国費 約5.9億円)
・区画道路整備等	約24.7億円	(国費 約12.3億円)
・優良建築物等整備事業	約0.5億円	(国費 約0.2億円)

■ 効果等

- 区画整理事業による密集市街地解消及び防災性の向上
- 都市計画道路等の整備による地区内交通の円滑化と交通結節機能の強化
- 集団移転の実施による事業効果の早期発現
- 建物の共同化等による市街地環境の向上や地域の魅力と賑わいの創出

【登戸・向ヶ丘遊園駅周辺地区】位置図及び令和3年度要望箇所

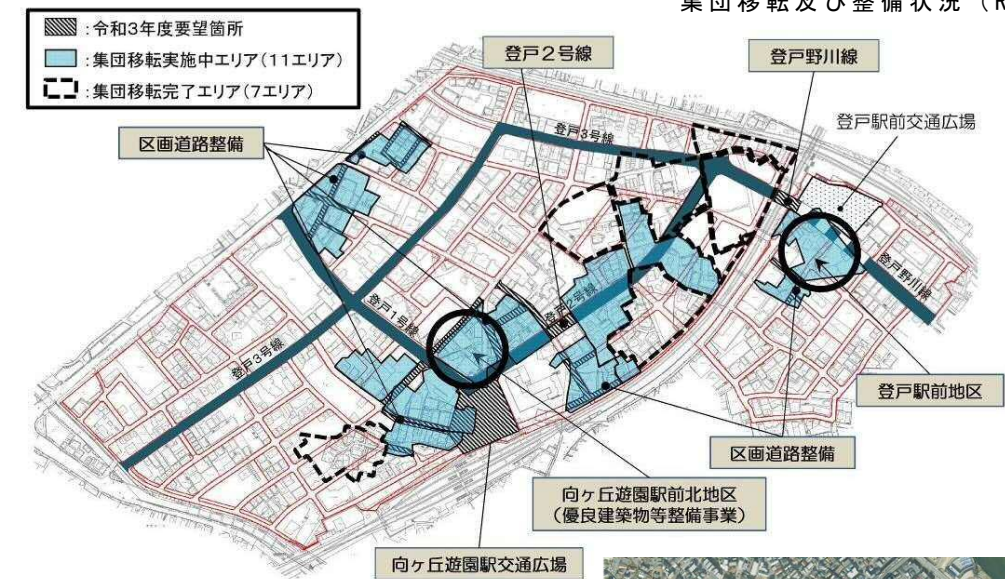
■ 登戸土地区画整理事業の進捗状況

(令和2年4月1日現在)

項目	累計面積・延長等	進捗率(%)
仮換地指定面積 (263,317㎡)	236,711㎡	89.9
建築物等移転棟数 (1,356棟)	1,020棟	75.2
使用開始面積 (263,317㎡)	178,757㎡	67.9
道路築造延長 (11,858m)	7,841m	66.1



集団移転及び整備状況 (R2.4)



令和3年度要望箇所の現況
(向ヶ丘遊園駅交通広場予定地)



■ 今後の費用の見込み

(単位：億円)

		令和2年予算	令和3年計画	令和4年計画	令和5年以降
登戸土地区画整理事業	事業費	35.7	36.4	27.2	12.5
	国費	17.8	18.2	13.6	6.2
向ヶ丘遊園駅前北地区(優建)	事業費	0.3	0.5	0.9	3.3
	国費	0.1	0.2	0.4	1.6

この要請文の担当課/まちづくり局登戸区画整理事務所 TEL 044-933-8511

鷺沼駅周辺地区・柿生駅周辺地区の整備推進について

【国土交通省】

■ 要請事項

鷺沼駅前地区及び柿生駅前南地区の市街地再開発事業の進展に合わせ、市街地再開発事業及び必要な都市機能の整備に係る財政措置を講ずること。

■ 要請の背景

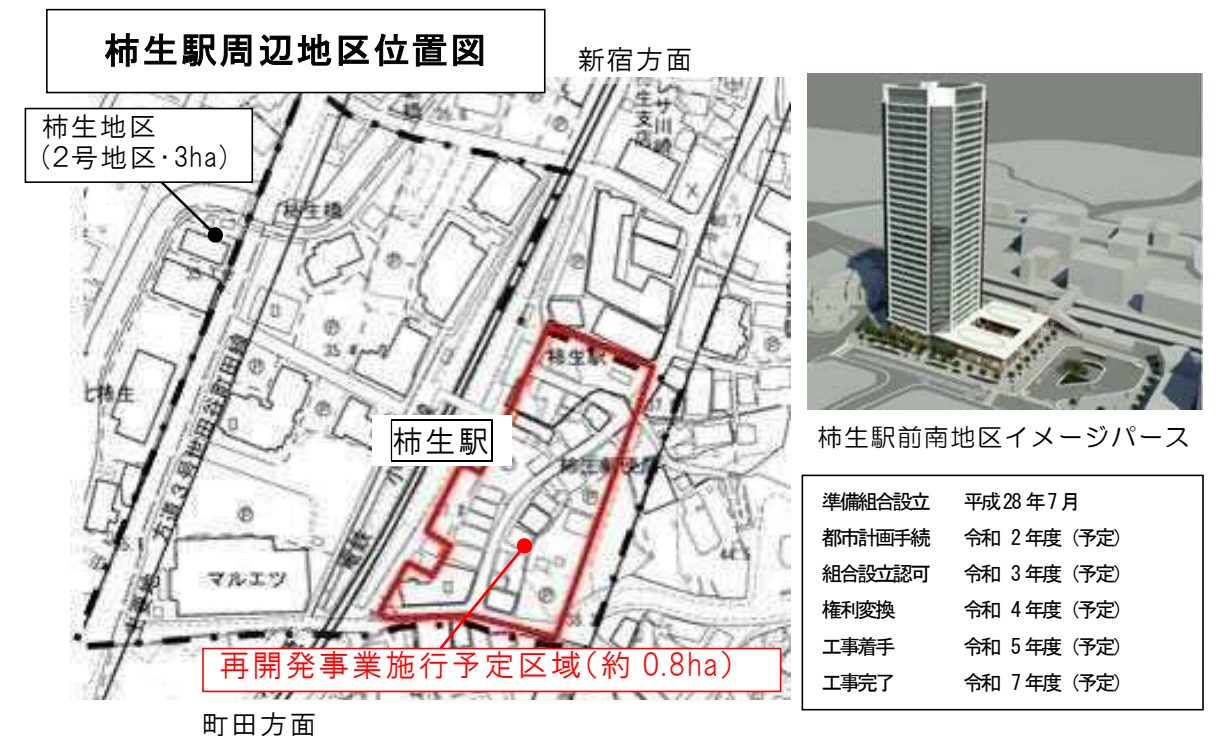
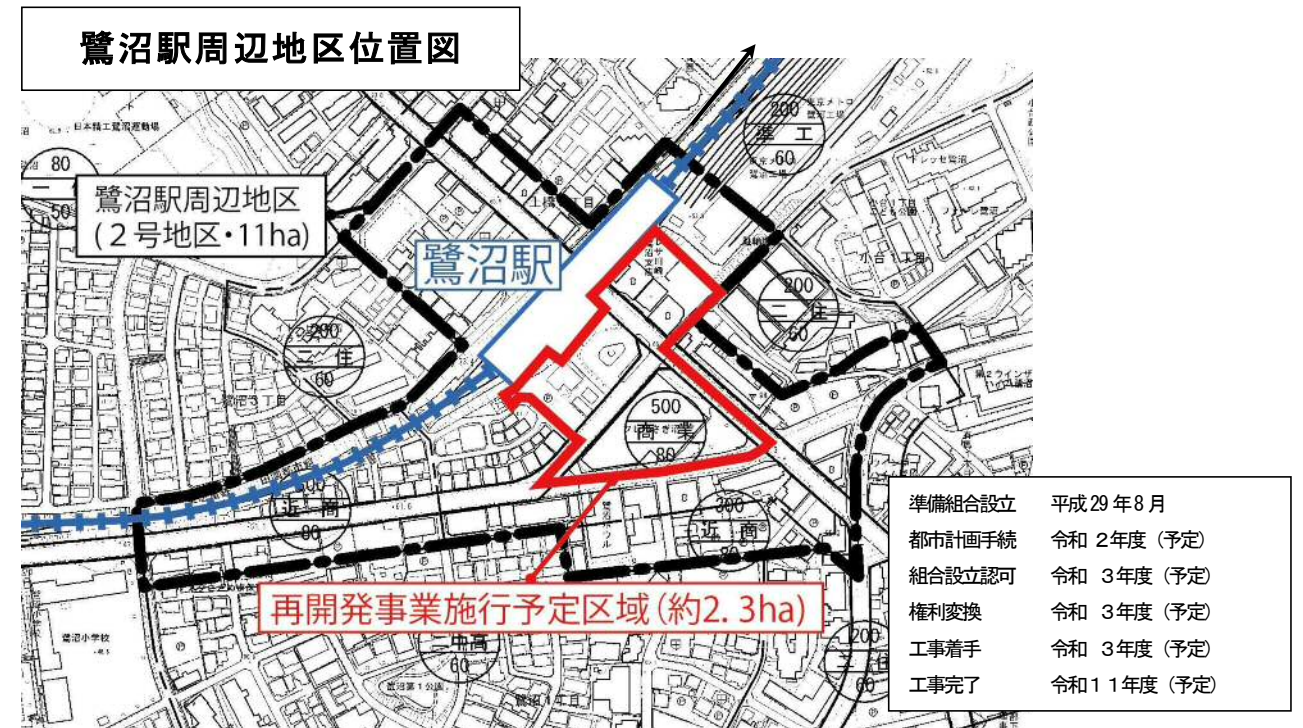
- 鷺沼駅前地区・柿生駅前南地区は、本市の地域生活拠点等として位置づけられ、市街地再開発事業による利便性の高い都市機能の集積や交通結節機能の強化を図ることで、駅を中心に、地域課題にきめ細かに対応したまちづくりを進めています。
- 鷺沼駅前地区は、コンパクトで効率的なまちづくりと低炭素化の促進に向け、民間活力を活かし、市民館・図書館・ホール等を含めた都市機能の導入や交通広場拡充など宮前区の核にふさわしい拠点整備が図られるよう取組を推進しています。
- 柿生駅前南地区は、駅前広場等の整備による交通結節機能の充実や安全な歩行空間の確保を図るとともに、住民の暮らしを支える商業施設や都市型住宅などの都市機能集積に向けた取組を推進しています。

■ 費用

- 令和3年度計画事業費 約13.9億円
(国費 約6.9億円、県費 約3.5億円、市費 約3.5億円)
- ・ 鷺沼駅前地区 約10.3億円
(国費 約5.1億円、県費 約2.6億円、市費 約2.6億円)
- ・ 柿生駅前南地区 約3.6億円
(国費 約1.8億円、県費 約0.9億円、市費 約0.9億円)

■ 効果等

- 土地の集約化と高度利用を図ることにより、駅周辺の都市基盤整備や都市機能の集約が図られ、駅を中心としたコンパクトなまちが形成されるとともに、施設等の更新を通じた耐震化や防災機能の確保により、都市防災力の向上が図られます。
- 駅周辺への多様な都市機能集約により、市民の利便性の向上が図られます。



■ 今後の費用の見込み

(単位：億円)

事業名称		令和3年計画	令和4年計画
鷺沼駅前地区	事業費	約10.3	約15.0
	うち国費	約5.1	約7.5
	うち県費	約2.55	約3.75
柿生駅前南地区	事業費	約3.6	約12.8
	うち国費	約1.8	約6.4
	うち県費	約0.9	約3.2

※本事業費は、県負担分も含めた事業費であり、今後の県との調整による。

この要請文の担当課/まちづくり局市街地整備部地域整備推進課

TEL 044-200-3009

川崎港の機能拡充について

【国土交通省】

■ 要請事項

- 1 国際戦略港湾「京浜港」の一翼を担う川崎港において、交通ネットワークの拡充により、国際競争力の強化に向けた物流機能の強化や、緊急物資輸送ルートのリダンダンシーの確保による防災機能の強化を図るため、臨港道路東扇島水江町線の早期完成に必要な財政措置およびコスト縮減策を講ずること。
- 2 港湾物流機能の効率化、港湾コストの低減に資する、タグボートの定係地確保に向け、小型船溜まりの防波堤整備に必要な財政措置を講ずること。
- 3 大規模災害等に備えるため、海岸保全施設の整備に必要な財政措置を講ずること。

■ 要請の背景

- 川崎港東扇島地区は、首都圏の活動を支える石油化学・鉄鋼等の製造業や火力発電所などのエネルギー関連産業が立地するとともに、コンテナターミナルや日本最大級の冷凍冷蔵倉庫群などの物流機能が集積する総合的な港湾物流拠点となっており、企業活動が盛んであるとともに、雇用の創出にもつながっています。近年、更なる企業立地が進んでおり、物流車両の増加に対応するための交通機能の拡充及び内陸部と基幹的広域防災拠点とを結ぶ緊急物資輸送ルートのリダンダンシー（代替性）の確保が重要な課題です。臨港道路東扇島水江町線の整備については、昨年度より5か年国庫債務負担行為による整備推進を図る特段の配慮をいただいているところですが、引き続きコスト縮減を図るとともに、整備を促進し、川崎港を含む京浜港の交通ネットワークの早期強化が必要です。
- 小型船だまりは、港湾計画においてタグボートや官公庁船等の基地として計画しておりますが、静穏度を確保するため、防波堤の整備が重要な課題となっております。現在、川崎港では、横浜港を基地としたタグボートを利用しており、非効率かつ港湾コストの増加要因となっております。また、横浜港山下ふ頭の再開発に伴い、横浜港本牧ふ頭地区及び川崎港東扇島地区の間で最適な配置となるよう、タグボートの利用実績比率に応じた再配分を行うことが必要となっております。

これらの課題を解決するため、小型船だまりの静穏度確保を目的とした防波堤の整備を早期に行う必要があります。

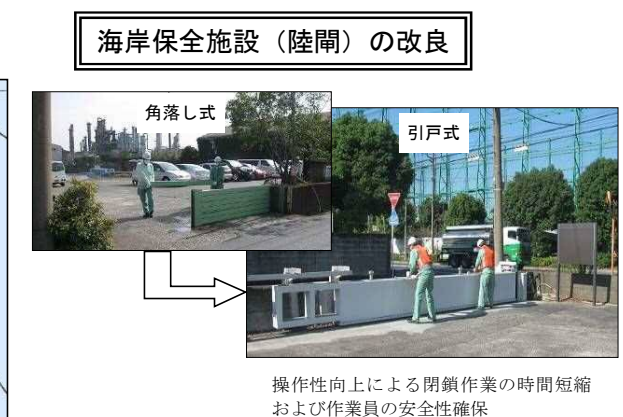
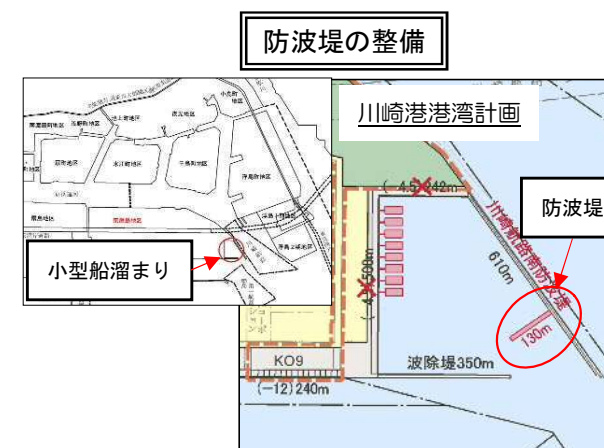
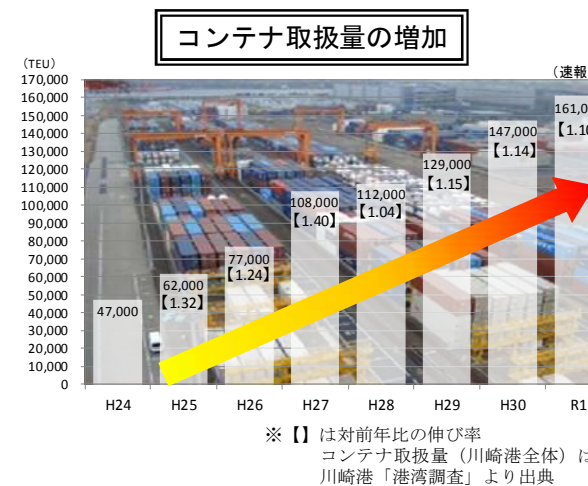
- 首都直下型地震等の大規模地震による津波や、大型台風による高潮等の大規模自然災害に備えるため、海岸の防災・減災対策を推進することが必要です。

■ 費用

- 令和3年度計画事業費 約193億円（国費 約126億円）
臨港道路東扇島水江町線および関連道路の整備、防波堤の整備、海岸保全施設の改良等

■ 効果等

- 京浜港における交通ネットワークの拡充
- 港湾物流機能の効率化による京浜港の国際競争力の強化
- 大規模災害等に対する防災・減災機能の強化



この要請文の担当課／港湾局港湾経営部整備計画課 TEL 044-200-3061

令和3年度

国の予算編成に対する重点要請書

令和2年6月発行

編集発行 川崎市財政局財政部資金課

川崎市川崎区宮本町1番地

電話 044(200)2183